ちに」侍れは、猶如此しるし侍る也

文明七年乙未冬十二月　　侍中藤資直判

とある。藏人（侍中）富小路資直が實隆から借寫したもので、江戸中期の書寫本。

雨夜談抄　宗祇注　一冊　桂宮本　・　五〇二・三二

「箒木別注」ともいふ。箒木卷だけの註釋で、先づ本文を揭げ、主として語句文意文脈等の解釋を試みてゐる。中に

もとのしな、時代のおほえうちあひ、やんことなきあた」りのうち〳〵のもてなし、けはひをくれたらんは、さら」にもいはす、なにをして、かくおひいてけんといふかひ」なくおほゆへし

これには女三宮あたれり、朱雀院のみこ」にて六條院の本臺におはしけれとも、」手なともあしく、心もをくれ給へりし也

と、所謂雨夜の品定に扱はれた各種の女性を、作中に描かれた女性にあてはめて評してゐる。

本書の成立に關しては、自跋にも明示されてゐるが、實隆公記、文明十七年七月七日の條に「抑今朝宗祇、携箒木卷抄出新作一帖來、一見有興」とあり、その前月廿三日には、德大寺邸に於て箒木を講じてゐるのに徵しても、この新作一帖は本書とみて異論はない。

本書は、宗祇の源氏物語研究の態度を窺ふにたるもので、又この種の注釋書の先蹤として、後世諸注釋書にも屢々引用され、一つの準據となつたものである。

揭出本は二八糎×二〇・五糎。袋綴、表紙は朽黄色鳥の子紙に藍の重菱繋ぎ模様。左上に靈元天皇宸筆を以て「雨夜談抄」と外題。本文用紙は楮紙。

一面一三行。本文二二、三字前後。注文三字下り一八字前後。奥書に

文明十七のとし文月のはしめつかた兒女子」のために注し侍り、さためてひか事おほく」侍らむかし」

宗祇在判

此本三四日間遂書寫、早筆殊見苦、且又」寫本書誤之事等繁多、後日書改、以他本」可令校合者也

とあり、江戸初期の書寫。本書は續群書類從にも收められてある。

源氏物語之内不審條々　一條兼良答注　一軸　桂宮本　五〇三・四五

「源氏物語之内不審條々」と端書して、「大床子」以下の有職故實に關する不審三十九條及び「同物語男女せうそくの色め又したてやう不審」と端書して「しろき大うちぎ」以下の裝束に關する質疑七十三條、計百十二ケ條（卷別に記載）に對する兼良の解答である。

前半の卷頭

きりつほ

一、大床子（おほしやうし）、不可然、　よみくせ如何、

河海に、大床子とは天子のつかせ給ふ床子」也、號書御膳、上古は朝夕供之、近代は」一度なりといへり、ひるの御膳と侍なから」朝夕之儀如何、

朝夕は共以書也、故に日の御せんといへり、」されはとて夜の御膳とてはなき也、此外朝」かれゐの御膳あり、此所にても又朝夕供之、」河海にみえたる歟、其間かはりて如此供之、主上の」つかせ給ふ事は」遲速也、其儀式はかり也

の如く、物語中に名目の見える種々の故實、儀式に關する解明であり、後半の卷末

あつまや

一、をみなへしのをり物」　女郎花はたてもよきぬき黄うらあをきをいふ也

若菜下にあり、仍くわ

一、やなきのをりものゝほそなか

の如く、裝束、その仕立樣に關した不審の回答である。いづれも有職故實に關するものゝみで、問者は不明であるが、兼良に種々の質問解答を乞ふた事は（弄花抄（五〇六・一七）奥書參照）數度知られてゐる。本書の成立は本文答に「花鳥にしるせり」「別に口傳あり」とあるにより、花鳥餘情、花鳥口傳抄（源語祕訣）成立後、卽ち文明六年以降の成立と思はれる。

揭出本はその原本であつて、卷子本、二四糎、第一紙長さ三一・二糎、牙軸、表紙は水色金襴緞子に菊花文。題簽外題なく、見返は間似合紙に金砂子切箔の雲霞模樣。設問二字下り二〇字前後、回答三字下り十八・九字前後。本文用紙は楮紙。解答は兼良の自筆、問の條々の筆者は正徹と傳へてゐるが、誤である。

尙、桂宮本一册（五〇二・四三）は江戸初期の書寫。揭出本の轉寫本。

源語裝束抄幷肖柏問答抄　一條冬良編注　一册　藤波本　二一七・三五〇

源語裝束抄

源氏物語の內から「大掛事」「小掛事」以下三十四ケ條の裝束名稱等のことにつき、諸注を引勘して詳解したものである。引勘の注は乃至一注として引用せられたものである。卷頭に

源氏物語不審條々　肖柏尋申故殿」等本

しろき御そのなよゝかなるに、なをしはかりをしとげなくきなし給て」

源氏君事也、御そとはきぬをいへるなり、文衣裳の惣名」にも用にや、直衣はかりとは、さしぬきを着し給はぬ歟

御そとは先きぬをいへり、但しやうそくの惣名にいへる所も」あるへし、なをしはかりとは夜陰の事なれは、知音の中」にては、さしぬきを略して、なをしはかり引かくる事勿論也

とあるが如くである。兼良の事をさして「故殿」と稱してゐるところからみて、この編者も冬良と認定される。奥書に

文明十二年季春申請一條禪閤御注了」　肖柏

と、この勘注狀成立の年次が記される。

揭出本は二九糎×二一糎、袋綴、表紙は丁子引斐紙。同左上に「源語裝束抄幷肖柏問答抄」と外題。本文用紙は楮紙。

一面一二行、二〇字前後、二書合綴本。奥書は

右一册者後妙花寺殿下（冬良）芳」翰也、可爲重寶物也

天文十三曆仲夏上旬」　特進藤判』

右一帖以源中納言通躬卿　自筆」本、密々於燈下令書寫畢

元祿第十四曆」小春廿九」　金紫光祿大夫藤原　于時生年廿才

卽ち、元祿十四年十月、正三位（金紫光祿大夫）大炊御門經音の書寫に係るものである。

源氏物語中の男女裝束に關する詞、名稱等を各卷別に手習の卷迄、二・三ケ條づゝ摘出して、主として一條兼良の說にもとづき注解したものである。たとへば空蟬の卷

きぬあやの一重かさねなめり

女房の裝束五月五日よりは、一重かさねをきる、」ひとひふたつをひねりかさねたる物也、此ときは更に」ひとへをきす、きぬとは、きぬうちきの事也、こい紫に」染たるへし、河海にくれなゐのこき色としなされ」たるは、いかゝとおぼえ侍りの如く、古注に對して批判をも加へてゐる。手習の卷「大掛事」の注解に

東山左府實熙公致仕、進一條前攝政兼良公」書狀之返事、嘉吉元年三月衣と各別の物」也、衣よりはたけなかく候、其色不定、只衣と同し體也、裁縫いさゝか相替候、こうちきに對し」て、大掛と稱す、男の裝束にも女のにも共」以用之候、衣と單との間に着物に候

とあるのは、作者宗碩が前揭「源語裝束抄」をも參照したことを證するものである。終りに「女房裝束抄」として「裳のこしをる長さ一丈、おほこし、ひきこし」以下計七條の名處、寸法を注したものである。

揭出本は二五・五糎×一八・五糎、袋綴、表紙は本寮の後修補。もとは假表紙、同中央に「源氏男女裝束抄」と外題。本文用紙は斐紙。

一面一〇行、注文は四字下り二〇字前後。卷頭に「葉室庫」「賴重」の印あり、奥書は

本云」右一册者、依數奇懇望、令附與藤原」祐梁訖

永正十四年　宗碩判

と著者自身の奥書の他に

本云」右裝束抄者、宗碩自筆以判形在之」本、令書寫者也、則遂一校了』　成恩寺殿答之由也』

命家僕書寫之

とあり、卽ち元祿前後の書寫である。

源氏男女裝束抄　一册　松岡本　二〇九・一九

宗碩の原注に、享保二年正月壺井義知が增補（上卷三十三項、下卷五十四項）頭註等を加へ（二册）、渡邊康映が後附を付したもの（一册）。計三册本、「愚」「愚勘」は義知の增補。

首に享保二年里村昌億の序、尾に義知の跋がある。後附一册は「女官飾抄」（一條兼良作）「胡曹抄」「藻鹽草」より服飾、色目の事等を拔抄したもので、義知が鼈頭に補筆してゐる。

揭出本は美濃判、上・下・後附の合册、京都堀河高辻の錢屋儀兵衞の開板本である。

源氏物語調度抄出　一册　桂宮本　五〇二・四二

編者未詳。源氏物語に出てくる調度、畫圖、薰物等廿五項につき、卷毎にその詞の出てゐる本文（用例）を拔萃したものである。

首に「雜物部」と總見出して、「調度部」「御帷幄部」「屏風部」「琴部」「雙紙部」「畫圖部」「硯部」「鏡臺部」「唐匣筥部」「螯上宮部」「火桶部」「火取部」「薫物部」「念珠部」「舟部」の事項をあげ、その語の用例を本文各巻から抜萃したものである。以上十五の部をさして「雜物部」と總稱してゐるのをみれば、まだこの他に服飾、有職一般の部があつたものと考へられる。

即ち本書は源氏物語の有職、服飾、調度、飲食その他の語彙とその用例を部類したもの丶一部であらう。現行書名は本寮修補の際の假稱であつて、原題は不明。編者、成立年次等についても明かでないが、掲出本の奥書に

右一册不慮見來之間、率令」寫留之、寫本貞和之比之筆也

貞享二歳次乙丑仲夏日

と靈元天皇が宸書されてゐて、尠くとも原本は吉野朝貞和以前のものであることが推定される。

掲出本は二九糎×二一・五糎、大和綴、表紙は素斐紙に藍色の雜に女郎花、蝶の圖柄を摺つたもの。題簽は本寮修補の際の貼附「源氏物語調度抄出　完」と。本文用紙は楮紙。

一面一二行、一九字前後。本文中には朱墨兩筆で侍中人名が互細に注記されてゐて、本文、奥書、注記共に靈元天皇の宸筆に係る貞享二年五月の書寫。

仙源抄　長慶天皇御注　一册　谷森本　　谷・三四四

長慶天皇弘和元年の御撰、源氏の雜辭を「いろは」分けにして註釋された辭書である。古く作者は内大臣花山院長親（耕雲丶、或はその父内大臣家賢とする説があつた。

始め無題のものらしく「源氏物語色葉抄」「いろは」「類字」その他多くの異名で呼ばれる。「仙源抄」とは花山院長親の命名で「仙洞の源氏物語の抄」の意であらう。卷末御跋文は

弘和のはしめの年、三のあまりのおり〳〵、なか」き夜のつれつれもなくさめかたく侍しまゝに、」ひかる源氏の物かたりをとりてみるに、おほつ」かなき事ともおほかりしかは、ふるき釋ともを」たつね見侍るに、いつれも簡要はすくなく、枝葉」はおほし

故に古來の注釋の「相違の事をかんがへつゝ、同文字なる詞を、いろはの次第にあつめとゝのへてみれば、五十餘卷、たゞ一帖につゞまり、文字のつゐでをたづねれば、たな心をさすがことし」と、この獨創的な語釋書の編纂方針、來由等をのべられ、次いで「定家假名遣」に對して、その不條理、無根據を論難されてゐる。即ち河内本系統の源氏物語のうちから、難辭を摘記して、先行諸注によつて注解せられたもので、その内に天皇の御考説には「愚案」とし「定本」（定家本を指す）、「延元宸筆」（後醍醐天皇）、「舊院御勘」（後村上天皇）、「故女院」（御母新待賢門院）の御説をも明示し、吉野朝廷の源氏物語研究の跡を知ることが出來る。辭書的注釋書として獨創にとんだ最初のもので、中世廣く用ひられ、類書たる類字源語抄、水滴色葉類聚抄は何れもこれに準據してゐる。

傳本は天皇の皇子（尊聖行悟か）の書寫されたものと、耕雲の書寫したもの丶二系統に大別される。後者には語彙が多い。（例へば「い」部、前者は四十一、後は四十七辭）群書類從所收本は後人が語彙を追加したもので、「愚案」の文字も省いてある。

掲出本は二六・三糎×二一糎、袋綴、表紙は谷森善臣の附したものと思はれ、題簽は善臣筆にて「仙源鈔　耕雲自筆本寫　長慶院法皇御製」とある。本文用紙は楮紙。

一面一〇行、注釋は細字二行書き。第一紙に「久世藏書」「靖齋圖書」の印がある。本文は耕雲書寫本系統に屬し、奥書は

山みつのその源をきよめてそ」ちゞのなかれもにこらさりける」

耕雲山人跋』

本云、」右一帖者、借請中院前内府　通秀公　本　耕雲、」仰右大辨宰相自筆、」元長朝臣令書寫之、但遅々」件本念之間、奥十二三枚予書之

于時文明十八年菊月廿二日終功訖」　按察使藤原親長判

同九月廿六日一校了』

此抄、所持之本紛失之處、甘露寺前亞相」元長卿　書寫之與予給、即刻遂一校者也、

時永正十八年辛巳孟夏二十日」　從四位上藤原資直』

右一册者亡父相傳、雖爲祕抄、或仁依懇望、」許一覽被遂書寫之功、嚴命難辭之」條、加一校、大抵落字等之誤無之者歟、深」可禁他見而已

于時弘治元年乙卯黄鐘十四日」　刑部卿藤原氏直』

書寫了　　權僧正眞淳

室町末期、權僧正眞淳の書寫と思はれる。尚新しく紙を加へ、谷森善臣が皇子書寫本系統の奥書を書き加へてゐる。

この他、右と同系統の江戸初期書寫の桂宮本（四五七・一九四）一册と、皇子書寫本系統の、長慶天皇御跋文の次に

應永第三のきさらきのすゑつかた、」紫のいほりのしはしのつれ〳〵もや、なく」さむとて、ふるほむこひらきみるつゐ」てに、先人の遺毫にて、此御草本あり」けれは、かたのことく清書のこゝろさしを」のふ、さためて、ふてのあやまりも、心えの」ひかことも、のかるましう侍るらんなれと、さの」みためらはむ事は、かやうにゑらひおかれたる」御心はえも無になる心ちして……一たひはこの一帖の撰せられ」たるさまのたえなる事を思ひ、一たひは、かの」物かたりのおほつかなさをも、はれんかために」……このまゝひたふるに、しみの」すになさむことは、ねむなくこそ

應永三年二月十七日以先皇之」御草本、如形遂清書之功」

求法之沙門判

の皇子奥書をもつ桂宮本（一五四・一六）一册がある。

類字源語抄　師成親王注　一册　續群書類從本　四五三・二

「源語類字」とも云ひ、「いろは」分けの源氏物語の語釋辭書である。仙源鈔に比し、語彙及び註釋も幾分增加し、詳細になつてゐる。例へば「い」の部は五十一項の語を有し、「私云」を區別してゐる。

尙奥書によれば、吉野朝廷に傳承された源氏學の集成であり、永享三年師成親王が舊本の錯亂を整理書寫して相傳したものとあるが、現存本中には屢々「有花鳥餘情」として花鳥を引勘してゐるのを見れば、後世の加筆（恐らく兼載乃至紹永あたりの）も相當混入してゐると思はれる。

師成親王は後村上天皇の皇子、宗良親王に和歌を學ばれ、後禪門に入られて竺源惠梵と稱せらる。晩年は周防の大內氏に寄られたといふ。

揭出本は續群書類從の原本で、內題に「類字源語鈔」とある。美濃判の袋綴、「和學講談所」の印がある。前半は師成親王惠梵の類字源語鈔、その奥書に

本云」此一册則依有可相傳之子細、改舊本錯亂」而難見、忘老昧之勤勞、而呵凍筆、以新」所寫出也、祕決口傳等悉以注之、云斯道之」奥區、云製作之根源、尤以可尊重者哉、」縱雖親戚畏友、輒不可許一見者也、身後」相殘經眼路者、敢莫忘懇眞而已、」傳授子細別紙注之

永享三年季冬日」　釋竺源在印　惠梵在印　行年七十一在判」

後半は紹永法眼（美濃の齋藤妙椿に仕へた）が、仙源鈔にあつて類字源語鈔にない語彙及び釋文を抄出した仙源鈔抄出一卷である。その奥書に

右目安抄出、類字仁所無之詞」書求之、爲首尾一卷處也

文明十一年霜月廿九日書之」　法眼紹永』

以傳々寫本書之間、不審等繁多、」追加校合可直也

明應庚申（九年）仲商（八月）上澣終書功

とある室町末期の書寫本。

水滴色葉類聚抄　一册　桂宮本　五〇一・八七四

仙源鈔と類字源語抄との語彙解釋をそのまゝ一括併記したものである。從つて「愚案」とあるのは、仙源鈔にある長慶天皇の御說「私云」とある多くは、類字源語抄の師成親王の御說である。

揭出本は二八・五糎×二〇・五糎、袋綴、表紙は斐紙、薄鼠地に菊牡丹唐草模樣、題簽は靈元天皇宸筆で「水滴色葉類聚抄」と、その右下に「全」と朱書。本文用紙は楮紙。

一面一二行、各語彙の下に一行乃至二行書に解釋を附す。三條西實澄（實枝の前名）の奥書に

右仙源鈔耕雲作　源語類字――」兩抄兼載而勒以爲一卷、穿鑿之說々」雖有之、不遑創除之、見者可加用捨而已」

永祿庚申（三年）仲冬　　亞槐翁實澄

とある。これによれば、仙源鈔と源語類字鈔とを合せて編纂したものは猪苗代兼載である。しかし一方裏の類字源語鈔の奥に仙源鈔抄出を拔萃して載せてあるが、これは紹永の仕業とも考へられる。本書はこの兩抄を合して一卷に再編纂したもの。他は類字源語抄に洩れた仙源鈔注釋を別に附載したもので、嚴密に同一書とは云へないまでも、兩書は密接不可分な關係にあるものと考へられる。

因に本書はこの次に「仙源鈔」奥書（長慶天皇御敎、應永三年の皇子奥書、並に耕雲長親の跋歌）と、「源語類字」の奥書とを併記し、

本云、」以宗祇庵主重持本寫之　　平緣音判

とある。この奥書は類字源語抄のみのものか、本書全體の奥書であるか、遽に判斷つかないが、この奥書からしても仙源、類字兩抄を合編したものは、連歌師關係のものであることが推察される。

本書は江戶初期の書寫で、朱點朱筆の書入がある。その中には實澄（實枝）の「箋」の注記がある。卽ちある程度、實枝の校閱加筆あるものと考へられる。

源氏物語はらはぬ塵　本多忠憲編　四册　松岡本　二〇六・六二〇

湖月抄による源氏物語本文の語彙索引である。

ことし春たつはしめの日」より、おなしき月の十あまり」九の日まて、ふつくゑによりて、」ひかる源氏ものかたり湖月の」抄を、そこはかとなくよみもて」ゆく、たゝに見すくさむもほい」なけれは、此ふみの中に、」さへきくさ〳〵、おほよそに」かいつけとゝめぬ、いまはた、いろは」のかんなにかきわけて、のちに』よむへきふしのたよりになしぬ

文化といふよとせの春」きさらきの日」　本田ふちはらのたゝのり」しるす

の序によつて文化四年正月の編で、源氏の語彙を「いろは」順に集錄し、その下に湖月抄版本による卷名、丁數、表裏を記入したものである。

揭出本は半紙判、袋綴、丁子引表紙に「はらはぬ塵　源（氏・物・語）」と外題、四册、江戶末期の書寫。

忠憲は伊勢神戶の藩主。本多忠永の子、甲馬と稱し、華陽と號す。國學者にして故實に通ず。宇津保物語不拂塵、類聚武器和歌、鞍具文字小集等の著がある。

源氏系圖　一册　二〇六・七九〇

厖大な小說には様々な數多い人物が登場する。隨つて解讀の栞ともなる各人物の解說が要求される。それのまとまつたものが系圖である。

本書は桐壺院（太上天皇）以下六條院（光源氏）を中心としたもの、先帝以下紫上を中心としたもの、攝政太政大臣以下致仕太政大臣（頭中將）、柏木を中心としたもの等々、主要な各人物を系圖して、簡單な注記を施したものである。卷末に和歌目錄、作者（登場人物）等の數をあげ、「花の色を人によりて定たる事」及び「人々のかたちを花によそへる事」「屋所の事」等を附し、最後に所謂「源氏の物語のおこり」を附載してゐる。

編者は不詳であるが、系圖の排列、注記等から推して、本書は實隆編以前のものゝやうである。

揭出本は美濃判、袋綴、表紙は茶色の斐紙。題簽に「源氏系圖」。本文用紙は楮紙、無奥書の江戶初期の書寫。

源氏物語系圖　三條西實隆編　一册　桂宮本　一五〇・七一二

何時頃からかゝる系圖が存したか確證はなく、ましてその始源的形態も不明であるが、所謂河內守方の源家（光行・親行等）の源氏

研究には相當早くから研究制作され、利用されてゐたものらしい。三條西實隆前に既にかゝる系圖の存したことは、文明十九年二月、彼自身が系圖を菜にして源氏を讀んでゐる事（實隆公記）からも判明されるが、その系圖の不備不完を痛感したので、實隆は改めてその修訂を志し、以後二ケ年肖柏や宗祇の指南をうけて、本書が周備したのは長享二年四月廿六日であつた。

桐壺院以下の系圖の次に「系圖之外人（卷々註之、於同人者加朱點今案料簡也）」として、系圖にのらぬ人物を卷別に記載してゐる。

揭出本は一四・五糎×二〇・五糎、美濃半切横本、袋綴、表紙は白茶の地に藍摺の水藻唐草模様。題簽は紅地に「源氏物語系圖」とある。本文用紙は斐紙。江戸初期の書寫。奥書に

本云」此物語系圖、去長享二年春之比、」肖柏等相談之、訪宗祇法師指南、粗」所清書之本也、被引餘習、以件愚」本染禿筆、不可出窓外者也

永正第九臘月廿七日　　老槐散木御判

卷々年紀爲備忽忘大概注付之」永正十、二、八、

と三條實隆の奥書及び永正十年二月追記の識語がある。

源氏物語年立　一條兼良作　一册　桂宮本　五〇二・四七

源氏五十四帖の内容目錄を、桐壺から幻卷迄は光源氏の年齡に、匂宮から夢浮橋迄は薫の官位昇進に隨つて要約したもので、特に竹河、紅梅から宇治十帖への年序には苦心したらしい。卷頭に

漢家の詩文には年譜目錄といふものありて、所作の」前後昇進の年月をかうかへみるに、その便をえたり、」しかるに源氏物語五十四帖において、諸家の註釋これ」おほしといへとも、いまた一部のとしたちをみす……又かほる」大將の昇進、たけ河紅梅よりのち、宇治の卷のうつ」りに相違のことおほし、水原河海の諸抄にも筆」をさしをかれき侍り、いま愚意のおもふところ、」いさゝか詩文の例になすらへて、五十四帖のとしたち」をしるす、そのうち、きりつほよりまほろしの卷ま」では、光君の年齡をもて卷をさため、匂ふの卷よ』り宇治十帖にいたりては、薫大將の昇進をもて段々を」わかてり、……享德二みつのとのとりのとし」六月にこれをしるす

と兼良の自序がある。享德二年の述作。本書は源氏判讀のための梗概年表、年立として初めてのもので、その功績は大きい。

湖月抄所載の本書奥書には「件正本應仁大亂、於桃防（坊カ）文庫爲白浪奪取畢、爰經十年、不慮感得之、懌無物于取喩、此一帖以彼眞本、加書寫者也」云々と永正七年一條冬良の識語があつて、本書の流布後、源氏物語解讀の手引として重寶視され、岷江入楚には本書を各卷頭に分割揭載し、湖月抄には本書のために一卷をさいてゐる。

揭出本は二七・五糎×二〇糎、袋綴、表紙は白茶地の斐紙に藍摺の窠繫木瓜模様、題簽は卵色地に藍摺龍文模様に靈元天皇宸筆を以て「源氏物語年立」とある。本文用紙は楮紙。

一面一二行、二〇字前後。年立本文、幻卷までは六條院光源氏の年齡を揭げ、その年にあたる卷名、事件、事柄等を漢文様に注し、それ以後は薫の年序、官位を見出しにしたもの。無奥書の江戸中期の書寫である。

源氏物語聞書　一册　桂宮本　一五四・二四

著者不明。首に「作者」「作意」「時代」「諸本不同」「題號」「源氏姓」「準據」「古來稱美」等、總說的個條を弄花抄より抜萃し、本文には卷名の由來と、詳しい内容細目とを並記してゐる。源氏解讀の栞に作成されたものであらう。

揭出本は二八・五糎×二〇糎、袋綴、表紙は白絲色の斐紙に、紫色の水藻唐草、外題に「源氏物語聞書」とある。本文用紙は楮紙。一面一一行、二四字前後。無奥書の江戸初期の書寫本。

けんしのちう小かゝみ　花山院長親著　一册　桂宮本　一五二・一〇九

首に「けんしのちう小かゝみ」せうちやうねんとのへ、」こう雲しん上」とあり、勝定院（足利義持）に長親の進上したものゝやうである。「けんしもくろくの次第」として目次を附し、次に卷序を追うて卷名の由來とその内容梗概を摘記し、その中に連歌に用ひらるべき語句を摘出して注し、付句についての注意までも與へてゐる。

本書には青表紙以外の本も參考せられ、おほむね和歌、連歌のための源氏手引と見られ、源氏梗概書としては「無名草紙」につぐ最古のものである。特に目次の縦の併びに雲隱を入れ「廿六　くもかくれ」此まき、雲かくれと云事、大かたよにふらさるゝ也、雲かくれは、とんせいの事也、ひかる源氏と申せば、くもかくれよきたよりなり、ひかりかくるゝおもひの行するなどゝ云、月日のあめ雲にかくれたるよしなるべし」と卷名の由來を述べ、「夢の浮橋」卷末に「其のち山路の露といふものをつくりて、たづねあひたるなど申せども、五十四帖のほかなればしるさず」と「山路の露」にも言及し、源氏物語研究史上注意すべき記載が多い。

「源氏小鏡」類には類本、異本が多く、㈠源語中の語句の抜書の存する系統と、㈡抜書のない系統に大別される。右のうち㈠の述作動機は風雅の典型としての源氏の梗概と、それに隨伴する和歌連歌詠吟のための作法書としてざあつたらうが、その作法書的要素が次第に稀薄になり、源氏の梗概書として流用され、遂に獨立したものが㈡（譬へば、鷹・四五六の源氏小鏡）の系統とみることが出來る。

因みに長親は吉野朝の碩學で、歌人。音韻學に通じ、耕雲と號し、宗良親王に師事、二條派の正統で新葉集撰集にも關與し、「耕雲口傳」「倭片假名反切義解」等の著がある。永享元年薨、八十餘。

揭出本は二七・五糎×一九・七糎、袋綴、表紙は薄鼠色鳥の子紙に藍色の櫻唐草模様、同左上に「けんしのちう小かゝみ」と外題。本文用紙は楮紙。

一面一二行、二六字前後。江戸初期の書寫本。卷頭は（もくろくの次第の次）「一桐壺」として

此卷きりつほといふ事、大うちにある御てんのな也、淑景舍といふは」きりつほの事也、ひかるけんしの御はゝ、さふらはせ給ふ、さてこそ」きりつほのかういとは申けれ……風野分して物あは」れなる夕暮に、内よりかのさとへゆけいのみやうふと云

にねう」はうを御使につかはせ給ふ、なき人の宿なれは故郷なとにも付」へし、其ほとのことは、やへむくら、雲のうへ人、みや木野、」こはき、あさちふのやと、むしの音しけき、すゝむし、」大うち、みやつかい、露おきそふ、これらは更衣のさとのことなれ」は、なき人の宿なとゝいふ事あらは付へし、と、本書が連歌作法書として述作されたものであることが判明する。

本書は㈠系統本中、古態を存するものと思はれる。本書に類本、異本の多いことは、室町期に和歌連歌の風情の典據としての源氏の梗概書が、如何に愛讀されたかを示すものであり、その間、自然轉寫のうちに增補改變せられて、異本類は出來したのであらう。

尙、板本繪入源氏小鏡三册（二六六・三三八）は、右に幾分增補されたもので、又誤脫の生じた個所もある。本書のきはだつた特徵は、卷末に「夫生死無常の雲あつく」云々にはじまる跋文の附加されてゐることである。明曆三年安田十兵衞開板のもの。他に慶安四年及び寬文六年以後數種の印本がある。

源氏最要抄　二册　桂宮本　　五〇二・四四

源氏物語五十四帖各卷別の純粹な梗概書。小鏡よりも整理され、きりつほのかういとは、ひかる源氏の御はゝなり、ちゝは」大なこんにて、すきさせ給ふ、はゝのきたのかたは、あま」になりて、むすめのきりつほの御かいしやくにつき」そひ給ふにはじまり、敍述は平明ですぐれてゐる。著者並に著作年次等は明かでないが、小鏡より後世のものと考へられる。

揭出本は二五糎×二〇糎、袋綴、表紙は藍の斐紙。題簽に「淺聞抄上下」とある合本。本文用紙は楮紙。序文は一面九行、一六字前後、本文初は一二行、一九字前後が次第に後は一八行、二六字前後に增えてゐる。下卷は一九行乃至二〇行書、二七字前後。無奧書の江戸初期の書寫。

紫塵愚抄　四册　　五〇三・二八

宗長の編と傳へられてゐる。源氏物語五十四帖のうち、筋の發展を考慮しつゝ、本文中情趣豐かな詞章、贈答歌等を各卷別に拔抄して、四册に輯めたものである。

首に物語の卷頭から「心ほそけに里かちなるを、いよ〳〵あかす哀なる物におほして、人のそしりをもはゝからせ給はす」迄をあげ此物語五十四帖のつくりさま、心のいつみみなもととをく」なかれ、詞の花ねさしふかく匂ひて、いつれをすて、いか」なるをのこすへき事には侍らす、予年久しく思ひ」入道なから、老のなみにおほれ、山井の水にしつみて、」一部をみる事かたきゆへに、四帖につゝめて、三か一を」かたとれり、物を抄する事、人の心さま〴〵にして、」かならすとすへきことはり侍らぬにや、しかはあれと」閑寂のなくさめとして、ある世のうちは墨の袖に」たつさへ、なき世の末には、紫のゆかりとも見る人侍れ」かしとて、まき〳〵のなかを塵はかりつゝ、をろかなる心に」まかせてぬきいて侍れは、紫塵愚抄とこれをいふなるへしとあつて、携帶繙讀のためとはいふが、これ亦和歌連歌の風情情趣を味得せんがためのものと考へられる。

揭出本は二六・五糎×二一糎、袋綴、表紙は無地の紺色。題簽は飛雲模樣の蠟摺紙に「紫塵愚抄一（二一・三）」。本文用紙は楮紙。一面一二行、二三字前後。本文中各條項の頭肩に朱、墨筆で「更衣病シテ内ヲ退出ノ時、御門ノ御心也」「更衣ウセテ後ノ事」「御門ノ御詞」「河原院ノサマ也」等々、その詞章を補足說明した註記があり、贈答歌にはその詠者を記してある。第一册の見返に

紫塵愚抄　四册一　外題　實澄公

みをつくし　雅綱卿　　きりつほ　梅かえ　雅春卿　はし姫

と、別筆の極札がある（包紙にも）。無奧書ではあるが書寫は右と略同時代、室町中期と思はれる。

源語部類　四季部　一册　桂宮本　　五〇一・一〇四

春夏秋冬に分ち、更に各季を霞、鶯、花（春二十一語）藤、郭公（夏二十一語）、萩、露、月（秋三十一語）、時雨、紅葉（冬十三語）等に細目して、卷別に、各語の出る光景の本文を抄し、それに「源氏の心」「頭中將詞」「地」の文等と注を加へたもので、和歌詠吟のために、風情を知らしめんがための書であらう。

揭出本は美濃半切橫本、袋綴、表紙は薄鼠色地の斐紙に漆、銀をもつて霞を引く。題簽は後の補修、本文用紙は楮紙。一面一五行、一八字前後。無奧書の江戸中期の書寫。

源　氏　一册　桂宮本　　一五四・一五

首に目錄、本文は桐壺から卷を追ふて、たとへば卷頭桐つほ御門より更衣の里へ、ゆけひの命婦」を取遣所なり、比は秋、月あり、庭に草たかく」あるへし、更衣の母勅書を披見

す、命婦」車ゑんのきはにあるへし、ゑんにて命婦に」對面、すたれのうちにわか君あるへし、ね入給ふ所也、」定而更衣の母の衣束可爲色か、勅書也

として、次に「ほとへは、すこしうちまきるゝこともやと」云々にはじまる本文（勅書の文）を摘記する。卽ち卷の中、繪卷その他繪畫に適した美しい場面の構圖を敍して、その個所の本文を配してゐる。本文は青表紙本系統。尾に

一、桐壺十五所　　一、はゝ木ゝ九六所（中略）

一、夢のうき橋三二所已上　繪ニ能所二百七十九也　合百五十八、不殘合四百八十八所

一、山路の露十二合五百所也

と、繪畫として鑑賞し得られる個所の數を各卷別に記載してゐる。繪卷、繪合作成の爲の參考書として著作されたものか。

揭出本は二八・五糎×二一糎、袋綴、表紙は丁子引斐紙。外題に「源氏」、本文用紙は楮紙。一面一二行、構圖の部は三字下り、一八字前後。無奥書の江戸中期の書寫。

山頂湖面抄　二卷一册　桂宮本　　五〇二・四一

內題に「源氏祕書」（上卷）「源氏深祕」（下卷）とある。源氏各卷の內容についての定家假托の和歌の注解書。

卷首に源氏の目錄をのせ、

右五十四帖ノ傳ヲ定家卿一卷ニ一首充連（田カ）云也、一首ニ其卷ノ理ヲ」五六讀テ三十一トセリ、歌ノ情ハ不詳トモ本トセリ、源氏初心ノ人何トモ」不知シテハ可悶迷、如斯歌計ヲハ水入ノ大事ト云ヘリ、不可他見云々

一、桐壺のうちゑみかほにおもやせておかしはつかし花鳥のこゑ（のイ）　定家

として、右の歌を桐壺の筋を參勘して注解したものである。

一書によると、本書は「祐倫抄」とも呼ばれ、文安六年祐倫（未詳）の作とも言はれる。傳宗祇作の「源氏增鏡」は本書の增補とみられる。

揭出本は二八糎×二〇糎、袋綴、表紙は白地斐紙に藍摺の草花紋づくし。外題に中御門天皇宸筆を以て「山頂湖面抄」とある。本文用紙は斐紙。

一面一〇行、二二字前後。參考のために定家假托の歌の二三をあぐれば、

箒木や君かふせやのなてしこに袖うちはらふ菊の薫（タキモノイ）を

梅か枝の三河の水も曇日の空薫のかをやとかめむ（下卷々頭）

見し夢の浮橋わたす法の師は思はす山に罪をきるかや

無奥書の江戸中期の寫。

源氏物語大意　天野直方評注　二册　　一五二・一〇二

卷頭の附言に「天文二年十一月逍遙院實隆公、源氏物語卷々の和歌を江州石山寺へ奉納有しにならひて、老師（和田祖能）も去年（文政十二年）一夏中によみ置れし、右物語の人物和歌五十餘首をかの觀音閣へ奉納せらる、遠方の門人衆見て聞得ざる所もあれば、委しく注しくれとの事ゆへ、師にも添削をこひ、ことゞ〳〵しく釋し、餘論一卷をそへ送り侍る、」云々と記してゐるのに明かである。卽ち文政十二年祖能が、作中の主要人物五十餘人について、その心ばへ、俤等を和歌に詠んだものを、門人天野直方が評注したものである。下卷「餘論」は和田祖能の述作で、源氏物語を種々の角度から論評したものであるが、其の態度は儒佛的立場から批判されてゐるにすぎない。

揭出本は美濃判、袋綴、文政十三年五月刊、上卷々首に津守國禮の序、直方の附言をのせ、和歌の評注、下卷は祖能の卷頭言、卷末に關勝之の祖能略傳を附載してゐる。

祖能は近江人、弄花軒と號す。年三十にして出家し、浪華に住す。和歌を能くし「新勅撰集註」「灘波津」の著がある。

源氏祕義抄　一册　桂宮本　　一五〇・六九七

首に竪の並びを主とした卷名（異名・別名）目錄を附し、本文は卷名（異名も合せて）の由來のみを

一、桐壺といふは、しくけいしやなり、きりつほのかういのこと」を、いふによりて、きりつほといふなり、かゝやく日のみやと」は、ふちつほのねうこの、みかとの御おほえ、てりかゝやくほとな」れは、てる日のみやといふなり

の如く簡略に記し、雲隱の卷については「廿六、くもかくれといふは、けんしのうせたまへるまきなり、されはくもかくれといふ也、名はかりありて見えぬまきなり」と記し、終つて「これまき〳〵のちうなり」とある。

次に女踏歌の事、衣たとへの事、衣くばりの事、源氏物のえだにつくる文の歌の事等源語中の故事、祕事の類を注し、更に「源氏のことばのちう」と端書して數十の語釋をなし、更に贈答歌を中心にした美しい場面等を拔注し、作中の女性を花に譬へた「花たとへの事」、終つて「それ、むらかみの天皇の御むすめ、せんしないしんわう、後はおほさいゐんと申き、春のつれ〴〵に上とうもんゐんへ申させ給ふやう、さるべき物がたりなどさぶらはゞ、たまはりてなぐさまんとありければ」云々に始まる、所謂「源氏物語のおこり」と稱せられる河海抄の料簡に類似した著作動機、其他を記した一文等を記してゐる。尾に「一すもりの六帖　あかそめのゑもんか作」として六帖の目錄を附し、

とり〳〵にかへるを見つゝわれのみぞいけるかひ」なきすもりなりける、」都合六十てうなり

とある。著者未詳。

揭出本は二三・六糎×一六糎、袋綴、表紙は濃紺無地の楮紙、左上に朱筆で「源氏祕義抄」と外題、本文用紙は斐紙。

一面一〇行、二五字前後、無奥書の室町末期の書寫。

源氏物語內連歌付合　一册　桂宮本　　桂・五一

源氏物語のうちから語を拔出し、それに對する連歌の付合となる詞を注したものである。

一、中河ニハ　京極川云之

水の心　遣水　泉　わた殿」　柴垣　はゝきゝ　うつせみ

螢とひかふ」・軒はの荻　かたゝかへ
月はあり明にて、光おさまれる物から、かけさや」かに見えて、
なか〳〵をかしき明ほのなり

の如く、以下北山、野宮等「名所」二十ケ所、夕顔以下の草木六の詞に對する付合の詞を列擧し、各詞毎に物語のうち情景情趣深い和歌詞章二三個づゝを拔出したものである。

源氏物語が風雅の眞髓として賞翫されるやうになつて、鎌倉期以降の和歌、宴曲、謠曲等に影響し取入られた。連歌にも様々な源氏の影響（源氏卷名の賦物、本說本歌に詠みこむ）を見るにいたつたが、本書はその一として源氏物語による付合を示した連歌作法書である。成立は不明であるが、伊勢源氏等の付合書は既に吉野期二條良基の頃から存してゐる。

揭出本は二八・五糎×二〇・八糎、袋綴、表紙は水色地に薄藍の窠繋ぎ模様、中央に「源氏物語內連歌付合」と外題。本文用紙は楮紙。

一面一一行、二〇字前後、內題は「光源氏物語內連歌付合」とある。奥に「艷書つけたる草木事」と端書して、作中に荻、常夏等十四の草木に付けて送つた例と、その宛名（女性）とを附載してゐる。無奥書の江戸初期の書寫本。

源氏狹衣百番歌合　一册　桂宮本　五〇一・五一三

編者未詳。源氏物語と狹衣物語の作中の和歌各百首を選んで左右に配し、百番に番へたもの。戀部（四十三番）別部（四番）旅部（六番）哀傷部（十五番）雜部（三十二番）に分れてゐる。作者（登場人物に假托したもの）に源氏物語は桐壺院以下三十二人、狹衣は十二人である。

揭出本は二八・三糎×二〇・八糎、袋綴、表紙は左右斜めの丁子引。左上に「百番歌合　左源氏　右狹衣」と外題。本文用紙は楮紙。

一面九行、歌二行書。卷末に「作者目錄」として句數を注す。無奥書の江戸中期の書寫。

尙本書は群書類從に「百番歌合」として收錄され、同類の書として「拾遺百番歌合」として源氏と夜半寢覺・御津濱松・參河仁佐介留・朝倉・袖努良須・心高幾・取替波也・露宿・末葉露・海人刈藻の十物語（大部分佚書）とを番はしたもの、「伊勢源氏十二番女合」（作中の女性十二人の歌を番はしたもの）等がある。

源氏八景　一册　桂宮本　五〇二・五五

瀟湘八景に倣つて源氏物語中からこれに當る個所の文章を抄出して、「幕木夜雨」「須磨秋月」「明石晩鐘」「松風歸帆」「朝顏暮雪」「乙女初雁」「玉葛晴嵐」「夕霧夕照」の八景としたもの。

恐らく所謂八景十境等の思想が流行し、持て囃やされた江戸初期の作であらう。

揭出本は三〇・五糎×二一・七糎、袋綴、表紙は雲母引淺黃地に胡粉を以て飛鶴葉文を描く。左上に「源氏八景」と外題、本文用紙は斐紙。一面九行、三七字前後。江戸中期の書寫。

他に同じく桂宮本として、江戸中期の書寫「源氏物語八景」（一五二・一〇一）一册がある。

紫女七論　安藤爲章著　一册　松岡本　二〇六・六〇六

「紫家七論」「源氏物語七論」とも云ふ。江戸中期國學者の手によつて、幾多の古典が中世的倫理觀より解放されたが、本書はその新しい源氏評論書のさきがけをなすものである。紫式部に關する七條の論說で、一、才德兼備、二、七事共具、三、修撰年序、四、文章無雙、五、作者本意、六、一部大事、七、正傳說誤の項目に亙つて、ひろく文獻を檢討し、幾多の舊說を實證的に批判是正したものであるが、幾分形式にこだはり、又儒敎主義的臭味が殘つてゐる。しかし源注拾遺（契沖　元祿十一年正月五日終功）に次ぐ新注系評論として、當時にあつては拔群の卓識と云ふべく、その後の學者で本書の影響をうけないものはない。元祿十六年の成立である。

揭出本は半紙判、袋綴、首に目錄、紫式部の系圖を揭げ、「七論」の本論にうつる。卷末に

抑爲章むかし竹園（伏見殿實照　院貞致親王）に侍りし時、此物語を」好み、中務大輔冬仲朝臣の諸釋をきゝ、先考（內匠頭定　爲朝臣）の聞書をうけ共に中院通村卿、又乘胤法橋（烏丸資房　卿御弟子）の談義を」つたへ、かつ中院亞相通茂卿の御說をうけ給はり、水原、河」海、花鳥、岷江なとの諸抄に心をつくし侍りぬ、其後東に」下向し、水戶侯權中納言光圀卿の彰考館に侍りて、李部日記、」御堂殿日記、小右記、權記、左經記、台記、玉海、玉葉、明月」記以下近き世の二水記なと迄、百部あまりの舊記をよ」みて、故實に於てはやゝ不審をはるけ侍りたれと、紫家」の本意はなをいふかしくのみ侍りたるに、たま〳〵紫日記を」えて、しは〳〵よみかつ章段をわかち侍るまゝに、をのつから『其文體と情態と、物語の趣にたかはぬ事をさとりて、此」七論を草稿して櫃にをさめ侍りたるに、過し年難波」江鄕高津の宮のほとりなる圓珠庵契沖あさりのかり」ゆきて、萬葉集の不審を傳授し侍りしついて、此物語」の談に及ひて、愚按と符合したる事ともおほく侍りし」かは、旅行に友をえたるこゝちし、よろこひ思ひ給へて」かの草稿を清書し侍る事になりぬ、たゝし先達」の非を今見ることく、此七論も極て誤おほく侍らんまゝ、」又後の人、これを改め正し玉ふへし

紫のゆかりゆかしく尋ねても猶分まよふむさしのゝ原

時に元祿十六年重陽の日、武陽小石川の寓居にして」しるし終りぬ

安藤右京爲章

と著者自身の跋をもち、寶永元年五月伴資矩の清書奥書、藤原治定の校合奥書、延享四年五月（漢文）、及び享保二十一年（和文）、寶曆三年（漢文）等の奥書があつて

明和二年乙酉　二月晦日繕寫終」神風伊勢意須比飯高郡舜庵本居宣長判

とある半紙判、袋綴江戶末期の寫本。

源氏物語の續編

文藝の理想として、詠歌の典據として、人々は源氏物語を讀歎し渇仰した。光源氏の最後を雲隱の二字に托し、浮舟と薫との結末を未解決なまゝに殘したことは、當時の、又は後世の愛讀者には、様々な空想と想像とをはせる餘地をあたへた。光源氏の結末への想は「雲隱六帖」となり、浮舟への思慕は「山路の露」となつた所以である。しかし結局兩篇ともに、優れた源氏物語には比すべくもなく、蛇足の感がつよい。中でも山路の露は物語風であり、雲隱六帖は文章も分析的で說明が多く、實錄風である。

山路の露　一册　橋本　　五〇八・六六

「夢の浮橋」に小野の奥に隱栖して浮舟と、それを戀ひ慕ふ薫大將を、不安な未解決の狀態においたまゝ、筆を擱いた源氏物語への種々な空想が、鎌倉期になつて一つの後日譚を生んだ。それが本書で、首に本書の述作をしるした序文（後揭）を附す。

本書の成立は風葉集（文永八年）以後、源氏小鏡（應永）以前と考へられる。

果敢ない宿世に疲れはてゝ、今は洛北小野の庵に勤行にいそしむ浮舟は、猶人戀ふる薫の烈しい執心と、母親の子を思ふ愛情とに、ともすれば淨心も迷はされがちであつた。然しすべては空しく、たゞ便のみを、はかない緣のきづなとして交すのみで、浮舟は遂に小野を出ようとはしなかつた。薫は浮舟を戀ひつゝも、今は懷姙した女二の宮を慰められるのであつた。戀仇匂宮はこの事を知り得べくもない。

揭出本は一八糎×一五・一糎、枡形胡蝶裝、表紙は紺紙に金銀泥で秋草雲霞を描いたもの。見返しは金箔押の龜甲模様、本文用紙は鳥の子紙。

一面九行、一行一八字前後。序文は

これは、かのひかるけんしの御するにとま」り給ひしかほる大將ときこえし」御あたりの事なれは、そのつゝき」めいたるこそ、いとかたはらいたく」つゝましけれと、ゆめ〳〵さには」あらす、たゝをのゝさと人にたつね」あひ給ひたりしありさま、こな」たかなたの御けしき、くはしう見ける」人のゆめのやうなる御中に、あは」れしのひかたくおほえけるまゝに、」なにとなきふてのすさひにか」きをきける

とあり、室町末期の書寫で、續群書類從本に少異がある。

尙桂宮本に小枡形胡蝶裝「山ちの露」（三五三・四三）一册がある。同じく室町から江戸初期にかけての書寫。

源氏物語逸文注解（雲隱六帖）　二册　　一五四・二八―

作者未詳、吉野朝前後の成立である。奥書には康平元年石山寺信譽、元應元年藤原親兼等に依つて發見されたものとし、紫式部が菩薩の祕本として石山寺に奉納し、他見を祕したと云ふ傳來を記してゐる。雲隱、巢守、櫻人、法の師、雲雀子、八橋の六篇よりなり、巢守以下は宇治十帖の續篇をも兼ねてゐる。

揭出本は二九糎×二一糎、袋綴、表紙は綠無地、題簽は本賽後補のもので『源氏物語逸文註解　乾（坤）』とあつて、乾は本文、坤はその注釋である。本文は各帖毎に扉を附して「雲かくれ」以下「やつはし　六終」と內題す。「雲かくれ」の卷頭

かくてむ月の御こゝろおきてなと、例よりもいと」こまやかにのたまひをきてけれは、そこらたのも」しう見たてまつるに、一日とらひとつといふに」惟光か子に惟秀とて御かたはらさらす、かけより」けに、めしつかふまつり給へるたゝひとり御隨身」をかへと御まへはかりにて、むかしおほゆるあしろ」車のなれたるに、したすたれかけて、たゝすはかりに、」もの聞ゆへきとて出たまふ

と。「乾」卷末の二奥書は

雲隱六册光源氏物語全部者也、雖然紫」式部准史記評林、觀音寶殿奉納之、誠」菩薩之祕本當寺重物也、於淺漏之式部」心性閑却者也、末代之住寺祕之寶之、後」住之戒語而已

康平元戊戌曆正月日　　石山寺住持　大僧都信譽』

下官有祈願參籠石山寺、滿六日曉有靈」夢、替祈願給此六册、則於寶殿讀之、光源」氏物語之始終全詳之、深哉々々、妙詞徹」骨髓、予復祕之奉納清水寺寶藏者也

元應元年九月二日」　　正二位權中納言藤原親兼

源氏物語表白　一册　桂宮本　　五〇二・三九

一名「源氏供養草子」ともいふ。說經唱導の名才安居院法印聖覺の坊に、或日上﨟の尼御前が訪れ、年來源氏愛讀の結果、勤行の妨になるので、源氏物語の反古に書寫した法華經を持參し、これを供養してほしいと依頼した。聖覺は經を禮拜して、表白をのべ、紫式部の六趣の苦患を救つた。その歸途、尼御前を尾行したところが、中の關白の女、准后藤原通子であつたといふ物語風なもので、源氏全卷の卷名を折込んだ美しい假名の表白文がその中心をなしてゐる。因にこの

桐壺の夕の煙すみやかに、ほつしやうのそらに」のほり、はゝ木〻の夜るのことの葉は、終にかく」しゆの花をひらかむ、空蟬のむなしき此世をいと」ひて、夕顏の露の命を觀し

云々にはじまる表白文のみは聖覺の作と傳へられてゐる。

源氏物語に對する毀譽褒貶さまざまな中に、源氏を猥雜な書とし、そのために式部は地獄道に墮ち、六趣の苦患をうけてゐるといふ說話（今物語・寶物集）が流行し、それに對する願文（漢文（澄憲作）群書類從所收）表白の類が作成されたうちの一で、鎌倉期に於ける源氏鑑賞批判の狀態を窺知することが出來る。

揭出本は二八・三糎×二〇・五糎、袋綴、表紙は薄鼠色地の斐紙に藍の鳳凰牡丹唐草模樣。題簽は間似合の薄縹地に金描の秋草金砂子の下繪に「源氏物語表白　聖覺作」とあり、本文用紙は斐紙。

一面一〇行、一七字前後、題簽、本文とも靈元天皇宸筆に係るもので、奥書はない。

尙他に桂宮本「源氏供養草子」（三五三・一一八）一册がある。內容は同じい。

第六　日記紀行

かな日記と隨筆文學

それ以前、日記は、男たち（智識人）によつて漢文様に書かれてゐた。書くところは日々に書きつぐ所謂日次の記と、或一つの公事乃至事件を單獨に書きしるす、所謂別記やうの二があつた。しかし和歌の流行は遂に草假名の發明となつて「男もすなる日記といふものを女もして見んとて」試みたものが土佐日記である。

土佐日記は日次記ではない。旅行といふ出來事を主題にした自己の記錄感想で、かうした一事件の單一記には、生誕（紫式部日記）、御賀（安元御賀記）、崩御、卽位、大嘗會（讃岐典侍日記）行幸御幸（後宇多院御幸記）歌合（天德歌合）等の公事に類するものと、旅行（土佐日記）戀愛（和泉式部日記）歌會等の私事に亙るものに類別することが出來る。その內には一日にして終る事もあり、數日、數ケ月に及ぶ日記もあらう。

平安朝日記の妙は女流のそれに見られる。これは又專ら事件を中心とした（別記様）歌物語の體をもつて現はれた。その日〳〵の感激は歌となり、歌の由つてくる經緯を、事を中心にして記述すれば物語となり、日記ともなる。こゝに歌集、物語と日記文學の聯關性が認められる。しかし歌集は歌を究極とし、他は事を中心とする。又物語は事實よりもロマンを尊ぶに反し、日記紀行はあくまでも事實に卽した自己の記錄表白である。

王朝女流の日記は、主として愛情に纏はる事件をとりあげて、陰影のおほい、情趣ふかい追憶の美しさに於て表現しようとする。それが鎌倉時代に入ると、かゝる婉曲を極めつくした微妙な情趣（和歌物語）は次第に影をひそめて、知的な事件を主とした說話、紀行の文學に移行した。この期の「十六夜日記」「東關紀行」等に代表される紀行文學の盛行の原因として、政治財政が武家の手にうつり、鎌倉幕府の成立によつて、京（文化の中心）と鎌倉（政治の中心）との政治經濟的交涉、往還の頻繁、修驗道の發達に伴ふ交通路の整備が考へられる。

この期のものには方丈記のごとき、その一篇の構想組織に一糸紊れない整ひが見られる。文辭もまた、極めて華麗ならんとして和漢の故事を引用し、駢儷の體を好む。この情から知への結構、修辭は鎌倉期以降の文學の特色であり、これあるがために、却つて修辭は誇張にすぎて內容の空虛さをきはだゝせる。しかも彼等の志向するものは、古典情趣を基調とした模倣追從でしかなかつた。

吉野室町期に入つて、京、畿內は戰亂の巷となり、莊園は崩壞し、地方豪族大名の簇立となる。ために皇族已下京の公卿、文人、僧侶、連歌師等は難を避けて地方に分散した。これは又文化の地方傳播をきたし、地方と都會との交涉は前代の五畿海道の少地域から全國的に擴大された。一方前代にその兆のあつた歌枕名所探訪といふ古典に對する愛惜の情は漸くたかまり、數多くの紀行文學がものされた。

戰亂は更に擴大し、全國的な爭亂を惹起した戰國の代となり、德川幕府の成立となつて終局した。戰國時代の軍隊移動、諜報情報の交換に伴ふ海陸交通路の整備、關所の廢止、野盜の減退は交通の安全と安易さとをもたらした。加之、經濟的庶民階級の擡頭は商人商品の流通交流を頻繁にし、殊に外來文化の中心地北九州長崎との往還、神宮其他の宗教的社寺參詣の流行は、全國的地理風土への關心興味となつて現れた。こゝに「竹齋」「東海道名所記」等以下の地誌紀行の流行となり、庶民階級の勃興、海外交易の發達、國學の隆盛は時代を反影した多種多様の紀行類を出來せしめた。

日記は本來自己の日々の行動と、それに伴ふ經驗、隨想とを表白した自照の文學である。これと同一性質をもつものに隨筆文學がある。自己の經驗を通した「心にうかぶよしなし事」を敍述編纂した枕草子、徒然草、方丈記によつて代表される一類は自照文學として、日記紀行文學と密な連關性をもつものである。

一　日記紀行

天德歌合（日記）　一册　　谷・二五三

「內裏歌合」「天德內裏歌合」とも云はれる。醍醐天皇延喜十三年三月十三日の亭子院歌合の四十七年後、村上天皇の天德四年三月三十日、淸涼、後涼殿の中間渡殿で催された歌合の假名文の記錄日記である。

この歌合は前年秋行はせられた詩合「天德詩合」に刺戟せられて計畫されたもので、御記に「去年八月殿上侍臣賡詩合時、典侍命婦等相談合、男已闕文章、女宜合和歌」とある。

本書は漢文日記（村上天皇御記、殿上日記）と假名日記二篇、歌合（二十番）とからなつてゐる。假名日記の二篇のうち初めが左方の記、後が右方の記であつて、左方記には負けた右方の狀を「左大臣して歌のかちまけのわざせさせ給、かずおほくさゝるゝまゝに、くにてりのあそん（右方念人）いはむかたなしと思へり、又左のおとゝをうらめしとみやる」と敍し、翌朝「右の人かはらけとらすとてめすに、くにてりのあそん、なつきなんとてかくれ」逐電したとしるしてゐる。

この左右兩篇の間に「殿上日記雖注取分方人之由、依無其名、就他日記書入」とある。これは後注が本文中に竄入したものである。又兩日記の前後に勅題、歌人方人、念人等が各〳〵二月廿九日、三月十八日等の日附になつて別紙書に收錄されてゐるのは、それら交

付された散帙、交名等が一括された名殘であらう。

掲出本は二七・九糎×一九・五糎、袋綴、表紙は鼠地に藍色で花笠と櫻花を摺つたもの、題簽は素鳥の子紙に「内裏歌合天德四年」。本文用紙は楮紙。

一面一一行、二四、五字前後、歌及び題、人名一行書、判詞一字下り、朱墨の異本校異がある。

曩逃したやうに漢和の兩日記、歌合本文（判詞）、作者歌數及び歌合についての大貳好古と朝忠（左方人）との贈答歌五首並に清愼公實賴その他の略傳とからなつてゐる。その內歌合本文の末に

書寫

是借得小野宮大臣（實賴）被云留、彼（後カ）日別書之」

とあり、贈答歌の末に

本云」建治二年四月八日證本書寫畢

とある江戸初期の書寫本。尙本寮に同系統本二部（四〇五・九二と五〇一・五九一共に桂宮本）があるが、異本書入はない。

土左日記　紀貫之作　一册　桂宮本　五〇二・七三

貫之が土佐守解任後歸京のため、承平四年十二月二十一日、國司の館を出發し、大津（高知の西南）より舟により和泉を經、淀川を上つて翌五年二月十一日山崎に着き、十六日無事に着京するまでの五十五日間の路次（舟路）の記である。

この日記は假名日記の嚆矢とされ、女性に假託して記されてゐる。この方法は家集その他の日記にもよく見られる形式であるが、冒頭の言葉といひ、本文中の用語と云ひ、よく對比のもつユニアンスを

機智的にとりあげたこと、一貫する輕い諧謔の味ひは、作者の洗練された叙智を思はせる。漢文體日記のもつ簡潔と含蓄とを生かしつゝ、しかも個々の人間の心理、生態の描寫にも優れ、旅の苦しみと珍らしさ、亡兒を懷ふ悲しみと、歸京の嬉しさ、更に世俗的な繁事と利害とに敏感な世人の氣持までも描きつくし、凡俗の世情、人間性とを諧謔と機智を交へて織りなした表現には、漢文體ではなし得ない所謂「女もしてみんとて」ものした貫之の試みは、和文日記、紀行文學といふ新分野を開いたものであつた。

恐らく本書は歸京後間もなく、改めて筆をとつたものと思はれ、その旅中の日每の覺書と詠草を基として、意識的にかゝる形式にまとめたものと考へられる。

貫之は紀時文の父。延喜中に御書所預、延長八年正月土佐守に任ず、承平五年二月歸京、天慶二年或は在周防か。（夫木抄、二十卷本歌合の和歌合抄）天慶三年三月玄蕃頭に任じ、同八年三月木工權頭、同年十月迄の間に歿すか。（忠岑、和歌體十種）

掲出本は二八・二糎×二〇・五糎、袋綴、表紙は薄縹色の斐紙に同濃色の菊唐草、七寶模樣摺、同左上に金泥題簽に靈元天皇宸筆を以て「土左日記」と。本文用紙は斐紙。

一面一二行、日次改行、和歌同行、廿六、七字前後。

巻末は

土佐日記以貫之自筆本　故將軍家御物　今度密々自小河　希代之重寶也」御所申出云々　依或人數寄

深切所望書之、」古代假名猶科蚌、末愚臨寫、有魯」魚哉、後見

輩察之而已、

明應壬子仲秋候」　亞槐藤臣判』（三條西實隆）

此本自三條羽林　實條　朝臣　傳領之訖、筆者」逍遙院內府實隆公　嫡男　東大寺　西室院公順　僧正」歟、尤可祕藏之、

天正十八年林鐘中澣　也足子素然　朱印』（中院通勝）

此一册、依仰以貫之自筆本、不違一字」令書寫之、及數反改誤者也

延德二年四月廿日　權大納言宗綱（松木）

右奥書有之、以勅本不違一字令書寫、」遂勘合了、尤可謂正本者也」慶長十一年四月十九日

此本式部卿宮（八條宮智仁親王）御筆也、予亦不違一字卽時書寫之」

元和四年九月四日　實顯（阿野）

右一册以中院黃門通村卿　西室筆　本校合了、以朱所付」右之本也、朱ノ小書北畠羽林（通村弟親顯）筆也」元八、八、十七日　實顯』

延長八年庚寅土佐の國にくたりて、承平五年乙未」京にのぼりて、左大臣殿、しら河殿におはします」御ともにまうてたる、歌つかふまつれとあれ」はよめる、

百草のはなのかけまてうつしつゝ」をともかはらぬしら河の水

右貫之集第六卷にあり、此間六年也、」彼日記者此時にあらさる歟とみゆ

と。見るが如く、松木宗綱本の轉寫本（實顯筆）を底本とし、中院通村傳持の西室院公順筆本を以て校合したもの。本文中朱を以て對校、句讀、聲點を施してあるが、右は左近衞少將（羽林）北畠親顯の西室本による校合書入を示すものか。

土佐日記の諸本は、大略㈠定家筆本系統（尊經閣本等）、㈡宗綱筆本系統（陽明文庫本等）、㈢實隆本系統（三條西家本、群書類從本・妙壽院本等）、㈣爲家・爲相本系統（池田本等）の四に分けられるが、掲出本はその㈠を底本とし、㈢を校合本としたもので、いづれも貫之自筆本の轉寫に係り、同本の「和歌非別行定行に書之、聊有闕字、哥下無闕字、而書後詞」（定家筆尊經閣本奥書）の體裁に照合する。掲出本は一月八日及び同廿日の項に脫落があり、校合本により補はれてゐる。江戸初期の書寫本。

他に同じく實隆本系統として、その末流妙壽院本に屬する新上西門院（靈元天皇中宮）筆鷹司本一册（鷹・七三〇）がある。卷末に「明應壬子仲秋」の實隆の奥書及び「延長八年庚寅土左の國に」云々の貫之集引用の考證奥書の次に

右妙壽院以自筆本、朱句切假名」一字不違書寫畢、」尤可祕者畢、

とあり、句讀、振假名を朱を以て施す。

本書の研究、注釋は江戸期に入つてから活潑になつた。それ以前のものとしては未だ偶目しない狀態にある。本寮所藏の「土佐日記抄」（一五四・三七）一册は外題の一部が腐損してゐるが、宸筆と拜される桂宮本である。注釋書として稀覯なもので、室町から江戸初期にかけての堂上學派の手になつたものと思料される。卷頭に

是は貫之土佐の國司に成て行て、京へ上る道の」記也、承平五年に上る也」

百草のはなの陰まてうつしつゝ音もかはらぬ白川の宿」

貫之家集云、此歌は延長八年に土佐國に下りて、承」平五年に京に上りて、左大臣殿白川殿におはします」御供にまうてたるに、歌つかふまつれとあれは、よると云々、」

にはじまり「系圖」として冬嗣以下時平の兄弟を主とした閑院流系圖、及び中納言掲長以下勝庭、承均まで、貫之を中心とした紀氏系圖をのせ、本文注釋にうつる。「おとこもすなる日記といふ物を、女もしてこゝろみんとてするなり」の釋文に

是まて發談也、貫之書たれとも、女の記たるやう」に書也、さるにより女もして心みんと有、」又眞名をは男文字、假名をは女文字と云也、此日」記もかなにかきて、女文字にしてみんと云說はあしき也

以下「やりてん　やぶりすてんと也」まで二十六枚（一面一三行、一行二〇字前後）の注釋書である。本文中に譬へば「はぎにあげてみせける」の釋文に「むさき所なれは、はぎをかきあげさせて、つれありきみする也、はきにあけて匠材（本ノ名也）ニ急ありく體也、はかまのすそ也、賀茂川をはきにあけて渡るとあり」とあり、その他「追風の歌」の釋文にも匠材集を、「わすれ貝歌」には「藻鹽草」を引勘してゐるところから推して「匠材集」「藻鹽草」成立以後のものと考へられる。尙二個所に私說を併記してゐる。參考のために引けば

おさなくそある　心はおさなき也、私に云、此おさなきは」

たゝ年の程よりは、ちいさき子の事なるへし

ぬさのちるかたに御舟すみやかに　私、西國より東へ」歸れは、ぬさのなかるゝことくにといふ心歟

いほぬし　一册　桂宮本

別名「增基法師集」。本文は第三私家集一一二頁參照。

蜻蛉日記　藤原道綱母作　三册　桂宮本　桂・五二

平安かな日記の先驅をなす土佐日記に對し、女性の筆になる生活記錄の最初のものであり、以後榮える平安女流日記に一つの型をつくり出したものである。

上中下の三卷からなり

かくありしときすきて、世中にいとものはかなく、とにもかくにも」つかて、よにふる人ありけり、かたちとても人にもにす、こゝろたまし」ひも、あるにもあら」ぬ平凡な一女性（藤原倫寧女）の生活にはじまり、兼家との馴れそめから一子道綱をもうける戀愛の經緯、天曆八年から安和元年に及ぶ十五年間の出來事を記し、「かくとし月はつもれど、思ふやうにもあらぬみをしなげゝば、こゑあらたまるもよろこぼしからず、猶ものはかなきをおもへば、あるかなきかの心ちする、かげろふのにき、といふべし」と本書の命名をのべて上卷を結んでゐる。中卷は上をうけて、安和三年から天祿元年の三年間、下卷は「かくてありければ、天祿三年といふめり」以下

かうなから、こひ、けふになりにける」も、あさましう、みたまなとみるにも、れいのつきせぬ」ことに、おほゝれてそ、はてにける、（年）のはてなれは、よ」いたうふけてそ、たゝきくなる、とに、本に

と天延二年歲暮にいたる三年間の記事に終つてゐる。前後二十年間の道綱母（倫寧女）の二十歲前後から四十餘歲に及ぶ間の、忍苦にみちた王朝女性の生活體驗であり、作者が兼家（太政大臣准三后）の愛を得てから、次第に愛のうすれゆく女性の苦惱と、そこに佗しい諦觀と、一子道綱への限りない母性愛にのみ生きゆく推移を描いたものである。

序、結びともみられる首尾照應する二文を具有する上卷は、明かにこれのみで完結した構成をもつてゐる。蜻蛉日記として完結した作品、自敍傳的物語とみることができる。それに對して中、下の二卷は詳細で日次的記述が著しい。そこに本書の執筆年次を推定する示唆がある。卽ち上卷は安和二、三年の頃、その半生をふりかへつての告白であり、中、下の二卷はこの上卷をうけて更に書綴つたものであらうと。

寫實的な自敍傳小說にちかく、陰影にとんだ克明なその女性の心理描寫は、源氏のすぐれた寫實性と心理描寫へ强い影響をあたへたものであつた。

作者道綱母は陸奥守藤原倫寧の女（三人姉妹の末女か、次姉は更科日記作者孝標女の生母）、歌人長能の妹でもあつた。母は長能と

同じく刑部大輔源認の女。作者のその他の經歷は本書以外に所傳はない。たゞ小右記長德二年五月二日に「新中納言道綱亡母周忌法事」の記事があつて長德元年五月二日歿（六十歲前後か）かと推定されるのみである。

揭出本は二八・一糎×二〇・四糎、袋綴、表紙は淺黃地に草花紋の唐草模樣、左上の題簽は金砂子雲霞文樣に桐花金描の下繪に、靈元天皇宸筆で「蜻蛉日記　上（中下）」と。本文用紙は斐紙。

一面一三行、一行二七、八字前後、歌二字下り。江戶初期の書寫。本文は他の諸本に比して、誤脫すくなく整つたものである。下卷々末に

佛名のあしたに、ゆきのふりけれは

としのうちにつみけつにはにふる雪はつとめてのちはつもらさらなん

にはじまる作者の歌集が附載されてゐる。これは所謂「道綱母集」「傳大納言殿母上集」とよばれる作者の私家集であつて自撰ではない。卷尾に「こゝろえぬところ〳〵は、本のまゝにいとけかり、賀のうたは日きにあればかゝず」と親本の奥書をのせてゐるが、これからも日記と歌集とが別々のものであつたことが判明する。その次に「傳大納言道綱大入道殿（兼家）二男」として春宮傳道綱の略傳を記載する。

和泉式部物語　一册　桂宮本　一五四・五四

又の名を「和泉式部日記」とも稱し、冷泉天皇皇子帥宮敦道親王

との戀愛を三人稱をもつて物語風に記したもの。

帥宮の御兄爲尊親王との戀のなかばに、宮の薨去に遇ひ、いたましい傷心に

夢よりもはかなきよの中をなけきつゝ、あかしくらす」ほとに、

はかなくて四月にもなりぬれは、木の下くらかり」もてゆく

頃、（長和五年）弟宮帥宮からのゆかりの便りが屆けられる。こゝにこの日記は始る、そしてかたみに和歌をとり交すうちに、お互ひの愛情は濃やかになり、翌寛弘元年一月「こゝろうき身なれば、すくせにまかせて」式部は帥宮の家に伴はれて行く約一年間に亙るこの戀愛に對する式部のありのまゝの心が記されてゐる。世の浮名をおそれながらも、戀に生き戀に遊ぶ平安女性の生活のあらはな記述でもある。

多感な式部は大江雅致の女として生まれ、一見奔放な戀愛生活に終始し、初め和泉守橘通貞に嫁したが、離れて、年若き彈正宮（爲尊親王）のもとに走り、その悲戀の傷心もいまだ癒えぬ翌年、その御弟にあたる帥宮との交渉が始められた。帥宮敦道親王薨去（寛弘四年十月二日御年二十七）の後、上東門院彰子に仕へ、又藤原保昌に再嫁し、萬壽四年以後再び離別、後は詳かにしない。式部の一生にはこの他種々な艶聞のあつたことは、家集、紫式部日記等によつて知られ、それらが樣々に潤色されて傳說の式部が創作された。しかしその天稟の才能は烈しい情熱の純一さにつゝまれて、和歌に日記に優れた文學作品を殘した。

この書の成立には確證はないが、恐らく寛弘四年十月帥宮薨去後、帥宮關係の贈答を基にして增補し、第三人稱の物語風に潤色したものと考へられる。歌は一四五首。

揭出本は二八・一糎×二〇糎、袋綴、表紙は薄縹の斐紙に同濃色菊唐草、七寶模樣摺、同左上に龍文小短册型の題簽に「和泉式部物語」と。本文用紙は斐紙。

一面一〇行、二二、三字前後、歌二字下り。無奥書の江戸初期の書寫。本文所々讀合せ書入れ直付され、なほ勅撰集の入集歌に集付がある。

本日記の諸本は大略應永本、三條西家本及び扶桑拾葉集本（群書類從本も）の三系統が擧げられるが、揭出本は應永本に屬する。

紫式部日記　二卷

この日記は中宮彰子の御産、皇子生誕を中心とする年序を追ふた記と、その間に混入した消息文の二より成つてゐる。そしてこの二つを別々のものとする說と、消息の部を日記の一部と見做す說とがある。消息の內容及びそれより推定される年次から考へると、現存日記そのものが完本でなく、一度散佚したものを、後人が日記及び消息をとり纏めて綴り合せたものと考へられる。その一の推定材料として日記歌（私家集「日記歌」參照）がある。そのうちに現行日記にない歌（集にはある）が若干含まれてゐる。

日記の部は寛弘五年七月（一條天皇御時）式部の宮仕へした上東門院中宮彰子（道長の女）がお産の爲、里歸りされた折の記。「秋のけはひの立つまゝに、土御門殿（道長私邸）の有樣いはむ方なし、池のわたりの木末ども、遣水のほとりの草むら、おのがじし色づきわたりつゝ、大方の空もえんなるにもてはやされて、不斷の御讀經の聲々哀れまさりけり」に筆をおこし、敦成親王（後一條天皇）御誕生、御產後の儀式、五年十一月御母子の御入內等を根幹とし、翌寛弘六年正月の公事までを記すが、その寫實的描寫のうちにあつて、特に家庭の人としての道長はよく描き出されてゐる。

消息の部は日記の寛弘六年正月三日と十一日の間に混入し、同僚和泉式部、赤染衞門等及び皇后定子（道隆の女）方の官女清少納言等を鋭く批判し、その間式部の處世觀、藝術觀を示したものである。微細な觀察と精密な筆は當時の風俗、人物をこまかに描きわけて、華やかな宮廷生活のうちにも、彼女の宿命的な哀愁と餘情とを湛へたもので、彼女に源氏物語の作のあることが偶然でないと考へられる。又文學作品としてのみならず、當時の社會、風俗、式部其他女流の傳記を知る上にも貴重な資料と云へる。本書の傳本は少く、伏見宮邦高親王筆本の系統のみが流布してゐる。

更級日記　菅原孝標女作　一册　桂宮本　五一五・二四

あづまの僻陬に、その地方官の娘として生ひたつた作者が、十三歲の九月三日、（後一條天皇、寛仁四年）父の解任と共に、上總から家族共に京に出で立つ敍述に始り、京の生活、夢に描いた宮廷、戀愛の生活等女の一生をしるし、年五十一にして夫橘俊通におくれた淋しい寡居の狀に筆を止め、その間歌八十八首を含む。凡そ四十年間の心の記錄である。

書名は、作者の寡居の心境をその甥に示した「月もいでゝやみにくれたるをばすてになにとてこよひたづねきつらむ」の「をはすて」と觀じたゆかり、及び夫の任地等によつたものと思はれる。

見るが如く本書はかなり長い東路の紀行と、其後の日記を併せもつたもので、夢幻と憧憬にみちた一少女が、やがて育ちゆく過程に、冷い現實生活に幻滅と苦惱とを感じ、夫の愛に一喜一憂する夫婦生活に懊惱し、寡居の後は神祕と信仰に生きた生活記錄で、作者孝標女のきはやかな浪漫的性格を表出したものである。そして華やかな宮廷と、優美な戀愛を敍した他の多くの王朝女流日記に比し、之は又つゝましやかな作者の夢多い思ひの追想であつた。

作者は菅原孝標の女、一條天皇の寛弘五年に上總で生れた。時に父は上總介。母は歌人藤原倫寧の女（長能はその兄）、育てられた繼母も高階氏出身の歌人である。祐子內親王（後朱雀帝皇女）に仕へ、やがて三十七歲にして橘俊通（信濃守）に嫁し、五十一歲（天喜六年十月五日）の時、夫に後れた事までが明らかにされてゐる。

揭出本は一六・八糎×一五・二糎、枡型胡蝶裝、表紙は藍色鳥の子紙に金砂子散し、中央の白題簽に「更級日記」と。本文用紙は鳥の子紙。

一面一〇行、本文一五字前後、歌二字下り二行書。卷末に作者及び孝標、俊通、資通（作者の男友人）の略傳を記し、

先年傳得此草子、件本」爲人被借失、仍以件本書」寫人本更書

留之、傳々之間」字誤甚多、不審事等付朱、」若得證本者見合之、」爲見合時代、勘付舊記等

と定家の書寫奥書及び後西天皇の「寛文二臘六日一校了」の校記をもつ。即ち本書は内容體裁共、御物定家自筆本の忠實な臨摸本。七ケ所の錯簡も同樣である。寛文二年前の寫。

本書には異本がなく、流布本は悉皆御物定家筆本を祖本とするもので、定家本の有する錯簡により、最近まで本文が誤まられてゐた。他に袋綴桂宮本（五〇二・七〇）一册がある。

成尋阿闍梨母日記　二卷一册　桂宮本

又「成尋阿闍梨母集」とも、本文は第三私家集七八頁參照。

たまきはる（建春門院中納言日記）一册　松岡本　二〇六・七四九

たまきはるいのちをあたにきゝしかと」君こひわふるとしはへにけり

あるかなきかのみのはてに、時のまも思しつめ」むかたなきかなしさの、身にあまりぬるはて〳〵は、」まことにしのびもあえぬ、うつし心もなき心地の」みすれど、かぞふれはなからへにけるほども心うし

にはじまる建春門院滋子（後白河天皇女御高倉天皇御母）に奉仕した建春門院中納言（俊成女）の回想記で、前半は建保四年から七年の間、作者六十餘歳の頃になつたものである。

本書は二部に分れ、前半は建春門院に奉仕した仁安三年から、門院崩御の安元二年までの九年、後半はそれより七年後壽永二年から

建暦元年まで八條院（後鳥羽天皇皇女、後白河天皇の皇妹）に奉仕した二十九年間の追懐を敍したものである。前半の終に

本云建保七年三月三日書了、西おもてにて、ひる」つかた風すこし吹に、少納言殿によませま」いらせてと「　」

是は存生之時令書「　」存生之時不見此草子、歿後所見及也、高橋殿南」向にて老病之後狂事歟、以養子之禪尼令書」云々、

文章詞體不尋常、雖恥披露、暫不破」却』

これは、みなのちに入道とのゝかきそへさせおはしま」したる事ともをかきつく」

と作者自身の書寫奥書、定家の識語及びその後本書々寫の別人奥書の三があつて、本書は元來作者自身の筆になり、定家の修正が加はつたものであることが判明する。後半の冒頭に

是以下は遺跡反古之中、以自筆書寄

はしめもはてもなきいたつら事を、なにとなく」かきすてられたりけるをみつけて、あとなる人の書」つくるなり、きれ〳〵さん〳〵ゑらひあつめて、かきうつす

の前書があつて、同じく作者の遺稿をもとにして、後人、恐らく定家が編纂修正したものであつたらう。

仁安三年門院立后の頃、初めて宮仕へした十二歳の作者の初々しい心の動き、御所の年中行事、嘉應二年朝覲行幸の模樣、承安四年御方違行幸の條等、平家の裏面史として興味ふかく、殊に悲運の麗人小督局の事、高倉天皇の御溫情、安元二年後白河上皇五十御賀、門

院の崩御の事、後鳥羽天皇御即位の裏面史、八條院の薨去、續いて春華門院（後鳥羽天皇々女昇子内親王）の薨去等に涉つてゐる。

この日記には「右京大夫集」の如き作者の心理的な感情の綾は見られないが、豐かな文藻を十二分に發揮して、當時の宮廷の公事儀式の模樣、女官の服飾等には殊に纖細な注意が向けられてゐる。殊に本書は近年初めて紹介せられ、平安から鎌倉へかけての女流日記に新に加へられるもので、風俗史上、又史學上貴重な文獻であるばかりでなく、文學的價値も大きい。

建春門院中納言は藤原俊成の女、定家の姉で建御前と稱した。保元二年生、十二歳から二十歳まで建春門院に奉仕、門院崩御の後宮仕を退き、廿七歳再び出で、八條院に仕へ、春華門院の御養育にあたつたが、建暦元年八條院薨じ、續いて春華院門も薨じたので宮仕を引いた。建永三年五十歳で出家、歿年は未詳である。

揭出本は二七糎×一九・三糎、袋綴、表紙は丁子引の楮紙。「たまきはる」と外題、本文用紙は楮紙。

一面一〇行、一行二〇、一字前後、歌二行書の金澤文庫本の惡い臨摸本である。奥書に

乾元二年二月廿九日書寫校合畢、」此草子者建春門院中納言書之、俊」成卿女云々」　貞顯

とあつて、巻尾に原本表紙の實物形狀をしるしてゐる。

信生法師集　一册　桂宮本

鎌倉下向及び信濃紀行。本文は第三私家集一一二頁參照。

いさよひの記　阿佛尼作　一册　桂宮本　一五一・四八

又十六夜日記、古くは「阿佛道行」「路次之記」とも云はれる。

藤原爲家の歿後、和歌宗家領有の播磨國細川の庄の相續爭ひ（長子爲氏と阿佛の子爲相と）により、阿佛尼はその訴訟のため單身、鎌倉に下向する。その時の記事紀行がこの日記である。書名は出京の日（建治三年十月十六日）と、度々文中に「いさよふ月」とある詞によつて、後に付けられたものと考へられる。

先づ爭ひの原因として

昔壁の中より求出たりける文の」名をは、今の世の人の子は夢はかりも」身のうへの事とはしらさりけりな、み」つくきの岡の葛葉かへす〳〵も書」をく跡たしかなれとも、かひなき物」

は親のいさめも、

と、人の子の孝道の薄きに筆を起し、鎌倉下向の動機を記し、爲相等の子女との惜別の情をつくす序に始り、神無月十六日粟田口を出立ち、途中東海道の風物を歌枕風に綴つて、同廿九日鎌倉に辿りつく路次の記、及び訴訟の判決を待つ鎌倉の寓居「月影が谷」に於ける翌四年秋頃までの、京都との往復の歌文を綴つた後記との三部分よりなり、末に述懐の長歌を記して終つてゐる。

その母性愛と、訴訟に對する强い意志は王朝女流作家にはみられない所であるが、古典に培はれた教養と、遠く故郷と知人とに離れた心境は、やはりその筆致に女性らしい懷古と感傷とを宿してゐる。

阿佛尼は佐度守平度繁の女、初め安嘉門院（後堀河天皇准母）に

仕へ、四條と號す。爲家の後妻となり、爲相（冷泉）、爲守等を生んだ。爲家の歿後（建治元年）出家、阿佛尼若しくは北林禪尼と稱し、爲相等の養育に專念し、「夜の鶴」「庭のおしへ」を著はしたが、前記訴訟の結末を見ず、弘安六年鎌倉に歿した。

尙、十六夜日記と照應するものに「うたゝねの記」がある。これは阿佛の若い頃の遠江の紀行であるが、本書の三河、遠江路次で「昔見し心地するに」とあるのは、これをさすものであらう。

揭出本は一七糎×一七・六糎、枡型胡蝶裝、表紙は楮紙に紺の吹染文樣、同中央に「いさよひの記」と外題。本文用紙は網目、唐草、菊花散し等の模樣變り布目五色紙。

一面一〇行、一七字前後、歌一字下り二行書、卷末に「のこるより限とかこちけると云所の」裏書、卽ち播磨の越部庄についての裏書、及び阿佛の略傳を記し、卷尾に「明曆二年二月九日一校了」の校記があり、文中所々校合書入直付が施されてゐる。江戸中期の書寫本。

猶他に字數、行數を同じくした同桂宮本一册（一五一・四七）及び他の谷森本一册（三五一・三六九）がある。本書にはことだつた異本はないが、揭出本は流布本に比し、語句に小異がある。

この日記の類本として「阿佛吾妻くたり」一册、松岡本（二〇六・五六〇）は卷末奥書に「十六夜日記」の草稿と稱し、內容文體共類似してゐるが、訴訟なつて歸宅する記事も見え、明らかに後世の僞作と斷ぜられる。

竹むきの記　日野資名女作　一册　二五三・二六九

元德元年十二月東宮（光嚴天皇）の御元服に筆を起し、元弘元年八月廿四日後醍醐天皇の禁裏御退出、九月廿日光嚴天皇の踐祚並に卽位、正慶二年五月七日六波羅陷落によつて後伏見、花園兩上皇と共に近江行幸、同六月末（前後三年半）までを上卷とし、下卷は建武四年十二月二十一日、己が一子西園寺實俊のまな始、父日野資名の薨去、貞和四年十月光明天皇の御讓位、花園天皇の崩御、翌五年三月廿五日、十五歲の實俊が權中納言に昇進する歡びに（約十一ケ年半）筆を擱いてゐる。上、下卷の間に約四年半の空白がある所からみて、中の卷を缺失してゐるかとも疑はれる。

書名は紫式部日記、和泉式部日記に倣ひ、著者の呼び名によつてゐる。下卷康永元年の條に「ことに成就心院は、座をさまさぬふだんのつとめ、げんでうの御願なれば、安貞二年十一月に始をかれけるより、いま貞和五にいたるまで、一時もたいてんあることなし」とあるところからして、下卷最終記事三月以降、その年の間に書きしるされたものであらう。

本書は吉野朝以降室町期の數少い王朝女流日記の流れをくむものとして貴重な作品で、增鏡をうけて歷史物語的性質を多分にもつてゐる。

竹向は權大納言日野資名の女、西園寺公宗に嫁したが、建武二年公宗謀反により出雲に配流の時、公宗から形見として琵琶譜一卷を授けられたことが大平記に見えてゐる。公宗處刑の後は、遺兒實俊の養育に專念した。延文三年二月二十二日歿（愚管記）。

揭出本は一六・七糎×二三・四糎の美濃半切橫本、袋綴、表紙は蝶散し模樣で、金箔散しの題簽に「竹むきの記上下」と合册。上野圖書館藏本の影寫本である。一面一三行、一行一六、七字前後。

伊勢參詣記　坂十佛作　一册　一五四・七一

內題に「伊勢太神宮參詣記」とあり、康永元年（吉野朝）の太神宮の參詣記である。

上古以來國家の宗廟として朝廷の尊崇は勿論、庶民に至るまでの崇拜の焦點であつた兩宮には、參詣者は他に比すべくもなく多い。この參詣の盛行は必然的にこれが感激の記錄となり、路次の覺書を記して一の參詣紀行文藝として生れるのである。中世以降これに先行する纔かの參詣記錄、紀行はあるが、本記はその傑出したものであり、醫師であり且つ和歌連歌の道にもすぐれてゐた十佛によつて著はされたものである。

康永元年十月十日あまりの比、太神宮參詣の心」さしありて、伊勢國安濃津と申所に着て侍」りし程に、古鄕にて聊見侍りし人のとゝめ」申しゝかは、旅の心をもたすけんとて、兩三日」逗留し侍りぬ

と、伊勢參詣の途次安濃津から筆をすゝめてゐる。山田三寶院に着くまでの旅行記は簡略にしたがひ、專ら伊勢內外兩神宮とその近傍の遊覽の記で、所々の歌會、連歌會等を中心にしたものである。終りに三寶院に於て「兩宮法樂の連歌はいまだ聞及ば」ぬといふ法樂連歌一卷を賦したことを記し

かくてとゝまりはつへき身にし」あらねは、歸洛の道におもむく日、ふる」さと人の家つとにと紙のうへにすみ」をつけて、袖の內の寶となしぬ、一隅」を守る筆作の拙ことをはちさるに」はあらす、兩宮をあかむへき記錄の尊」ことをしらしめんかため也、

と筆を結んでゐる。駢麗對偶の句多く、和漢混淆の文體は洗練された簡潔さで終始し、連句的修辭、表現には又新しい室町期の味合ひをもつたものである。文中萬葉假名を用ひて、長歌、漢詩等を交へてゐるのも特色である。

揭出本は二八・三糎×二〇・四糎、袋綴、表紙は渦雲龍文模樣摺、左上に靈元天皇宸筆で「伊勢參詣記　士佛上人」とある。但し作者士佛は十佛を誤つたもの。

一面九行、一行二五乃至二〇字前後、歌二行、漢詩二句一行書、無奥書の江戶初期の書寫。

他に壬生本（F一〇・五四七）一册（晴富筆）及び鷹司本（三五〇・七七）一册の片假名本がある。

をしまのすさひ　二條良基作　一册　桂宮本　五〇一・七四八

「小島の口すさび」又「美濃行幸記」とも云はれる。

文和二年六月七日、南軍のために後光嚴天皇は禁裏を出られ、良基の押小路第に、更に延曆寺に遷幸、十三日坂本を經て美濃國小島に京都の爭亂をさけ給うた時、關白前左大臣二條良基は勅書を賜は

り、御後を慕ひ小島の行宮へ伺候する折の紀行と日記である。巻末に

かやうにためしすくなかりつる世のしき、後のものかたりにもとおもひて、ありのまゝの事を、旅ねのつれ〳〵に忘しと、たゝうかみのはしなとひきやりて、書付侍る事もいとみくるし、すきゆくかたは、わすれかたきならひなれは、かゝる一筆のことの葉も、をのつから忍ふ草のたねとは、なとか成侍らさらむと結んでゐる。

同年七月廿日あまりの早朝、小倉山麓、中院の草庵を出で「二、三日のみちを五、六日の程にやみ〳〵からうじてをじまに」着いた紀行と、それ以後度々行宮へ伺候し、和歌、連歌のあそびの様、又鎌倉より大納言尊氏の來濃、垂井の行宮に於て尊氏の賜謁のさま、やがて九月十七日京への還幸に従つて歸京するまでの、三ケ月許りの間の事を記したものである。

掲出本は二八・一糎×二〇・四糎、袋綴、梔子色地に藍色の鳳凰唐草模様摺表紙、題簽は金砂子に金描草木の下繪に靈元天皇宸筆で「をしまのすさひ」と。本文用紙は楮紙。

一面一〇行、一行一七乃至二一字、歌二行書。奥書に

此さうしはをしまにてかきたりしまゝ」なる、あまりにいふはかりなき事ともおほし、」歌なと日記なをすへし、めいは内の御方」の御手也」（引歟）

良基公　御判

とあつて、原本の外題は後光厳天皇御親らの宸書であつたらしい。その奥に

依持是院法印權大僧都　妙椿　見索、不省春蚓」秋蛇之噸、終書功矣、」

右本者後普光園攝政殿述作也、以彼眞」筆本將軍家　御本　臨寫之校合之、尤可謂證本」者歟、

文明第二之暦蜡月上浣」　左近衞權中將藤原朝臣判』

かきをきしむかしを」きくも君かすむ」國におさまる」道はありけり』

寫本云」此一册者於西國之旅居、一覽之」次、所染禿翰也、依爲急本率模」寫之、追可清書而已、比興々々

天文廿一年閏（ママ）夏正十又九」　戸部尚書郎藤判

と細川藤孝の奥書ある江戸初期の書寫本。

きぬかつきの日記　二條良基作　一册　桂宮本　一六三・八〇九

「貞治二年御鞠記」とも云ふ。

後光厳天皇の御代、貞治二年五月十一日、禁裏に晴の蹴鞠御會が催された。これは後伏見天皇の御代以後久しく中絶してゐたのを再興する意味の晴の御會で、それだけに先例故實を匡して催されたものであつた。その時の顧問役であつた前關白二條良基が、衣かつぎした一女房の見聞に托して記した草假名の記である。

掲出本は二一・九糎×一六糎、胡蝶裝、表紙は藍色丸文草花唐草模様摺の鳥の子紙、題簽は丹地に藍色龍文摺に「きぬかつきの日記」。本文用紙は布目鳥の子紙。

一面六行、一行一五、六字前後。終に鞠場の圖、「參仕人々」の交名を附載。

寛文十年二月九日於」燈下遂書寫之功者也

とある書寫本。

二條良基には公事その他の假名文が多く、「おもひのまゝの記」（公事）、「さかき葉の日記」（春日社）、「永和大嘗會記」「さかゆく花」（永德元年室町第行幸記）、「小島のすさび」等の作があるが、本書と特に關係のあるものに、二條兼良の「雲井の春」和學講談所本（一六三・八三〇）一册がある。雲井の春は本書に倣つて、後花園天皇享德二年三月二十七日の蹴鞠御會の模様を敘した假名記である。

道行觸　今川貞世作　二卷一册　桂宮本　五〇二・七四

應安四年正月九州探題となつて、陸路九州に赴く間の紀行である。

きさらき廿日の夜ふかくかすみつゝ、山のはちか」き月影に、
中なる川うちわたすほと、袖のしつく」いととゝろせき、たひの衣のあさたちそむるたに」かくしほれぬるに、まいて行すゑの八重のしほちの」かいのしつくおもひしられたり、

にはじまる。卽ち二月廿日京都を發ち、初めて見る沿道の歌枕名勝等を賞しつゝ、五月十九日安藝國に入り、九月二十日嚴島に詣でゝ、廿四日周防の國府に着す。九月一杯は國府に留まり、十月七日そこを發つて長門國に入り、十一月廿九日赤間が關に到る間の、詠草を交へての名勝舊蹟賞遊の記で、上卷は京都進發より安藝國沼田着、中卷は八月廿九日、沼田發から長門の國府着まで、下卷は同じ國府から赤間關までゝ、その奥に「是は中卷の奥書也」と細書して

此草子おもひの外に京や鎌倉に人のもて」なし侍るとて、かたしけなく、院の御製」よりはしめて、宮〻大臣公卿殿上人まで、この」うちの歌を和して、一句をかきそへられ」たり、鎌倉にては、寺々の長老なと皆以」一首の詩をゝくらるれは、今はひけし侍るに」及はす、はしめたひ〳〵自筆に書付しは、あなた』こなたひきちらされ侍て、又今かきつくる」ほとに、ちうふ氣の右筆、いとゝ文字かたみえ」侍らす、はつかしくはゝからはしき事なり

と。次に

此草子たひ〳〵自筆に書付畢、雖然皆以」他のために引うしなふによりて、又書とゝ」めり、もとより鳥の跡みえわかぬうへに、此一兩」年より右筆不叶間、殊更文字形不見歟、」

永和四年三月十八日、於筑後國竹野庄内善」道寺陳書之了』

都よりつくしに下侍るほとの路の事を」馬上にて書付たり」

了俊

の自跋があつて、本書の成立その他の事情が判明する。

掲出本は二八・四糎×二〇・五糎、袋綴、表紙は水色地に藍の菊花唐草七寶模様摺、題簽は金砂子地に金描菖蒲の下繪に、靈元天皇宸筆で「道行觸　上中下」とある。本文用紙は斐紙。

一面一〇行、一行二一、二字前後、歌二行書、無奥書の江戸初期の書寫。

今川了俊には本書の他に、康應元年三月四日足利義滿の嚴島詣に隨伴した折の海路の紀行「嚴島詣記」（群書類從本）松岡本（二〇六・七〇〇）があり、「了俊日記」（應・四六三）がある。了俊日記は、日記紀行の類とは異なり、「和歌をよむ事古人達さま〴〵にをしへ候を、餘多披見して、よく〳〵心をしづめて味申候へて、其歌の心むけ、言つゞき、てにをはのおきやうなどを、み習候へば、次第次第に心付也」と說きおこす歌學書である。歌言葉の注解を中心にした歌作法書で、終に「連歌道事」を附載してゐる。その初に、

愚老かむかし三十歳以來、如形數奇初て、先順覺房」に大方様を習、そのゝち救濟に時々問聞しかとも、」たち入ては不習き、周阿法師にそ口傳して、連々一座」にもましわりて、句造以下をも細々に問て待しかは、ひた」すらにかれか風躰を如形まなひ得て侍き

と傳記的な敍述がある。

大嘗會假名記（成恩寺關白記）　一條經嗣作

一卷　鷹司本　二六六・一〇五〇

應永二十二年十一月執行せられた稱光天皇の大嘗會についての、成恩寺關白一條經嗣の假名記。

卷頭に序文

それ我朝は神國なり、神明あとをたれ給ふゆへに、恒例臨時の」中祀小祀いまにおこたらす、あまつやしろくにつやしろ夜のまもり日のまもり、」ときはかきはに寶位うこきなけれは、代々の聖主文武の道をおこし、」禮儀のまつりことをたゝしくし給ふも、ひとへにこれ神德の威光に」よりてなり

云々にはじまり、同年四月の悠紀、主基の國郡卜定から筆を起し、十月廿七日の御禊のための行幸から記事は詳細にわたる。そして十一月二十二日の巳日（悠紀）、二十三日辰日（主基）の節會、二十四日午日の豐明節會までを巨細にしるし、「これ程の事をたゞ心のうちにくだし侍らんもあたらしくて、見をよび、きゝをよびしまゝ筆にまかせて、そこはかとなくかきつけ侍り」といひ、「のちの鏡までこそなくとも、あきらけき御代のためしには、などかならざらんとなり」と記述の意圖をのべて文を結んでゐる。しかしその事情は後揭の奥書によつて、將軍足利義持の所望に應へて書進したものである。

經嗣は二條良基の三男、一條經通の遺跡を繼いだ人で、その子には兼良がある。延文三年生、關白現職の時准三宮の宣下を蒙つた人。應永二十五年十一月十七日薨去（六十一歳）。

揭出本は竪二二・一糎の長尺の卷子本。一行一七字乃至二七字前後。江戸末期の書寫。奥書に

此記六依室町殿御所望」博陸令書進給、兼宣勤」申次き、仍申出御中書令」書寫畢、

應永廿三年三月日」　正二位行權大納言藤原朝臣（花押）

とあつて、室町將軍足利義持の所望によつて、攝政關白（博陸）一條經嗣の述作、その折の執次が廣橋兼宣であつたので、その中書本を借寫したものゝ轉寫本である。その次に

一本奥書」殿下御正本□下畢　關白家自書集給物語經嗣公一條殿」　□資廣判

悠紀所行事于時藏人右中弁藤原朝臣藤光

應永廿三曆孟春念五日

文正元年十月廿日書寫了

とある。町藤光（永享三年資廣に改名）の奥書をのせ、更に

此一册［　］被借送、則馳筆」書寫功終、可祕藏之由令約了

明和元年十二月三日　　權中納言藤判　公麗卿

滋野井公麗筆本を書寫したものである。

慕風愚吟集　堯孝詠　一册　桂宮本　五〇一・六九六

應永廿八年正月より十二月まで、卽ち一年間の詠歌を中心とし、日を追ふた堯孝の覺書である。

公式、非公式の月次歌會、臨時歌會、或は友人師弟等の人々との贈答歌等が記され、著目すべき世事、或は出座しなかつた禁裏歌御會など欄外、行間に摘要注記してゐる。公卿では飛鳥井家、武家では細川管領家を中心として催される歌會、社寺法樂並に歌人間の交友の狀況が知られる。猶、群書類從に收められてゐる「堯孝法印日記」は文安三年正月より四月に至る歌日記であるが、體裁その他本書と全くおなじ趣である。

いふが如く本書は堯孝の一ケ年毎に集められた私家集の一部分であつて、純粹な意味の日記文學とは考へられない。しかし和泉式部日記が日記と物語との中間に介在するが如く、本書は次第に歌集が備忘的な記錄にかはり、歌日記的傾向が多くなる吉野朝から室町期にかけての一つの傾向を示すものである。私家集の項の自撰家集の內「一の2」の「記錄備忘」の一類と共に、一文學形態として考察される。

堯孝は頓阿の孫、二條家の血脈をうけた室町初期の歌人、後に和歌所開闔となつた。康正元年七月五日寂、（六十五歳）

揭出本は二八・一糎×二〇・五糎、袋綴、表紙は梔子地に菱花唐草文樣摺、題簽は龍文模樣の藍摺に「慕風愚吟集」と靈元天皇宸筆。

一面一二行、歌二行書、詞書一字下り、歌題は歌頭に行間に注す。無奥書の江戸初期の書寫本。

關藤河　一條兼良作　一册　桂宮本　五〇一・七八七

應仁大亂をさけて、子尋尊を賴つて、奈良興福寺成就院に寄寓してゐた兼良は、美濃國持是院齋藤妙椿の再三の招請によつて、文明五年五月美濃に遊んだ。

五月二日奈良をたつて大津に出で、湖を北上し、五日、朝妻に着し、陸路して八日岐阜の齋藤妙椿の稻葉山の宿所についた。歌會、饗應、名所探訪をなし、廿八日夕奈良に歸着するまでの紀行である。

卷頭

胡蝶の夢の中に百年のたのしひをむさぼり、」蝸牛の角のうへに二國のあらそひを論す、よし」といひ、あしといひ、たゝかりそめの事そかし

にはじまる駢儷體を用ひ、修辭結構共に漢文臭を帶びた室町期一流

の擬古文である。

文中に、諸國の大名が「新關共を世のみだれにことよせて、おもふさまにたてをきつゝ、旅行のさはりとなりぬ」と關所の濫立を嘆き、五月十一日大亂東軍の將細川勝元の死を聞いて「國のさかひ、又蜂起することもやあらむ」と歸路の難をおそれなければならなかつた當時の世相も窺はれ、先の二條良基の「小島のすさび」と共に、中世の紀行文學としては代表的なものである。

揭出本は二八・三糎×二〇・五糎、袋綴、表紙は梔子色に桐花文様、題簽は金砂子に金描水蓮の下繪に「關藤河」と靈元天皇宸筆。本文用紙は斐紙。

一面一二行、一行二一乃至二六字前後、歌一行書。奥に

于時文明五年無神月廿六日書寫之訖、」今年五月上旬之初天美濃御下向之時、名」所舊跡御歷覽之時之御作文、

後成恩寺關白作也

とある。

公條公母喪中假名記　三條西公條作　一册　柳原本　柳・一八〇

三條西公條の母、勸修寺教秀の三女寶心院は、天文十八年正月十九日歿し、嵯峨二尊院に葬られた。本書はその間公條の記した假名記、卽ち正月廿四日嵯峨に詣でゝ中陰法事、百ケ日追善供養を執り行ひ、四月晦日に至る服喪中、折にふれ物にあたつて詠んだ和歌を中心にして敍述したものである。

揭出本は二三・五糎×一六・八糎、袋綴、表紙は宿紙、題簽無、左上に「公條公母喪中假名記」、右下に「天文十八年正月　母喪中」とある。

天文十八年正月十九日寶心院身まかり給へり、や」かて嵯峨二尊院にをくりたてまつり、あす」おさめたてまつらんとて、廿四日嵯峨に西室」僧正同道し、かの院にまかりむかへり、かりそめ」のありきにも、いとま申せしに、たちいてゝ見を」くり給し事おもひいでゝ

あひそへしおやのまもりも春霞へたゝるみちにまとふけふ哉

にはじまる柳原紀光の書寫本である。奥に「岡崎入道大納言殿御筆也、拜見了」明治十三、七、六光愛」との朱記がある。

佐野のわたり　宗碩作　一册　一五二・三五七

本書は連歌師宗碩の伊勢紀行である。

書名はその卷末に「此旅の日記は、三輪が崎の雨のけしきわすれがたきにより、しるしつけ侍れば、佐野のわたりとやまうす（二字一本作申）侍二べからん」と記してゐる。卽ち萬葉集の「苦しくも降くる雨かみわが崎狹野の渡に家もあらなくに」による命名である。

大永二年時の管領細川高國の發句「朝日かげ世にも匂へる霞かな」を起句にして、宗長宗碩が伊勢山田に於て神宮法樂の兩吟千句を催した。

七月廿日宗碩は京都を出發、伊勢へ下向し、八月四日から八日の五日間に千句を賦し了つて、更に大湊から尾張國桑名へ渡船する間の旅日記である。特に文學的に優れたものではないが、室町戰國の世の連歌師の旅の模樣が窺知される。

揭出本は美濃判、文政七年開版の木版本。本書は高田清年が家藏本をもとにして、鹿島明神の文庫本その他に比校して上木したもので、首に父興清の序、卷末に清年の跋並に饗庭文盈の跋があり、鼇頭に興清の考證注文をのせてゐる。

有馬湯治日記　智忠親王御記　三册　桂宮本　四五七・一七九

正保三年十月一日より廿五日まで、慶安二年九月廿一日より十月十日、翌三年十月十八日より閏十月十二日までの三回、攝津有馬へ湯治に下向された折の日記、簡單な備忘錄である。天候、道順、里程、入湯時刻、途中附近の名所、詠歌の有無等を記したもので、紀行文藝とは見られず、又文學的地誌的にもさして價値のあるものではない。唯當時貴族階級の湯治生活の一半が窺知される程度のものにすぎない。

正保度の記によれば、桂から船六艘を仕立てゝ、桂川、淀川を下り、天崎（尼崎）に着し、陸路（輿を用ふ）して小濱（紛濱）生瀨を經て、有馬に到る二日路程で、有馬の御宿所は三回共に池坊道順の家であつた。

智忠親王は智仁親王の第一王子、母は京極丹後守高知の女、元和五年十一月一日御誕生、智仁親王の跡（八條宮、後の桂宮）を繼がせられ、寬永六年元服と共に中務卿に任ぜられ、明曆三年正月十四日二品宣下、寬文二年七月七日薨ぜらる（御年四十四歲）。天香院宮と稱す。

揭出本は第一册（正保三年度）は一六・九糎×四五・二糎の楮紙全紙を横折した（折紙）まゝの横本、第二册（慶安二年）は二三・三糎×一六・二糎の半紙判、第三册（慶安三年）は二六糎×一八・八糎の美濃判で原表紙は素紙の假表紙、現表紙は本寮後補の紺表紙。本文は智忠親王の自筆原本。

元陵御記（修學院御幸宸記）　靈元上皇宸作　一册

柳原本　柳・一〇四六

後水尾上皇は明曆元年、修學院の勝景の地をトされて、離宮を御造營になり、以後度々御幸、御遊宴を催された。其後靈元天皇も讓位後、屢々御幸あらせられて、彼の地に歌會詩會等の雅會を催されて、廷臣と共に雅懷を述べさせられた。

本書は享保六年九月以來同十六年十月まで、滿十ケ年に亙り毎年春秋數回に及ぶ修學院御幸を、詩歌を中心にして御述作あらせられたものである。

上卷は、享保六年九月　同七年三月、九月

同八年四月、九月　同九年八月、十月

同十年四月、九月、十月　同十一年四月、十一月

同十二年九月、十月　同十三年二月、四月

下卷は、享保十三年八月　同十四年二月、三月、十月

同十五年四月、九月、十一月　同十六年四月、九月、十月

天皇の和歌和文に御堪能にわたらせられたことは著名で、天皇の御紀行としては代表的なものである。

因に元陵御記とは、嘉永二年安中の藩主板倉勝明の命名で、普通は「宸遊御記」、「御幸宸記」の目で呼ばれてゐる。尚天皇には嘉永二年八月、御製を中心にして日々の景色を記された「假名御記」がある。

掲出本は二八糎×二〇・二糎、袋綴、丁子引表紙の右側に収載年月、左上に外題「極秘　靈元院法皇御幸假名宸記全」とある。本文用紙は楮紙。

一面一三行、一行三〇字前後、歌一行書、安永三年柳原紀光が家僕に書寫させた奥書がある。

尚、「修學院御幸宸記」として、東山御文庫に宸筆原本がある。

上京紀行　文圓女王作　一冊　桂宮本　F四・八九

文圓女王は京極宮（後の桂宮）文仁親王の第一王女、寶永七年御誕生、幼名を美目宮と稱し、享保十四年十二月、伊勢國一身田にある眞宗高田派の總本山專修寺の圓猷（伏見宮貞致親王第五王子）の室となり、圓猷入寂後剃髪入道された方である。

伊勢國一身田の專修寺に下られてから二十七年後、寶暦五年二月廿三日初めて故里京都を訪はれ、歸路は大和路を經、奈良の諸寺を見物して、三月十五日歸寺されるまでの紀行である。京都での御兄家仁親王を始め、甥の公仁親王同妃格宮（直仁親王第四王女）と三十年來の久闊の御對面のうれしさ等、和歌贈答御款待の樣等を中心にした紀行隨感の文である。

掲出本は美濃判十行本、寛政七年乙卯夏、松坂の柏屋兵助開板、上下二冊本である。

東鑒紀行（蝦夷紀行）　間宮林藏話　一冊　手嶋本　一六八・六七五

本書は巻頭に「間宮林藏話」とあるところから推すと、林藏の直話を門人知友が筆錄したものであらう。

文化五年、松田傳十郎と共に松前奉行の命を受けて、北樺太を探査した林藏は、行路の困難、氣候上の惡條件等があつて、充分な踏査をなし得なかつた。そこで再度の踏査を思ひ立ち、單身同年七月十三日ソウナ（宗谷）を出發、リヲナイ（千緒）まで行つたが、寒氣と食糧不足の爲にトンナイ（眞岡）に引返し、土人の家で越年、翌六年正月廿九日トンナイ出發、五月十二日樺太北端に近いナニヲ（北緯五十三度餘）まで行き、更に間宮海峽を横斷して黒龍江岸のデレン（德楞）に到り、歸途は黒龍江を下り、海岸に沿つて南下、八月六日樺太のフゲー（ウアンギ）に、同廿八日宗谷に歸着した。この旅行の目的は沿海州の探査で、露清の境界、黒龍江下流域の地理、民族、德楞の清國官吏の出張所の調査であつた。露清の境界は究める事が出來なかつたが、以下の目的は充分に達し得た。この行は實に難行の連續で、寒冷に惱まされ、土人の嘲弄暴行を受くる等、

こに寓目する地名や故事出典の考證等には古典學者、國語學者として、又歌人としての彼を髣髴させるものがある。文中には吉野の奥、子守の社に詣でゝ、嘗つて宣長の父がこゝに祈願して、宣長が生れたといふ因緣にまつはる所懷を述べた個所もある。

掲出本は美濃判十行本、寛政七年乙卯夏、松坂の柏屋兵助開板、上下二冊本である。

東鑒紀行（蝦夷紀行）　間宮林藏話　一冊　手嶋本　一六八・六七五

本書は巻頭に「間宮林藏話」とあるところから推すと、林藏の直話を門人知友が筆錄したものであらう。

文化五年、松田傳十郎と共に松前奉行の命を受けて、北樺太を探査した林藏は、行路の困難、氣候上の惡條件等があつて、充分な踏査をなし得なかつた。そこで再度の踏査を思ひ立ち、單身同年七月十三日ソウナ（宗谷）を出發、リヲナイ（千緒）まで行つたが、寒氣と食糧不足の爲にトンナイ（眞岡）に引返し、土人の家で越年、翌六年正月廿九日トンナイ出發、五月十二日樺太北端に近いナニヲ（北緯五十三度餘）まで行き、更に間宮海峽を横斷して黒龍江岸のデレン（德楞）に到り、歸途は黒龍江を下り、海岸に沿つて南下、八月六日樺太のフゲー（ウアンギ）に、同廿八日宗谷に歸着した。この旅行の目的は沿海州の探査で、露清の境界、黒龍江下流域の地理、民族、德楞の清國官吏の出張所の調査であつた。露清の境界は究める事が出來なかつたが、以下の目的は充分に達し得た。この行は實に難行の連續で、寒冷に惱まされ、土人の嘲弄暴行を受くる等、生死を顧みない冒險であつたが、間宮海峽の發見と云ふ大功績を殘した。

本書は再度の樺太渡航以來の紀行、幕府へ進めた報告で、日次を逐つて地理、人種、風俗、慣習を詳錄し、繪圖をも挿入したもので、シーボルトによつて獨譯、歐洲諸國に紹介され、世界的に著名になつた。

林藏は常陸の人、村上嶋之丞に師事して地理學を修めた。寛政十二年蝦夷地御用雇となり、國後、擇捉を踏査した。又伊能忠敬につき測量術等を習ひ、忠敬の日本全圖作製に當つては、蝦夷地に關する資料を提供して之を援助した。晩年は國事探偵として過した。弘化元年江戸に歿。北蝦夷圖說、北夷考證の著があり、又北蝦夷地圖、東韃地方紀行等は彼の實測になる地圖、紀行である。

揭出本は沼津藩、手島家舊藏本、二六・五糎×一九・一糎、袋綴、表紙は丁子引、題簽は茶色紙に「東韃紀行全」とある。本文用紙は楮紙。

一面一一行、三〇字前後、着色圖入、朱校がある。江戸末期手嶋惟敏の手寫本である。

他に文化九年古賀洞庵書寫本一冊（二〇四・二一七）があるが、繪圖が缺けてゐる。

島根のすさみ　川路聖謨作　二冊　四一五・五六

天保十一年六月佐渡奉行を命ぜられ、同月八日江戸板橋の出發から筆をおこし、佐渡在任一年、翌年五月江戸に歸還するまでの旅中の裴紙。中央に「紀行」、本文同筆、扉に「寶暦五年」紀行上京」とある。

一面六行、一行一一、二字前後、歌二行書。巻頭

年月の望なれとも何かと」さしつかへて、京に登ること」もなくて過ぬれと、心にたえ」すのみおもひくらしつゝわかゝ」りし時、一身田へくたりし』より廿七年になりぬ

にはじまる。巻尾の「寶暦五年春　文圓」に終る、文圓常子女王の自筆原本。

菅笠日記　本居宣長作　上下二冊　一五二・二四七

書名は巻末の歌

ぬぐもをし吉野のはなの下風にふかれきにけるすげの笠はよしや匂ひのとまらずとも、後しのばん形見にも、その名をだにと、せめてかきとゞめて菅笠の日記（スガサニキ）　本居宣長」

の宣長自身の命名。

廿年來の宿願であつた吉野の花見に、明和九年三月五日（時に四十三歳）故里松坂をたつて、阿保の峠を越え、名張初瀬をすぎ、多武峯に詣でゝ吉野に遊び（上巻）、歸りは奈良へ出て畝傍已下の三山の邊を回游し、御陵を探訪して、初瀬榛原から所謂赤羽根の嶮を越えて伊勢の多氣に出でゝ、同十四日歸宅する迄の紀行日記である。

所々隨感の詠藻を交へて、暢麗な擬古文體を用ひ、和歌と地の文との間には、源氏物語に見られるごとき緊密な有機的措辭を使用し、江戸期の俳文に對する代表的國學者の紀行文と稱し得られる。且そ

揭出本は二一・八糎×二一・二糎、大和綴、表紙は櫻地水玉模樣

の日記である。母堂の孤感を慰めんがために、佐渡の文物風俗を亘細に留守宅に書き送つたものを、後にあつめて「物語のたねともなれかし」と一篇につくりなしたものである。

本書は旅日記とはいへ、佐渡の風俗、故事、傳說、日常の起居に至るまで詳細に記し、文中和歌、論語講釋等の雅會の狀をも記す。

聖謨は江戸末の幕吏、大久保加賀守、水野越前守等に重用され、吟味物調役から累進して佐渡奉行、奈良奉行、大坂町奉行等に歷任、又魯使應接全權、禁裏御所御普請御用總監になつた。又德川齊昭等と共に海防の事に盡力した。資質明敏、博識で文學を好み、藤田東湖、江川太郎左衞門（坦庵）、渡邊崋山等と親交があつた。聖謨は殊に孝心深く、本書の外「長崎日記」、「京都日記」、「下田日記」等何れも故郷の母堂を慰めんが爲に書き送つた日記がある。又語言概覽、神武御陵考等の著がある。明治元年三月江戸開城の風說を聞くや、其の邸に自刄した。年六十八。

揭出本は聖謨自筆の清書本。二六・八糎×一九・五糎、袋綴、表紙は本寮後補の茶表紙。原素表紙左上に「島根のすさみ　乾（坤）」とある。本文用紙一一行罫引の雁皮紙。一行二五、六字前後、上卷見返に

旅中の日記を審に記し、母上え奉り候數々、」其まゝに母上の藏置給ひしをあつ」めて、物語のたねともなれかしと、專に」佐渡のこと記せしかは、島根のすさみと題して、」一篇の書となせし也

とある。

野山の歎き　伴林光平作　一册　柳原本　柳・一〇七一

光平が、師加納諸平の命をうけて江戸にのぼつた折、伴信友の懇請もあり、豫て御陵の荒廢した狀を歎かはしく思つてゐたので、安政三年から文久二年に亙つて和泉、大和、河內の御陵を巡歷して、その荒蕪の狀況を調査した時の歌紀行である。卷頭の

覓（トム）行ん千代の古道荒果てしらぬ野山のなけきをそする

の和歌に書名の由來、御陵荒蕪を歎じた光平の心情が窺はれる。收むるところは光平が安政三年から文久二年の間、諸所の御陵參拜の折々に詠んだ短歌、旋頭歌、長歌等六十八首、祝詞一篇、漢詩二篇を中心にして、それの詞書並にその折の荒蕪した御陵の狀景をしるしたものである。そこには時勢を反映した御陵に對する古學者の熱情があふれてゐる。

本書は二八・三糎×一九・五糎、袋綴、表紙は本寮後補の紺表紙で、原は素紙表紙で左上に本文同筆にて「野山の歎き」とある。

一面一〇行、一行二九、三〇字前後、歌一行書。卷末に、

文久二壬戌年極月十日　　伴林光平（花押）

とある自筆本。

二　隨筆

清少納言枕草子　三册　桂宮本　四五九・一一

古くは「清少納言記」ともいはれ、一條天皇の中宮定子に仕へた清少納言の隨筆集である。

原本が現在みるが如き內容のまゝのものとすれば、正曆三年頃から長保四年前後、彼女の宮仕へ及び後の里住にかけて執筆したものといはれる。本書（三卷本）卷末に

此双紙めにみえ、心に思ふ事を人やは見んとする」とおもひて、つれ〴〵なるさとのほとに、かきあつ」めたるを……宮（定子）のおまへ」に、內のおとゝ（伊周）のたてまつりたまへりけるを、これになに」をかゝまし、うへのおまへ（一條天皇）には、しきといふふみをなむ、かゝ」せ給へるなとのたまはせしを、枕にこそは侍らめと」申しかは、さはえてよとてたまはせたりしを、」あやしきをこよやなにやとつきせす、おほかる』かみをかきつくさんとせしに、いと物おほえぬ事そ」おほかるや云々と、本書執筆の事情を結びとしてゐる。又こゝから「枕草子」といふ命名ともなつたと。

本書は約三百篇の長短さまざ〳〵な見聞隨想を集めたもので、「春は曙」「山は」又は「つれ〴〵なる物」「うつくしき物」の如く、類別的に事物、事象を別記したもの、或は宮廷生活中に見聞、遭遇した事件の記述等、自然、人事、情趣等に亙つて、納言の透徹した知性と、銳敏精確な觀察と斬新簡潔な表現とをもつて描寫してゐる。彼女は對象に溺れることがない。冷徹にすぎる知性は常に對象をある距離をもつてながめる。その上解明な印象と辛辣な諷刺をあびせる機智と才氣とがあつた。そこに彼女が情趣の世界に醉ふ歌人としてよりも、批判的な散文作家として優れてゐた點があつた。

紫式部をして「清少納言こそ、したり顏にいみじう侍りける人、さばかりさかしだち、眞名かき散らして侍る程も、よく見れば、まだいと堪へぬ事多かり」と評せしめた彼女には、自我の强さと才智からくる驕慢な態度が多かつた。彼女は清原深養父を曾祖父に、後撰集撰者の元輔を父にもつ學者歌人の家に生ひたち、後ち藤原棟世に嫁した。

本書の興味はその敍述編纂の順序にある。長短相交はる種々な形式、內容の記事が錯綜して轉變する變化にある。そこに清少納言その人の好みと、時代の好みとがある。しかし現存する諸本には、本書が隨筆といふ短篇の集成で、後世錯簡脫落が生じやすかつた故か、或は特別な成立事情（書繼ぎ、改編等）によるものか、異本が多い。しかもそれは內容の增減といふよりも、記載項目の順序排列に著しい相違がある。大別して㈠事項を類別的に編纂した流布本系統と、㈡雜纂的に排列したもの（三卷本、能因本）とに分かれる。

揭出本は二八・三糎×二〇・五糎、袋綴、表紙は瑞雲に龍文模樣摺、左上に金砂子の雲霞文樣、金泥桐花紋の下繪に「清少納言枕草子　上（中下）」と題簽、本文用紙は楮紙。

一面一〇行、一行二三、四字前後、歌は二字下り、各事項文每に改行、朱點朱鉤を附す。江戸初期の書寫。所謂三卷本系統の純正な本文をもつものであるが、所謂卷頭の「春はあけほの」以下「あぢきなきもの」までを缺いてゐる。卷末には前述した結びをもち、

（流布本はこの項巻中にあり）終りに「源經房朝臣」「橘則季」の略傳を記して

本云」往事所持之荒本紛失年久、更借出一兩之本、令」書留之、依無證本不散不審、但管見之所及、勘合」舊記等、注付時代年月等、是亦謬案歟

安貞二年三月　　耄及愚翁在判』

古歌本文等雖尋勘、時代久隔、和歌等多以不尋」得、纔見事等在別紙」

自文安四年冬比、仰面々令書寫之、同五年中夏」事終校合、再移朱點了」　秀隆兵衛督大德書之』

文明乙未（七年）之仲夏、廣橋亞槐（綱光）送實相院准后（增運）」本、下之本末兩册見示曰、余書寫所希也、嚴命」弗獲（歟カ）點馳禿毫、彼舊本不及切句、此新寫讀而」欲容易、故比校之次加朱點畢、」

正二位行權大納言藤原朝臣敎秀

右本切句勘文爲證本之由、見于奥書矣、家傳之」本紛失、仍拭老眼染禿筆、令書寫貽後昆者乎

正三位清原朝臣枝賢　法名道白

の奥書をもつ。他に㈠系統中塚本に類する殘缺桂宮本（五〇二・七六）一册がある。本文は群書類從本の内容とおなじく「七月つごもりかたに」以下を缺く。

徒然草　兼好作　一册　谷森本　　谷・二七

吉野朝期の世相思想の複雜さ、換言すれば王朝のものゝあはれと、中世的隱遁思想の交錯錯綜する間にたゆたふ怪しい美、それが本書のもつ魅力である。冒頭に

徒然なるまゝに日暮し、硯に向ひて」心に移り行よしなしことを、そこはかと」なく書付れは、あやしうこそ物くるおし」けれ、（句讀本のまゝ）

の序の如く、脈絡のない短文隨筆二百四十三篇をあつめたもので、人の思惟と理想に對する感情と欲望の相剋を、あらゆる俗人間の矛盾對立の綾を、巧妙な例話によつて描いたものである。

化野の露消る時なく、鳥部山の煙立」さらてのみ住はつる習ならは、いかに物の哀」もなからん、世は定なき事こそいみしけれ

彼は人生を、この上もないものとして愛した。そこには平安王朝のものゝあはれがあるからである。ものゝあはれは人生に死があり、無常があるからである。この有と無、肯定と否定、人生の矛盾をしればこそ彼は人生を愛する。この矛盾對立の隱微なうちの統一、それが徒然草全篇をつらぬく思想である。きはやかな作者の主觀と個性はそのまゝ室町初期の世相思想を暗示するものであつた。

兼好は姓は卜部、當時の和歌四天王の一とされた。初め後宇多上皇の北面武士、左兵衛尉であつたが、正中元年六月上皇の崩御と共に出家し、名をそのまゝに音讀して兼好と號した。

揭出本は一六・六糎×一八・七糎、枡型胡蝶裝。表紙は紺斐紙、見返しは鳥の子金砂子、いづれも本寮後補のもの。（裏表紙の紺表紙のみ元表紙）。本文用紙は斐紙。

一面一二行、一七字前後、主として段章各〻改行してゐるが、全文朱墨をもつて詳略な勘注書入、押紙等があり、各段章の頭に朱鉤を施す。

本文は流布本系統本の内、田中忠三郎藏本に同じく、流布本中の善本と思はれる。異本として正徹筆本系統が知られてゐるが、本寮のものはすべて流布本系統で、他に揭出本と殆ど同樣の本文を有する桂宮本二册（五〇二・五四）及び慶長癸丑仲秋の烏丸光廣の奥書を有する十行古活字本二册（五五七・二三）があり、又揭出本と語句に相違（一三七、一三九、一四二、一四三、一五五、一六六、一八八、二一九の各篇）のある「つれ〳〵草　上（下）」二册（一五一・三一一）がある。その奥書を示せば

此つれ〳〵草、幸隆みつから筆をそめて」所持す、一覽の次、一本書あたふへきよし」所望せしに、則此本をとゝめをくへきよし申せしかは、座右のもてあそひ」ものとして、つねに披見せしめ、老の友』となす物ならし、時に文祿五のとし」後の七日に是を記す」　　幽齋叟玄旨判』

此徒然種上下愚之披見、去年染自筆」之處、老父所望之間獻之、則加右」之奥書、宜座右覽之、仍以彼本重而」丹後田邊在國之間、借諸人之手書」寫校合了、同於一如院尋申於也足軒、」不審等少々注之、不可出窓外耳』

慶長二卯月十八日　　幸隆判』

此徒然草上下以右之奥書之本、」小書等書寫校合訖、幸隆者愛宕」山福壽院之住持、後隱居號妙庵、」法印幽齋翁之三男云

延寶第七上陽下旬　　從一位

さ夜のね覺　一條兼良作　一册　桂宮本　　五〇二・六四

文明十年以後兼良晩年の作、將軍足利義尚の母、妙禪尼日野富子の需めに應じて、女子の敎養として身につくべき心得等を、文學、政治、萬般に涉つて解說した室町の敎養書ともいふべきもの。

から國におほく春をあひし、我國の人はむかし」より秋に心をよするなるへし、されは光源氏も我身に」しむる秋のゆふ風となかめたまへり、万葉より代〳〵」の歌にも、この二のあらそひ、いまたいつれとさため」かたし

と日本人の美意識の性格から說き起して、文學・政道・學問に關して和漢の古事先例を引用して、兼良の見解識見を述べたものである。特に本書が政道治國等の政治的方面に力點を置いて書かれてあるのは、本書が將軍義尚の母（義政の妻）日野富子に書進じたからであつたらうが、兼良のさうした方面への見解を窺ふ好箇のものであらう。

一條兼良には、祖父二條良基と共に、本書の他に隨筆雜纂の書が多い。「樵談治要」（足利義尚への政治意見書）「文明一統記」「東齋隨筆」（和漢の故事雜事集）「語園」等がある。學は和漢に通じ、政治、文學、和歌あらゆる面に一見識をもつた當時の碩學兼良の博學と識見とを思ふべきである。

揭出本は二八・三糎×二〇・四糎、袋綴、表紙は白茶地に藍の瑞

雲龍文様摺、題簽は金砂子の雲霞、金描古松の下繪の藍鼠紙に「佐夜のね覺」と靈元天皇宸筆。本文用紙は斐紙。

一面十二行、一行一九乃至二三字前後。無奥書の江戸初期の書寫本。

第七年中行事

年中行事總説

今日われ〳〵が行ひ、且つ見聞する年中行事、それには皇室的なもの、民間に行はれる全國的のもの、鄉土的のもの、家庭的なもの等、その種類は雜多であるが、いづれもその發生過程は大別して左の三つにわけられる。

一、その源を支那その他の外國にもち、我國に傳來したもの

二、我民族固有の神話、古傳說から發生したもの

三、何かある動機機緣により發生し、やがて慣例化したもの

勿論そのうちには二要素以上が互に混じて一の形をなしてゐるものが多い。

そしてこれら年中行事の殆どすべては、その當初國民すべてが中心となつて一樣に行つたものであつた。國家形成が漸くその實を現はしはじめると、國民的感情は勢ひ皇室中心的なものとなり、次第に宮廷を中心とした行事が國家的な、代表的傾向色彩をおび、民間のそれと區別されはじめた。その故に宮廷の行事は常に嚴重をきはめ、その退廢がすくなかつたのに比して、民間のそれには興廢轉變の相が多かつた。この一度退轉した民間の行事は、往昔の姿が忘れられて再び宮廷の行事を模して行はれることも尠くなかつた。しかしまた鎌倉室町期以降、民間の土俗的な風習から新しく發生した行事が、宮廷へ流入することも決してすくなくなかつた。そこには常に上下の交流影響が見られた。年中行事繪卷其他の古繪卷を見れば、禁裏の式場近くに一般庶民が群集見物してゐる場面が多い。又江戸時代に於ても舞御覽、鬪雞、中元御燈籠等の行事には一般の拜觀が許されたものであつた。

わが國は古來農業國として發展形成された。農耕の豊凶は人爲以外に天候、天變地異等の自然現象に左右されることが多い。自然現象は人爲力以上のものである。隨つて神にその庇護と豊作とを祈請しなければならなかつた。こゝに祭政一致の國體と祭祀の重視せられる理由があつた。

年中行事の大部分は持統、文武兩天皇の頃から恒例化して、奈良時代に既に相當數の行事をみるにいたつた。平安時代弘仁貞觀の頃にいたつて、その種類もその儀式次第も整備された。その後更に修正增補が行はれ、形式、儀容は一段と整備し、國家的典禮として嚴

圖書寮典籍解題

重盛大なものとして法制化された。即ち公事を制度として規定したものとして曩に「令」があり、その細則規定に「内裏式」「儀式」「延喜式」等があらはれた。

かく行事が宮廷公事として重要視されるに及んで、これを行ふに種々な先蹤が尊重され、故實が生れ、これに關する專門智識が要求されはじめた。隨つて公家はその式次第、作法、その他の典據、先例、心得の習得に迫られ、日記に覺書したり、關係事項を部類しはじめた。平安中期の壯大な朝儀をしるしたものに「西宮記」「北山抄」及び「九條年中行事」（師輔）、「小野宮年中行事」、日記として「御堂關白記」「權記」「小右記」等があり、同末期のものに「江家次第」「雲圖抄」、及び「年中行事繪卷」、日記として「山槐記」「中右記」「兵範記」等々があらはれ、江戸末期にいたるまで絶えなかつた。

一方行事が重要視せられ、嚴重をきはめた結果、徒らに故實典據が貴ばれ、儀式は形式煩瑣にながれ、却つてその原義は沒却せられ、平安末期には衰微退轉の兆があらはれはじめた。政權が武家の手にうつつた鎌倉期以降は朝綱は弛緩の途をたどり、經濟的不如意は遂に室町末期にいたつて大部分の公家公事は廢絶の狀態に近かつた。江戸時代に入り、諸事の復興と共に朝儀も次第に再興せられ、東山天皇の頃には相當數の再興をみたが、その內容は平安の舊儀と異るところが多く、昔時の壯大盛觀さは見るよしもなかつた。又その中に室町期以降の新らしく興つた民間風習の影響流入が見られるのは、時代の變遷と生活樣式の變化によるものであつた。

以下平安王朝の盛大であつた恒例の年中行事を解說すると共に、各時代のそれをしるに必要な重要文獻を揭出する。

一　行事

四方拜（一月一日）

歲旦、天地四方、山陵、屬星（生れ年に當る星）を拜し、年災を攘ひ、五穀の豐穰、寶祚の長久を祈り給ふ儀である。

この事は支那傳來の風習で、朝儀としては、宇多天皇の寬平二年（元年ともに）に始まるとされてゐる（年中行事祕抄）。御所（平常御座ある處）の前庭に御拜座を設けて行はれるが、淸涼殿が平常御座ある御殿となつて以來（村上天皇頃）その前庭たる東庭に舖設し、後世常御殿が別に獨立するに至つても、その式場は變ることがなかつた。

その模樣は屛風を立て繞らし、その內に御拜の座三所を設け、前に机を置き燃燈を供する。而して天地四方を拜する御座には特に褥（にく）を敷く、寅刻（午前四時）天皇黃櫨染（くわうろぜんのごほう）御袍の束帶にて出御、先づ屬星の座にて屬星の名を唱へて之を拜し、次に天地四方の座にて、北に向ひて天、西北に向つて地を、次いで東南西北を拜し、最後に山陵の座に移御、山陵を拜せられ、畢つて入御になる（西宮記。其他）。室町時代に至り費用不足、兵亂等の爲中絶したが、後土御門天皇の文明七年再興せられ（親長、卿記）、以て今日に及んでゐる。

明治以降、從來の陰陽道の部分を廢し、神宮、天地四方、神武天皇竝に先帝の山陵及び諸社の御拜のみとなつた。御式場は神嘉殿（しんかでん）南庭である。

尙この四方拜は元來禁中のみならず、仙洞、皇族、攝關家以下庶人も行つたので、その作法も大體右に同じであるが（兵範記、江家次第、近衞家文書、道房公記）、臣下はその拜の內容が、天地四方屬星墳墓の外、氏神、竈神、先聖先師等が加つてゐた（江家次第）。

圖は「公事錄」附圖（E一・一）「雲圖抄」（葉・二〇〇六）にある。

元日節會　ぐわんにちのせちゑ（一月一日）

元日朝賀終つて後、天皇出御あつて群臣に宴を賜ふ儀である。持統天皇以前は朝賀の儀、必しも正月朔日に行はれなかつた（類聚。國史）。文武天皇の御代になつて元日朝賀の制が定まり、元正天皇の靈龜二年の元日に本節會の行はれた記錄があり、その頃から恒例化した（類聚。國史）。式場は奈良時代には一定してゐなかつたが、平安初期には豐樂殿（ぶらくでん）（內裏式儀式）中期に及んで紫宸殿が式場となり（西宮記、日本紀略）、爾來この制となつた。

儀は先づ諸司の奏、即ち御曆奏（こりやくのそう）（中務省（陰陽寮）より七曜曆を奏進する）氷樣奏（ひのためしのそう）（宮內省（主水司）より氷室の藏氷の狀況を上申しその模型を進する）腹赤奏（はらかのそう）（太宰府より進獻した鱒を宮內省より奏進する）がある。次で群臣殿上の饗座に著き酒饌を賜ふのであるが、此の間吉野の國栖（くず）の奏樂あり、大歌別當（おほうたのべつたう）は歌人を率ゐて大歌を奏し、治部省は雅樂寮の工人（樂人）をして立樂（たちがく）（立つて奏する樂）を奏させる、宴終らんとする時宣命を賜ひ、群臣殿を下りて拜舞し祿（賜品）を賜つて退出するのである（內裏式、儀式、西宮記）。

平安末より弛緩の傾向生じ、鎌倉期に入つては禮制頗る振はず、室町時代には、兵禍のため又費用不足のため微々たる有樣となり、遂に應仁亂後二十餘年間中絶し（晴富宿禰記）平座の儀（天皇出御なく別殿で賜饌の略儀）のみ行はれた。延德二年再興せられたが（元長、卿記）、其後亦每年は行はれず、天正の頃に及び漸く昔日の儀に復した（信長。公記）。以降明治二年迄行はれたが三年に廢絶し、五年よりは名を改め、新年宴會として一月五日に行はれることになつた。

圖は「公事錄」附圖にある。

朝覲行幸　てうきんぎやうかう（一月二日或は三日、或は四日）

天皇が太上天皇、皇太后の宮に行幸あつて、拜し給ふ儀で、敬親の御意より出づるものである。歲首に行はれる外、即位後、御元服後、臨時の場合もある。歲首の儀は大體正月二日、三日、四日頃行はれるが、或は吉日が撰ばれた。年中行事の一ではあるが、必しも每年行はれるとは限らない、朝覲行幸は嵯峨天皇が大同四年八月三十日平城上皇に朝覲せられたのが最初（類聚。國史）。歲首の儀は仁明天皇承和元年正月二日淳和上皇に朝覲せられたのを始とする（續日本。後紀）。

當日紫宸殿より鳳輦に御し、鹵簿を整へ、儀衞を嚴にして行幸になり、御所に近づけば警蹕をとゞめ、御所に着御になれば、中門外にて鳳輦より下御、御前に詣り笏を把つて拜舞、再び中門外にて乘輿還幸あらせらる（西宮記）。一條天皇、上皇の御前で笛を吹き

給うてから百錬抄、後世多く此事があるやうになつた。

室町期には殆んどこの行幸を見ず、江戸時代に（承應三年正月二日）後光明天皇の行幸をみるのみである宣順卿記。（臨時の行幸は江戸時代にも數度の例がある）

圖は「年中行事繪卷」（鷹・六七六）にある。

敍位　（一月五日或は六日）

考期（八月一日より翌年七月三十日迄の間）終り、その成績を考へ、從五位下以上即ち勅授の位に敍すべき人のために行ふ儀である（五位に敍するを敍爵といふ）。

敍位は推古天皇十一年十二月冠位始めて定まり、翌十二年正月一日に行はれたのを最初とする日本書紀。桓武天皇の御代に至り、七日を定日とし續日本紀、村上天皇應和三年に始めて五日日本紀略に行はれてから、五日、六日が慣例化された。

その次第は諸卿議所につき勘盡あり、次に申文（申とは請ふこと）の筥を清涼殿の御前の座に持參する。執筆の大臣（關白にあらざる第一の大臣がなる）は敍すべき位のみを白紙に錄し、式部民部よりの奏文を讀み、勅許を得て後、申文中の姓名を位の下に書き加へる。畢つて年月日を記入し奏覽し、敍位の簿を採り、殿上間に出で入眼の上卿に授けて入眼せしめる（位階のみを錄した位記に姓名を加へること）。上卿議所に至り內記に命じて位記を進めしめ、藏人の再奏聞をまつて、位記に天皇の御璽を捺し、手續を經て下附する江家次第。應和二年以前は白馬節會に先立つて本儀が行はれたが、鎌倉期になつて略儀となり、室町時代に及び中絕した。後陽成天皇慶長六年三月に御再興になつたが

後陽成院宸記、又間もなく廢絕してしまつた。

圖は「年中行事繪卷」にある。

白馬節會　あをうまのせちゑ　（一月七日）

古くは七日節會と稱し、正月三節（元日、七日、去日）の中、この節會が最も重んぜられた江家次第。

七日の賀宴の起原は頗る古く、景行天皇の御代既にその所傳があるが日本書紀、恒例化したのは持統天皇の御代からである類聚國史。しかし儀式の次第が整備せられたのは平安初期のことである內裏式。

儀は天皇豐樂殿に御せられ、先づ御弓奏（兵部省より御弓矢を献ずる）があり、次いで敍位の儀がある。畢つて左右馬寮の官人青馬を率いて參入、御前を渡る。次に賜宴、此の間國栖の奏、大歌、立樂の奏があり、やがて內教坊の舞妓參進し、殿前の舞臺で舞を奏す、次いで宣命あり、皇太子以下拜舞し、祿を賜はり、了つて還御になる內裏式、西宮記。

「青馬」を見る風習は支那よりの傳來で帝皇世紀、奈良時代に既にあり萬葉集、「馬」は陽を、「青」は春を主るものであるから、歲首にこれを覽れば、青陽の氣を調へ、年中の邪氣を除くと信ぜられた。そして初はこの「青馬」は「白馬」ではなく、鴨の羽の色の如き馬であつたが萬葉、平安中期に及んで「白馬」を以て之に代へられ平兼盛集、後にそれが慣例化した。從つて「白馬節會」の名稱も古制のまゝ「あをうま」とよぶ。

式場は平安初期から紫宸殿を用ひられ、それが制となつた。又別に節會のない時、內殿（清涼殿か）で馬を御覽になる例が實錄三代平安中期になつて慣例化し、後世節會終了後、清涼殿で東庭を渡る馬を再び御覽になることになつた。

鎌倉、室町時代になつて、他の公事と同樣衰退の傾向著しく、江戸時代に及んで再び恒例となつたが、その形骸を殘すのみで、明治二年に廢絕した。

圖は「年中行事繪卷」及び「雲圖抄」にある。

除目　ぢもく（縣召　あがためし）（一月十一日—十三日）

故官を去り新官に就かしむる儀式である。縣召除目（地方官の除目）司召除目（京官の除目）あり、又臨時除目、女官除目等がある。司召除目が秋行はれるので秋除目といふに對し、縣召除目は春行はれるので春除目ともいふ。

縣召除目は頗る大儀とされてゐる。第一夜は納言以下筥文を執つて清涼殿に昇り、御前の座に著く。執筆の大臣、闕官帳を筥に入れ、御簾をかゝげて天皇の御覽に供す。畢つて返給へば、大臣、大間（闕官の名のみを記し、其間を空白とし、任ずべき人の姓名を記入する樣にしたもの）を座右に置き、勅許を蒙つて後に、申文によつて名を記して行く。これが第二夜、第三夜と續く。第三夜、この事終れば大間を奏覽し、殿上間に出で、上卿に渡す。上卿議所にて清書せしめ、關白の內覽を經て藏人をして奏覽せしめる。畢つて之を外記に付し、手續を經て布達するのである江家次第。

除目は天武天皇の御代既に見えてゐるといふが年中行事秘抄、一代要記

縣召、司召に分れたのは平安中期からで、式日が十一日からに定まつたのは、中期も終りに近い頃ではなからうか。しかも必しも定日に行はれるとは限らなかつた。室町中期までは略儀ながら行はれてゐたが親長卿記、以降は廢絕した。

圖は「年中行事繪卷」及び「雲圖抄」にある。

踏歌節會　たふがのせちゑ　（一月十六日）

群臣に宴を賜ひ、踏歌をみそなはせらるゝ儀である。十六日の賀宴は天武天皇の御代既に之を見るが日本書紀、踏歌の行はれたのは持統天皇七年正月十六日を以て最初とする日本書紀。

踏歌とは歲首に行はれる舞踊の一種で、上代の歌垣の轉化したものといはれる。歌曲の終に「萬年阿良禮（よろづとせあられ）」とくりかへし唱へるので「あらればしり」ともいひ、男踏歌と女踏歌とがある。十四日の男踏歌は圓融天皇永觀元年を最後として廢絕した今昔物語。十六日に行はれる女踏歌のみが後世までつゞいた。

本節會の整備したのは平安初期で、その次第は天皇豐樂殿に出御、賜宴があり、その間國栖の奏、大歌、立樂の奏、やがて內教坊の舞妓四十數人が參進、踏歌を舞ふ（舞臺はない）。終つて宣命あり、群臣拜舞し祿を賜つて終る內裏式。平安中期よりは紫宸殿で行はれた西宮記。末期より次第に弛緩に赴き、鎌倉期には舞妓の質も低下し、又人員も減少、室町期には二人となり親長卿記、遂に之が定制となつた。江戸時代は纔にその形骸を殘す程度で、明治二年廢絕した。

圖は「年中行事繪卷」及び「公事錄」附圖にある。

祈年祭　としごひのまつり　（二月四日）

耕作の始めに當り、年災なく時候順調にして、五穀豊かに稔り、あらゆる生産物も潤澤に、國家皇室の安泰ならんことを祈請する祭で、宮中に於ける儀は、この祭に際し、神宮を始め各神社に供進すべき幣帛を頒つ儀である。この祭の起原は支那に於ける祈年の風習周禮及び大地主神（おほとこぬしのかみ）の傳說古語拾遺によるものと考へられる。班幣の儀は文武天皇以前から二月に行はれ、既に恒例の行事となり日續紀本、仁明天皇の御代に二月四日が定制となつた續日本後紀。

本儀の整備せられたのは平安初期で、當日卯の四刻（午前七時半）神祇官の齋院に幣物を列べ、神祇官人を始め、大臣以下着床する。やがて左右馬寮各御馬廿一疋を率ゐて參入、次に神祇の官掌二人祝部（はふり）を率ゐて參入着床すれば、中臣進みて祝詞を讀む。一段讀み終る毎に祝部は唯（お）と稱へる。祝詞終れば神祇官柏手兩段、次に大臣以下それ〴〵之に應ずる。次に神祇伯、史に命じて班幣せしむる（伊勢大神宮の分は使を遣はして進ずる）儀。この幣帛の外、御歲社には白猪白馬白雞各一疋、特に示された大神宮以下の諸社には各馬一疋を加へて奉る延喜式。奉幣すべき諸社も文武天皇以來逐次增加せられ、延喜式では實に三千百三十二座の多きに達し、神名帳記載の神全部に及び、如何に本祭を重視せられたかを知り得る。

それも平安中期以降は次第に弛緩の狀を呈し、室町時代後土御門天皇の文明六年に行はれたのを最後に廢絕した壬記。江戸時代に入つて東山天皇の元祿二年復興の儀があつたが、實現を見ず連宿禰記、明治二年に再興をみた。現在は班幣は事務として行はれ、神宮の祈年祭當日二月十七日宮中三殿に於て祈年祭の儀が行はれる。

「故實叢書本」に神祇官の平面圖がある。

春日祭　（二月上申日・十一月上申日）

春日神社の祭である。當社は藤原氏の氏神であつて、初め氏神祭としての私祭が行はれてゐた。これが官祭化した年次は明らかでないが、天安の頃には既に恒例の官祭になつてゐる實錄。私祭の氏神祭をそのまゝ官祭としたことには、皇室の外戚としての藤原氏の地位を考へれば自ら首肯出來得るものである。そして清和天皇の貞觀八年からは、伊勢の齋宮、賀茂の齋院に倣つて齋女を置き、祭祀を司らしめた類聚三代格。

この祭の宮中に於ける儀は出立（いでたち）の儀で、祭の前日祭使近衞中將、或は少將内侍を通じ社頭に參向すべき由を奏し、若し御召があれば、舞人・陪從（べいじう）を率いて仙華門より清涼殿東庭に參入、舞人の舞等を御覽になる。かくて祭使は幣物を奉じ、列を整へて奈良に赴く儀式、江家次第。一方齋女も祭の前に日を卜定して、賀茂川に臨んで祓をなし、前日に行粧美々しく京都を出發して奈良に向ふ（十一月には參向しない、儀式）。祭使は梨子原の宿舍、齋女は佐保の頓舍に入る。當日社頭の儀あり、畢れば梨子原の宿舍にて還立（かへりだち）の儀があつて歸京する儀式、江家次第。

この齋女の制は程なく廢れたが、其の他は變化なく行はれ、鎌倉時代からはやゝ衰へたが、他の公事儀式に比すれば盛大であつた。元治二年二月の祭には古例に復され春日神社記錄、明治四年より十一月の祭は廢されて、簡單な二月の例祭だけとなり、七年には申日を廢して二月一日を例祭日と定められ、十九年に舊儀が再興せられ、太陽曆に換算されて三月十三日が祭日となつた。

圖は「年中行事繪卷」にある。

三月節日

式日は三日で「令雜」に規定されてゐる。この日は種々なる行事がある。

㈠曲水宴　ごくすゐのえん　最も古くから存在した行事で日本書紀、顯宗紀、支那に於ける三月三日觴を流水に流して不祥を祓つた風習が傳來したもので、我國に於ては、水邊に宴を設け、盃を水に流し、己の前を過ぐる迄に詩歌を作る遊びである。奈良時代平安初期までは盛大であつたが、中期頃より朝儀としての行事は殆んど見られなくなり、鎌倉時代以降は廢絕して了つた愚管抄に見える藤原良經の計畫が最後。

上下一般にも行はれ本朝世紀、橘爲仲集其他、私的の催しとしては室町時代まで時には行はれ河村誓眞聞書、江戸時代に將軍吉宗が行つたことがある有德公實記。

㈡節宴（節會）　奈良時代以前より行はれてゐたが日本書紀、嵯峨天皇の大同三年、先帝桓武及び皇太后の御忌月なるを以て節會を停廢せられ類聚國史、以後は全く公式のものはなくなつた。

㈢節供　上下一般に行はれたもので、禁中では平安初期より存在したが寬平御記（年中、内々の儀として行はれ延喜式、年中行事障子文、九條年中行事、西宮記、江家次第等に記載なし）、年中行事秘抄所引、桃花餠を獻進し、近臣に酒肴を賜つた。同末期に及び、これが公式化し年中行事秘抄其他、室町末江戸初期より桃花酒、赤飯を獻進することになつた後水尾院。年中行事一方武家庶民の方では白酒菱餠を中心とした風習となつた。

㈣鬪雞　上下一般に古くから行はれ、平安時代には三月節日の恒例公事ではなく、又擧行日も一定しなかつた三代實錄、平親信記、中右記。鎌倉中期に及び三月節日の恒例公事となり勘仲記、百錬抄、花園院宸記、以降江戸末まで變ることがない。雞は卿相より獻進したが、稀に女官も獻進したことがある辨内侍日記。場所は清涼殿前庭であつたが、江戸時代末には參内殿前庭となつた恒例公事。

㈤上巳祓　上下一般に行つた。三月の巳の日（上中下）に行ふ祓の中、上巳の日のを特にかくいひ、三日がその日に當る時には特に珍重した。これは曲水宴の項にて述べた支那の風習の傳來したもので、河頭に臨み祓を行ふのであつて、撫物は人形を用ひた。巳の日でない時にも特に三日には人形を調進して祓を行つた。

㈥雛遊　ひゝなあそび　平安時代には平生の遊戲であつて、三月節日とは何等關係のないものであつた。江戸初期より三月節日の習俗化と共に、中期巳後節日の行事となつた貞丈雜記。蓋し前項の上巳祓の人形と結びついたものであらう。公家上

流では雛は壇上に飾るのではなく、平に氈を敷いて並べるのである。

「年中行事繪卷」、「公事錄」附圖に鬪雞の圖がある。

石清水臨時祭（三月中午日　二午の時は下午日）

朱雀天皇の天慶五年四月二十七日、平將門藤原純友の亂平定し、報賽の爲行はれたのが最初で（扶桑略記）、圓融天皇の天祿二年三月八日再び祭祀を行はれてより恒例の儀となつた（日本紀略）。

その次第は、調樂試樂あり。當日の儀、翌日の還立の儀、何れも賀茂臨時祭と同一である（江家次第）。但し還立の儀は、後に弓場殿で賜宴賜祿のみとなつた（中右記）。後花園天皇の頃より中絶し、光格天皇の文化十年に再興せられたが（公卿補任、伊光卿記）、明治三年以降廢絶した。

尙ほ賀茂祭を北祭といふに對して、この臨時祭を南祭ともいふ。

圖は「年中行事繪卷」（出立の儀）にある。

灌佛　（四月八日）

釋迦誕生の日、この日を祝ひ、沐浴の舊儀を追つて其像に灌ぐ行事で、我國では推古天皇の十四年から各寺院等で始められたものらしい（日本書紀）。

宮中では仁明天皇の承和七年清涼殿で始めて行はれた（續日本後紀）。爾來恒例の行事となつたが、此の日が神事に當れば延引するのを例とする。

清涼殿東廂の晝御座（ひのおまし）を撤し、東廂南第四間に灌佛の臺を鋪設する、大體午後に始められたらしく、先づ關白大臣以下、殿上の間の上戸（かみのと）より入つて布施を机（豫め鋪設してある）の上に置き着座する、畢れば導師は弟子僧を率ゐて參入、禮拜散華し、五色の水を像に灌ぐ、次に關白以下が灌ぐ、畢れば導師以下次第に退下する。そして御簾を垂れて後、女房が灌ぐのである（江家次第）。

この行事も室町時代以降廢絶した。江戸時代に入つて元文二年仙洞では內々の儀として再興の議があつたが（宗建卿記）、宮中では全く行はれなかつた。

圖は「年中行事繪卷」にある。

賀茂祭　（四月中酉日　二酉ある場合は下酉）

山城國一ノ宮である賀茂別雷神社（上社）賀茂御祖神社（下社）の祭である。賀茂祭は「まつり」とも稱し、或は葵祭（當日關係員が葵の插頭をつけ又社殿翠簾にもつける）北祭とも稱する。

欽明天皇の御代、風水害があつたので、山城の守護神賀茂の神の鎭祟として行つたのが起原と傳へられる（本朝月令）。官祭としての祭は平安初期になつてかららしく、嵯峨天皇の弘仁十年にこの官祭を中祀と定められ（類聚國史）、以後盛大に行はれ、祭といへば本祭を指すほどの盛儀となつた。

その次第は祭に先立ち、午或は未の日の何れかを卜定して、齋王（賀茂大神に仕へしめらるゝ皇女、弘仁元年始めて置かれた）の御禊がある（加茂川に臨んで行はる）御禊の後六衞府をして戒嚴せしめらる。これを警固といふ、當日奉幣使は早朝參內、內侍を以て社頭に參向する旨を奏上すれば、天皇紫宸殿に出御、齋王の乘馬を御覽になり、使は齋王と列を整へ、路頭の儀美々しく社頭に參向する。この路頭の儀を見んとして道筋に棧敷を作り、物見車を立て、車爭の起ることもあつた。先づ下社、次に上社の儀終了すれば、翌日齋王は神館を發し齋院（齋王の居所）に歸り、使以下は齋院に參り酒肴、祿を賜り、舞人は求子（もとめご）を舞ひ退出する。これを還立といふ。了つて警固を解く（儀式、江家次第）。土御門天皇の御代齋王の廢絶後、祭使の參向は舊の如くであつたが、鎌倉時代に稍衰へ（文永十一年、賀茂祭繪詞）、應仁の亂後中絶し、東山天皇の元祿七年再興（兼輝公記）、明治五年迄續いたが、再興後は往時の盛觀には比すべくもなかつた、明治十七年再び舊儀を起された。

圖は「年中行事繪卷」に路頭の儀がある。

五月節日

定日は五日である。「令雜令」に規定されてゐる。端五と稱する。後世端午と書く。この節日は別に干支に關係はないが、偶〻この日が午の日に相當する時は、特別に佳期良辰として歡喜する風があつた。平安時代に整備された。

これには尙武的儀禮と藥草禮讃的儀禮との二要素がある。その次第は、三日に六衞府より菖蒲の輿及び花を獻上する。四日主殿寮奉仕して殿舍に葺く。當日天皇武德殿に出御、節會が行はれる。中務、宮內の二省より菖蒲を奉獻し、諸員に續命縷（くすだま）を下賜、饗宴を賜り、騎射を御覽あらせらる。六日再び武德殿に出御、賜饌あり、騎射競馬等を御覽あらせらる（西宮記）。この他別に節供の儀があつて赤飯、御菜、粽、菖蒲酒、菖蒲枕等を獻上する（厨事類記）。節會は鎌倉以後は平座のみとなり、室町時代には節供の儀も甚しく簡易化した。

江戸時代には藥草禮讃的儀禮が中心をなし（後水尾院年中行事、恆例公事錄）、尙武的方面はたゞ檜兜・幟飾等を見るに過ぎない（近衞家文書）、檜兜獻進は鎌倉時代より存した風習で（辨內侍日記）、當時は菖蒲を束ねて冑形を作り、花などを飾つたものらしい。江戸時代はこれが一層技巧的になり、造花が用ひられた。幟飾は武家より起り庶民の間に擴つたが、これが宮廷に流入したのである。

尙節日の儀禮ではないが、平安中期より後期にかけて、遊戲としてこの日菖蒲の根合が行はれた事がある。

圖は「年中行事繪卷」に騎射の圖、六府菖蒲を葺く圖、書司菖蒲獻上の圖及び「公事錄」に菖蒲枕の圖がある。

月次祭　つきなみさい　（六月十一日・十二月十一日）

神今食　かむいまけ　じんこんじき

月次祭は六月、十二月の二季に諸社に奉幣し、國家の靜謐、玉體の福祉、災害を除き作物の豐作を祈請する祭で、宮中に於てはその班幣の儀が行はれる、月次祭とは月每に祭る意で、祭幣を二季に奉幣する。史書の初見は文武天皇二年七月である（續日本紀）。「令」には二季と規定されてゐる。祭場は神祇官であるが、時には中和院を用ひられた。その次第並に沿革等は祈年祭と同一であり（儀式）、應仁の亂後は全く廢絶した。

神今食は月次祭畢つて後、その夜、中和院の神嘉殿に天照大神

を請じ、天皇親ら火を改め、新に炊いだ飯を供せられ、又親らも喫し給ふ祭である。

次第は新嘗祭に同じく、たゞ新嘗祭は新穀を以てし、本祭は舊穀を以てする。又月次祭の延引停止せらるゝ時は、神今食も亦延引停止せられる。鳥羽天皇の天元元年以降二十餘年間、御親祭中絶したこともあり（中右記）、其後他の公事と共に衰微し、月次祭と共に廢絶した。

圖は「年中行事繪卷」に忌火御飯の圖がある。

節折　よをり　（六月晦日・十二月晦日）

特に行はせらるゝ天皇の御祓並に中宮・東宮の御祓であつて、過去半年の間に玉體に生じたかも知れぬ穢、禍事を祓ひ除き、福善を招禱せんとするものである。

本儀は荒世の儀（荒御魂の祓）和世の儀（和御魂の祓）に分れる。荒世は禍害を除き、和世は福善を進むるを意味する、その起原は、伊弉諾尊が黄泉の國の觸穢を禊したといふ傳說（日本書紀、古事記）、素戔嗚尊が高天原に於て亂行の罪を犯し、千座置戸の祓を科せられて追放せられる傳說（日本書紀、古事記）に出づるもので、御贖物を出されるのはその傳說の故事に依るのである。

本儀を節折といふのは、式中に竹を以て御丈を量り、その長さに竹を折ることがあり、竹の節と節との間を「節」といふに依るのである。

本儀を恒例として知り得る最初のものは「令」であり、單に御祓と稱された神祇。そして東西文部が祓刀を上り、祓詞を讀むことになつてゐるが、これは支那傳來の風習が加つたのである。

式次第の整備されたのは平安初期。「二季晦日御贖」といひ、式場は紫宸殿を用ひ（村上天皇御代から「節折」と呼ばれ、平安中期から清涼殿二間が用ひられた）先づ縫殿寮より荒世・和世の御服を進める。次いで、中臣は御麻を進め、次に東西の順に文部は刀を上り、祓詞を讀み、神祇官の奉る荒世の御贖物を上り、竹で御體を量り奉ること五度、畢つて退出、次に和世の儀がある。畢れば荒世の御贖物は卜部が、和世の分は宮主が共に河水に流しやるのである（村上天皇御記）。鎌倉時代に入り、他の公事と同じく略儀となり（吉續記）、室町時代は更に甚しく（建内記）、やがて廢絶した。

一方民間に於ても祓を行つたが、十二月の祓は早く廢絶し、六月の祓のみが行はれて、これを「名越の祓」「六月祓」「夏祓」等と稱した。これには菅或は茅を以て造つた輪を潜り越え、又水邊に出て麻、木綿などを著けた五十鈴を立てゝ祓つた、この式の祓は上皇女院も早くから行はれてゐたが（日本紀略、長秋記、玉葉）、節折が廢絶した後、天皇も茅ノ輪の祓を行はせらるゝことになり（後水尾院當時年中行事）、これが明治初年まで續いたが、明治四年六月に節折の儀を御再興になつた。

圖は「公事錄」に茅ノ輪の圖がある。

大祓　おほはらひ　（六月晦日・十二月晦日）

過去半年間に國家の違ち犯せる罪、穢、禍事を祓ひ清め、國中を清淨にし以て吉事を招禱する儀で、起原は節折と同じく、節折に次いで行はれる。節折の儀の御麻を祓所に持ち來り、先づこれに祓の稻を挿むのは、天孫降臨の砌、土蜘蛛の傳說に依るものである（日向國風土記、古風土記逸文）。

恒例の本儀は既に「令」にあり、百官男女祓所に集り中臣祓詞を宣し、卜部解除をする（神祇令）。平安初期には更に整備せられ、式場は朱雀門前、神祇官祓物を列べ、所司大臣以下親王諸王百官着床すれば、節折の儀の御麻到着し、之に祓の稻穗を挿む。次に大臣祓を命じ、百官祓所に立てば、神祇官切麻（麻を細く切つたもの）を頒つ、次いで中臣祓詞を讀み、畢つて大麻を行ひ、切麻を撒して祓物を河水に流棄する儀。式

室町時代に及んで廢絶し、江戸の東山天皇の元祿四年六月より二季の祓が再興せられたが、從來のものとは異り吉田家が奉仕し、內侍所の前庭で行はれる小儀であり、名も「內侍所清祓」といつた（季連宿禰記）。明治四年六月に至り、從來の型の大祓が再興せられた。

圖は「山槐記」中に朱雀門大祓鋪設圖がある。

七月節日

定日は七日と「令雜令」に規定されてゐる、本節會は相撲を中心とし、節供・七夕等を從としたものであつたが、平安初期貞觀元慶の頃より相撲節は分化獨立するに至つた（類聚三代格）。

奈良時代より平安初期にかけては、相撲御覽、文人の賦詩、賜宴賜祿の事があり（續日本紀、日本後紀、類聚國史）、平安時代初期には神泉苑で行はれた（日本後紀。類聚國史）。やがて相撲の行事の分離するに及び、七日の行事の內容は節供賜饌、織女祭、乞巧奠となつた。節供には索餅（「むぎなは」ともいひ、麥粉と米粉とを練つて繩の如くよぢつたもの）等を內膳司より供進する（延喜式）。

支那にて七月七日麥餅を食して瘧病を避くるといふ風習の傳來したものである。賜饌は當日內藏寮より侍臣に酒肴を下賜せられるのである（年中行事抄）。織女祭は織部司の行事である（延喜式）。乞巧奠は清涼殿東庭に於て行はるゝ儀で（加茂本年中行事）、此の夜牽牛織女の二星相遇ふ、之に巧技を乞へば其願が叶ふといふ支那の傳說によるもので、庭上に案を置き、これに茄・果物・大豆・蚫・琴等を置いて供へ、御座を設け、二星相會ふを御覽になる。時には御遊御作文の事あり、曉に及んで之を撤するのである（雲圖抄）。又當日曝涼をも行つた（西宮記）。

鎌倉時代には節供・乞巧奠・歌會・虫拂（曝涼）が行はれたが、乞巧奠の中に梶葉手習が盛になつた、梶葉を女官の間に回送し、和歌を書かしめるのである（中務內侍日記）。これも巧を乞ふ風の一形式である。

室町時代には歌會はなく、花會・七遊が新しく行はれはじめた。七遊とは七種の雅興を催す宴であつて、その內容については諸說があるが、數を七に限つて（音樂七曲・立花七本・和歌七首等七種類の雅宴）行はれた（康富記）。

江戸時代には更に變化し、乞巧奠の古儀は行はれなくなり、梶葉御手習とて當日御三間に出御、御硯七面、梶葉七枝を用ひられ、御硯の水は芋の葉の露にて和歌を認められ、二星に供へられた

貞曆、後水尾院年中行事

圖は「雲圖抄」に乞巧奠の鋪設圖がある。

石清水放生會（八月十五日）

放生會は佛教思想によるもので、捕獲せられた魚鳥を山野池水に放つ佛事である。その起りは元正天皇の養老四年、大隅の亂れた時宇佐八幡宮に祈つて鎭定したが、八幡宮の託宣により、同年同八幡宮に放生會を行つた事に初まる。政事要略。

石清水八幡宮は清和天皇の貞觀元年、僧行敎の奏請によつて宇佐八幡宮をこの地に勸請したもので、それと共にその放生會も傳つた。圓融天皇の天延二年、諸節會に准じて樂舞を盛にし（日本紀略）更に後三條天皇の延久二年よりは朝廷より奉幣使を立て、宣命を賜り、神輿の迎送を行幸の儀に准じて行はれた（十三代要記。日本紀略）。爾來室町時代迄行はれたが、後奈良天皇の大永八年を最後として中絶し（石清水八幡宮文書）、靈元天皇の延寶七年に御再興になつた（永貞卿記。明治元年より政事要略）は中秋祭と改稱せられ、五年よりは簡單なる私祭となつた。十七年に至り再び舊儀を興し、男山祭（大正七年石清水祭と改稱）として、九月十五日、佛敎的要素を除き、これに臨時祭の儀を加味して行はれた。

九月節日

式日は九日、隨つて重九又は重陽とも稱する。奈良時代以前より行はれたが（日本書紀、「令」には規定されてゐない。これはこの日が天武天皇の國忌に當つてゐたので除かれたものと思はれる。

平安初期に至り改めて節日と定められ（類聚國史、初は神泉苑に於て

內裏、淳和天皇の天長末年より紫宸殿に於て行はれた（類聚國史、儀式。又當初菊花宴と稱し儀式、文德天皇の頃より重陽宴の名が生じた（實錄。

節會の式次第は、前二日に詩歌を獻ずべき文人を定め、當日筆墨の下賜あり、大臣題を奏し、文人詩歌を獻ずる。畢つて賜宴があり、此の間國栖の奏、舞妓の舞等あつて後、宣命あり、群臣拜舞して祿を賜る儀。此の日菊花を獻じ、茱萸（かはせぢみ）を供進する。何れも邪を避け、長壽を祈るものである（師光年中行事。又節供の儀は菊花酒を獻ずる。これは他の節供と同樣、初は內々の儀であつたが、平安末期より公事化した。

節會の行はれない時、之に代るべき行事を十月（日は定まらず）に催す風が生じ（日本紀略、朱雀天皇の御代に至り、菊花宴の形式に準じて宴を行はせられたが（日本紀略、村上天皇天曆四年には公式のものとなり政事要略、殘菊宴の名稱も出て來た（日本紀略。しかしこれは二十餘年を經た冷泉天皇の安和元年に停廢した（政事要略。

平安末期には節會の行はれざること多く、鎌倉時代以降は平座（ひらざ）の儀（明月記、猪隈關白記）のみとなり、他に和歌御會が催され（續千載集、隆公記、後水尾院年中行事、江戶時代に及んで節供（後水尾院當今年中行事、參賀が行はれた（時慶卿記。

平安時代より、菊に宿る露で身を拭へば、延壽の効があるといふ信仰より出た着綿の風があり（伊勢集、和泉式部集、前夜（八日）菊花に綿を覆ひ、この綿に浸みた露で顏を拭ふのである。この風は時代の經るに從ひ重視せられ、江戶時代に及び、白菊には黃綿、赤菊には白、黃菊に紅の綿を以て覆ふ等の作法も生じた（後水尾院。年中行事。

例幣　（九月十一日）

神嘗祭（伊勢大神宮に新穀を奉らせ給ふ祭）に當つて特に幣帛を奉らしめ給はんとして、使を發遣せらるゝ儀、卽ち勅使發遣の儀である。

例幣とは例年奉らるゝ幣帛の意で、やがて本儀の名として用ひられた。元正天皇の養老五年九月十一日に始めて發遣せられ（續日本紀、爾後常にこの日を以て發遣せられる。蓋し神嘗祭日（九月十七日）より算出した日であらう。この例幣使には王を任命し、中臣、忌部が隨行する。

當日天皇は帛御服（祭服の一種）にて大極殿の後房小安殿（こあどの）に出御、先づ御幣を拜し給ふ。次に少納言勅を奉じて忌部を御前に召せば、忌部先づ豐受大神宮（外宮）の幣を執つて之を後執（しどり）に授け、更に進んで皇大神宮（內宮）の幣を執る。次に中臣を召し「能く申して奉れ」の勅語あり、次いで少納言例幣使に宣命を授くれば、使以下退下、此の日に神祇官より發足する（儀式、西宮記等。出御なき時は北山抄。又事故あれば神祇官或は雲圖抄。紫宸殿の南庇に於て御拜がある。

二日前には奉仕すべき小忌（をみ）の職員を卜定する（延喜式。前日に宮內省に鎭魂祭を附行する（延喜式。當日まづ各神社への班幣があり（延喜式、夜戌一點から翌曉にかけて、中和院の神嘉殿で新嘗祭（夕曉の兩儀）が行はれる。本儀には天皇は御齋服御幘冠（繒を幘にて巾子に結ひつけたもの）にて出御、神饌行立によつて傳進される神饌を供へ御直會（おほとのゐ）（神饌を食せられる）される。還御に先立ち、大殿祭（宮殿に災異なからむことを祈る祭）があり、

新嘗祭　（十一月下卯日　三卯の時は中卯日）

天皇新穀を聞召すに當り、神恩を深謝され之を天神地祇に供し、同時に喫し給ふ儀で、恒例年中行事中の最大の儀である。

二月に祈年祭を行つて豐作を祈り、九月網稅の開始期に當り、初穗を先づ皇祖に奉り（神嘗祭）、終末期に天皇之を聞召さんとして、天神地祇と共に喫せられる次第である。

本儀は日本書紀仁德紀に已に見え、皇極天皇以降は略十一月に一定した。そして平安初期には公事として整備された形となつた。古くは上下一般が之を行つた（日本書紀、常陸國風土記、丹後國風土記逸文）。平安時代以後は、大嘗といへば卽位後最初の儀を特に嚴にして行はるゝ御一代一度の儀を指し、新嘗は每年恒例のものを指稱するが、奈良朝以前にはこの區別なく、天皇の御儀のみを大嘗といひ、皇太子以下の新嘗とを區別したのみであつた。

十月二日本祭に供する稻粟を獻ずべき國郡を卜定する（延喜式。十一月に入れば、一日より神事に入り、一日には忌火御飯（淨火を以て炊いだ御飯）を供し西宮、一日より八日に亙つて御贖物（御祓）を上る（延喜式。延喜式。

次いで忌火庭火祭（竈の祭）があり、延喜式、還御後解齋の儀が行はれる江家。次第。その日辰日、豊明節會が豊樂殿で行はれる式（後に紫宸殿となつた）。新嘗祭終了によつて宴を群臣に賜ふ節會である。

節會の次第は天皇出御あつて觴一巡すれば、吉野の國栖、歌笛を奏し、大歌別當、歌者を率ゐて大歌を奏す。この時庭前の舞臺に於て五節の舞妓五節を舞ふ。次いで雅樂寮立歌を奏し終れば宣命あり、皇太子以下拜舞して祿を賜る儀。式。この五節舞には十月初めに五節定（五節の舞姫を獻ずべき者を定む）があり、舞姫參入（三日前宮中に參入五節所に入る）、帳臺試（參入の夜、常寧殿の帳臺に天皇出御、丙々に舞姫の舞を御覽ある儀）、御前試（その翌日清涼殿で天皇公式に舞姫の舞を御覽ある儀）、童女御覽（その翌日舞姫の介添たる童女を御覽の儀）等がある。

この祭儀も他と同じく平安中期から弛緩して室町期に及んで廢絶した。東山天皇の元祿元年「新嘗御祈」として略儀ながら復興し、季連宿禰記、櫻町天皇元文三年大嘗祭、同五年新嘗祭が再興されて以後今日に及んでゐる。

尚大嘗祭は悠紀主基の兩殿を造營して行はれ、節會も辰巳午の三日に亙り行はれ、五節舞は午の日に奏せられる。

圖は「公事錄」附圖に神嘉殿行幸及び神饌行立がある。

賀茂臨時祭　（十一月下酉日）

宇多天皇卽位前、賀茂大神の託宣を蒙られたといふので、卽位四年卽ち寬平元年十一月己酉の日、臨時に祭を行はれたのに始まる。大鏡裏書（翌年十一月にも行はれた。日本紀略）。醍醐天皇の昌泰二年十一月己酉、先蹤を追つて行はれてから。日本紀略、名は臨時祭ながら恒例の儀となつた。

祭の三十日前に祭使及び舞人・陪從人を定め、樂所で歌舞を調習する（調樂）。二日前に清涼殿東庭で試樂がある。天皇出御あり、使以下參入、竹枝を挿頭として駿河舞及び求子を舞ふ。又この日祭に供すべき十列の馬四十を御覽になる。當日は天皇黃櫨染御袍を着御、清涼殿にて御祓、次いで御幣を拜せられ一旦入御、青色の御袍にて再び同殿孫廂の御座に出御、御使以下を召して宴を賜ひ、舞人は歌舞を奏す。式畢つて使以下社頭に向ふ。下上兩社の儀終つて、夜に入り使以下歸參すれば、天皇清涼殿に出御、酒饌を賜ひ、歌舞を御覽になり、祿を賜ふ（還立の御神樂）江家。次第。本祭も室町時代以降中絶し、光格天皇の文化十一年再興せられたが山槐聚記、明治三年又廢絶した。

圖は「年中行事繪卷」に（還立の御神樂）圖がある。

內侍所御神樂　ないしどころのみかぐら　（十二月吉日）

賢所の神慮を慰め奉り、更に一段の靈德を乞うて行はれる儀である。神樂の淵源は天岩戸の傳說による。

內侍所（賢所にお仕へする內侍の居所より轉じて賢所を指す）御神樂の始めて行はれたのは一條天皇の長保四年五月五日である。一代要記。それ以後大體隔年毎に十二月內侍所に御神樂が行はれる樣になり、白河天皇の承保年中より毎年の行事となつた。皇年代略記、年中行事秘抄。

その次第は、陰陽寮の勘申に依つて日を定め、又召人（殿上人六人、陪從六人、衞府召人六人）を定める。溫明殿（賢所の御座ある御殿）と綾綺殿との間に式場を鋪設し、夜に入り賢所大前に神饌を供し、天皇黃櫨染御袍にて出御、御笏を召して御拜、御鈴の儀がある。畢つて額間の御座に着御あれば、本方末方の人々、殿上人着座し、人長（舞人の長で御神樂の指揮者）庭燎の前に立ち、名乘をして所役の才を試み、終つて勸盃、それより神樂歌が始まる。韓神（神樂歌の曲名）に及んで人長起つて舞ひ、盃酌、次いで召立あり、其駒にて再び人長が舞ふ、終つて祿を賜はれば入御になる。江家。次第。天皇御親ら御所作あらせられたことも少くない。中世本儀も他の公事の弛緩と共に略儀となつたことは否みがたく惟房公記、後奈良天皇の御代になつて御神樂の次第にも變化があり、勸盃の式其の他が略された。樂家。以後今日までこの式が行はれてゐるが、現在は賢所御神樂と稱し、毎年十二月中旬に行はれる。

圖は「公事錄」附圖及び「孝明天皇紀」附圖にある。

荷前　のざき　（十二月晦日）

年末に使者を諸陵及び外戚の墓に遣し、其の年の諸國の貢物の荷の初穗を奉るのをいふ。荷前とは荷先の意で、諸國より貢上する調の絹其の他の初穗を、神宮（神嘗祭の折に併せて奉る）、諸社（相嘗祭に併せて奉る）並に山陵等に奉るのをいふので、この中、山陵に奉る部分が獨立したものである。「令」に既にこの事は見えてゐるが、その陵墓數等は不明である。

荷前の幣を奉る陵墓には遠近の別があり、時の天皇と近い續柄の御方の陵墓を近陵近墓といひ、以外のものを遠陵遠墓といふ、其の遠近の別なく奉る幣を常幣、近陵近墓に常幣の外特に奉る幣を別貢幣といふ。清和天皇の卽位の初に近陵十陵近墓四墓の制を立てられ、三代實錄、延長八年十陵八墓となつた。政事要略。この中天智・光仁・桓武・崇道天皇・仁明・光孝・醍醐の七陵と鎌足の多武峯墓とは永世變らぬものとなつた。江次第。

式の次第は十二月上旬幣物の數を進達し、日時を勘申し、使を選び、十三日には大臣が近陵に赴く參議以上の使を奏上する（荷前定）、前日に建禮門前に式場を鋪設し、同所で大藏省が近陵に奉る幣物（常幣）をつゝみ備へ、內侍以下の女官が徹夜して別貢幣をつゝむ、當日早朝大臣以下著床すれば、天皇出御あり、御拜あつて後、使は幣物を執つて退出し、山陵に參向する。これを荷前使といふ。近陵以外の陵墓への幣物は大藏省の班幣所にて受授される。儀。後には追々形式的となり、平安末には出御の儀は絕え、室町時代遂に廢絕した。

尚民間に於ても祖先の墓へ荷前を供へたことがある。

追儺　ついな　（十二月晦日）

「おにやらひ」「なやらひ」ともいふ。除夜に惡鬼を驅逐する儀式である。この風習は支那より傳來したもので、起原は古い。我國では文武天皇の景雲三年、惡疫が流行し、その厄拂として行はれたのが始めであつた。續日本紀。其後支那の風を模して十二月晦日に行ふことになつた。

當日大舍人の身體長大なる者一人を方相氏（鬼を追ふ役）として、黃金四目の假面を被り、黑の衣朱の裳を着し、右に戈を執り、左に

楯を執らせ、又倭子（童子）二十人に緋の布衣を著せしめ、戌刻午後十時承明門外に候せしめる。それより殿庭に入り列立すれば、陰陽師、祭文を讀み、畢つて方相氏儺聲を發し、戈を以て楯を擊てば、倭子之に從ふ。親王以下桃弓、葦矢、桃杖を執つて之に和し、四門承明、宣陽、陰明、玄輝より出で、惡鬼を逐つて宮城門に至り、京職に引繼ぐ。京職は之を逐つて郭外に行き終了する（内裏式。儀式）。それが平安末より變化して、殿上人が桃弓、葦矢を以て方相氏（初め鬼を追拂ふ役が惡鬼に轉化）を射るやうになつた（江家次第。雲圖抄）。この儀も室町中期までは行はれたが以降は廢絶した。

民間に於てもこの式は古くから行はれたが、近世以降節分の夜に煎豆を撒いて鬼を驅逐することがその餘風として殘つてゐる。

「政事要略」中に方相氏、倭子の圖がある。

二　史　料

令義解（りやうのぎげ）十卷　十册　版本　一七一・二四四

令とは制度を規定したもの、古く近江令があつたが、現在「令」といふのは、文武天皇の大寶令を、元正天皇の養老二年に藤原不比等が勅を奉じ改修した養老令をいふ。

平安初期にいたつて令文の解釋に諸說を生じ、その施行にも統一を缺いた。仍つて淳和天皇は清原夏野等に勅してその註解を試みられた。天長十年に成り、翌承和元年（仁明天皇）に「令」と共にその施行が詔下された。卽ち本書である。年中行事關係に祭祀、節日其他儀制等の規定がある。

令集解（りやうのしふげ）　四十卷三十六册　一七一・二四六

「令」の註解の集大成で、惟宗直本の撰（清和天皇御代、養老令解施行後約五十年）にかゝる。現存する平安時代の唯一の私撰註解書。刊本。

最初に義解の注文を揭げ、次に古記、令釋其他和漢の關係諸書を引勘、稀には「時行事」「今行事」として當時の慣例を記し、撰者自身の意見をも附してゐる。この中軍防令、倉庫令、醫疾令及び關市令以後の四令を缺く。本書はもと三十卷であつたが、のち追記の竄入等により現在の卷數となつた。

内裏式　三卷一册　葉室本　葉・一三〇四

禁裏に行はれる年中の主たる式典行事の鋪設・調度・奉仕者・次第等を規定したもの。式とは法令の施行細則で、いはゞ各官廳の事務章程である。

本書は始め嵯峨天皇の弘仁十二年藤原冬嗣等が勅を奉じて撰したが、後ち淳和天皇の天長十年、清原夏野等が勅を奉じ、當時の實狀に則して斟酌改修した。

儀式　十卷二册　谷森本　谷・一九八

「貞觀儀式」とも呼稱する。禁裏恒例の年中行事を規定したもの。弘仁儀式（佚書）を基にして清和天皇の貞觀十三、四年頃、右大臣藤原氏宗等が勅を奉じて撰した。その後、醍醐天皇の時に延喜儀式が撰せられたが、現在佚してゐる。

延喜式　五十册　目錄一册　和學講談所本　四五七・一一六

醍醐天皇延喜五年、左大臣藤原時平等に編纂の勅命があつたが、撰者が相次いで歿したので、同十二年更に時平の弟の忠平等に勅して繼續せしめられ、延長五年撰進された。しかしこれが施行になつたのは、更に四十年後の冷泉天皇の康保四年であつた。

弘仁式（一部傳存）貞觀式（佚書）とを合刪したもので、各官衙毎にその事務に關する規定を記してゐる。年中行事については各その所司の項にその用度任務等を記す。

西宮記　十八卷目錄一册　壬生本　五一〇・八

源高明（醍醐天皇皇子　西宮左大臣）の著、宮中年中の公事を月次（恒例）と臨時に分け、その儀式作法を事例を引勘しつゝ解說し、殿舍・裝束・調度等に及んだもの。

本書は平安中期（延喜以後）の朝儀の根本史料として、當時の法令・制度・殿舍・裝束の記錄の最古のもの、後世北山抄、江家次第と共に尊重された。諸本により卷數篇目に異同多く、又裏書の本文竄入、後人の加筆の紛淆がありその判別は難しい。

揭出本は竪二九・二糎の卷子本、表紙は縹の斐紙、本文用紙は斐紙。各卷卷頭に「西宮記　年中行事（臨時　一）」と內題。その裏端に原外題「西宮記　正月」等と記され、裏書勘物がある。正應元年の書寫。臨時卷十の卷軸に

正應元年六月廿七日書寫訖、是先人之時」雖令書□（之）之間、遂書改者也」

防鴨河判官從五位下行左衞門權少尉中原朝臣職隆

同月廿九日加裏書勘物訖

防鴨河判官從五位上行左衞門權少尉中原朝臣（花押）

もと官務家本で卷頭下端に「禰家藏書」「小槻宿禰」等の印がある。この內正月上、九月、臨時五、臨時十の中一卷（古寫新寫各一卷あるが內容は異る）計四卷は江戶初期の補寫に係はる。十八卷の內一卷は寬永年中官務家所持の西宮記の員數書及び同借進往反の文書である。

本朝月令　一册　鷹司本　二六六・六七三

惟宗公方（直本の子、醍醐以下四朝に仕へた法制家）の著。朱雀・村上兩朝の月次の行事を解說し、和漢の典籍佛典等より起原沿革を引勘する。本朝書籍目錄に「六卷、或四卷歟」とあるが現存するのは四月・五月・六月の三ケ月の部のみである。因に同一書名で十二ケ月の公事を解說したものがあるが僞作といはれる。

北山抄　十册　柳原本　柳・七一六

藤原公任の著。書名は著者晩年の閑居北山長谷に因み、「北山記」「北山納言記」「四條大納言記」「四條記」の異稱がある。

當時（一條—後一條天皇）の年中恒例、臨時の公事、太政官の政務、近衞大中將の作法或は國司に關する行事等を藤原道長や女婿教通等のために書いたもので、初は各卷年中要抄、拾遺雜抄、都省雜事、大將要抄、羽林要抄、吏途指南、備忘等の傍題で單獨に述作したのを、後ち一括して「北山抄」の名が附せられた。

本書は西宮記と共に朝儀政務の重要なる準據書とされ、後世の制度典禮書で本書を引用しないものはない。

政事要略　二十五册

惟宗允亮（明法博士、平安中期（圓融―一條）の人）の著。朝儀、制度、吏務の事を類別集記したもの。もと百三十卷あつたが現在は年中行事、交替雜事、糺彈雜事、至要雜事の二十五卷のみが傳存する。

本書は法曹の考勘に資するために編したもので、廣く諸書を引用、古例を揭げ、その中に、國史（六國史）以後の例は、他書に見えない根本史料で、佚書の引勘もあり貴重なものである。年中行事は八月より十二月迄の恒例のものであるが、その起原を尋ね、前代の慣例資料を多く載せてゐるのは類書中その比を見ない。

小野宮年中行事　一册　柳原本　　柳・七〇三

小野宮藤原實資の著。四方拜以下追儺に至る年中行事及び神事以下臨時の公事を注したもので、所々古記錄（佚書あり）を引用して變遷を比較する。「九條年中行事」（九條師輔作）と共に平安中期の朝儀の作法を知る代表的の著述である。

藤原忠平の子に實賴（小野宮と稱す）と師輔（九條殿と稱す）の二人が共に朝儀典禮に通じ、その子孫が繼承して小野宮流、九條流と稱し、有職の家として重んぜられた。實資は實賴の孫。

尙當時の年中行事を注したものに、清涼殿落板敷に立てられた年中行事障子に書かれた「年中行事障子文」（續群書類從所收）がある。この障子は仁和元年藤原基經が書寫獻上したのが最初のものといはれ、それ以後の行事を興廢によつて加削したと云はれる。

江家次第　二十二册　壬生本　　F一〇・二八八

原名「江次第」また「匡房卿次第」「江帥次第」「江抄」「匡房抄」「江記」「江帥記」とも稱する。

後二條關白藤原師道の囑により、碩學大江匡房が、平安末期堀河天皇頃の宮中の恒例臨時の行事、儀式、禮法等を詳述した書。もと二十一卷であつたが、諸社行幸の卷十六及び凶事の卷二十一の二卷は早く散佚して傳はらぬ。

本書は匡房薨去の天永二年まで加除修正が行はれ、また後人の加筆も混入してゐる。朝儀の準繩指針と仰がれ、識者は競つて書寫所持してゐた。

揭出本は江戶初期の寫、小槻官務家本。卷十六は卷十七の前半の重復、最後の一册は卷九の一部脫落したのを、後に版本によつて補寫したものである。

雲圖抄　上下　一卷　葉室本　　葉・二〇〇六

書名は「雲上儀式指圖抄」の略。按察中納言藤原顯隆が藏人頭の時（永久三年）の作、弟の右衞門佐重隆が抄出したものである。その自筆本が顯隆と、重隆の弟の朝隆の家に各傳へられたが、顯隆の家本は紛失し、朝隆の本の轉寫が流布本の源流となつた。

內容は鳥羽天皇の頃の宮中の四方拜以下追儺に至る三十八行事の指圖を記し、裏書には御藥次第以下の式次第を注してゐる。本書は指圖によつてその鋪設行動を知りうる貴重な史料である。

年中行事繪卷　二十卷　鷹司本　　鷹・六七六

繪所預藤原光長等、後白河天皇の勅を奉じて撰す。初は六十卷、後水尾天皇の御撰、假名年中行事とも。二種あり、一次本は上皇が後光明天皇に、當時の年中恒例の公事、御生誕以降の儀禮其他禁中の作法につき記進されたもの。二次本は前書が承應の皇居炎上で燒失したので、御草稿に近々の事を加へ、前後を匡して靈元天皇に進められたものである。共に江戶初期に於ける公事の狀況作法の故實を知るに貴重なものである。

揭出本は第一次本である。

當今年中行事　一册　松岡本　　二〇八・一三三六

著者は未詳。續々群書類從本によれば、當今の下に「慶仁」と細注がある。卽ち中御門天皇の御諱である。江戶中期に於ける宮中年中行事の作法、調度並に參役費用等を記した書である。

恒例臨時公事錄　九七册五帖四軸　　E一・一

明治十年岩倉具視が舊儀の退轉を憂へ、中山忠能等と計り、廣く公私の文書を蒐集し、舊儀慣例に精通する人に囑してその調査編修を企した。翌十一年宮內省が之を引繼ぎ、中山忠能、柳原光愛、久我建通、廣橋忠禮、嵯峨實愛、岩倉具綱、北小路隨光等をして之に當らしめ、明治二十年十二月恒例四十五册、臨時廿二册及び附圖が成り、更に廿四年公事附錄として凶事部廿八册及び附圖が出來した。江戶末期の宮中儀式の詳細を知り得る絕好のものである。

（終）

詞書は飛鳥井雅經といはれ、年中行事（宮中及び京都）の樣を描いたもの。治承元年內裏燒失前に成り、當時の大內裏及び儀式風俗等の俤を窺知し得る唯一の資料である。

爾來禁裏に祕藏せられたが、度々の皇居炎上によりその大部分は燒失し、後水尾天皇の御代には約三分の一になつた。天皇はこの復元を思召され、殘缺原本及び世に傳はる模本を以て寬永三年土佐內記（住吉如慶）等をして模寫せしめられたが、其後の皇居炎上によりそれも亦すべて烏有に歸し、勅命によつて住吉家に傳存した模本が、現在田中親美氏に藏せられてゐる。詞書はない。

本寮には模本三部（鷹司本、松岡本、摹古繪卷本）、京大國文研究室に一部が藏されてゐる。この內鷹司本は江戶後期の寫であるが、田中本の缺脫、錯簡を訂正し內容不明の行事名をも知り得る。

建武年中行事（假名年中行事）　一册　桂宮本　　五五七・七九

後醍醐天皇の御撰。四方拜より十二月の節折に至る年中恒例の公事を假名文で書かれたもので、別に指圖があつたらしいが今は傳らない。

本書は建武中興の際の御撰と思はれ、天皇の御理想を延喜天曆におかれた御述作で、御當代の作法のみでなく、中には實際には復興に至らなかつたもの、理想化された點がある。初は「先皇御沙汰書」「御祕抄」「後醍醐院御抄」「年中公事日記」等と稱せられた。書名は江戶時代以降の通稱。

後水尾院當時年中行事　二卷一册　葉室本　　葉・一一八八

跋

圖書寮本の平易で懇切な解題を作りたいといふ念願は相當以前から持つてゐた。しかし戰時中相當に堆積してゐた圖書課本來の事務の整理終末もつけなければならないので、にはかに典籍解題に着手出來なかつたのである。一方時世の要望にこたへて、終戰以來古典の展示會を殆んど毎月ひらくことにしたのであるが、その解說も從來この種の展示會にみられた簡單なものとは趣を異にし、特定主題の史的展開を試みた外、諸本の系統・傳來の解說にかなりの努力をつづけて來たのである。來觀者の多くから私共のこの意圖する行き方に多大の示唆と敎示を與へられたのと、同時にこの解題を印刷に附して貰ひたいといふ切なる要望も一再ならず耳にしたのである。實は私の腹案には一石二鳥とはいへないが、この展示會の解說を基礎に書誌學的記述、奥書等を附加して、數卷の典籍解題を出版する意圖をひそかにもつてゐたのである。

しかしこの種の解題書の類は、多くの先輩によつて既に企てられてゐる。例へば群書一覽・國書解題・日本文學書誌、といつた全般的なもの、特殊部門では國語學書目解題・歌書綜覽・女流著作解題等の勞作があり、その解題方法には何れも特殊性があつて示唆を受けるものが多いが、しかし諸本の系統傳來、又は特徵を示す文中の引用とか、或はその作品の文學系列上の位置附等の點に稍〻缺けるものがあるやうに思はれるので、今度これを補ふことに意を用ひながら、私共獨自の編述を試みた積りである。

從來各種の公私圖書館その他の文庫には、所藏圖書の總合的な圖書目錄があるが、これは單な

る索引的なもので、甚だ不充分といはざるを得ない。殊に古文書古記錄を藏する文庫の圖書は、何れもその傳來・系統に特殊性があり、彼此對照研究するには單なる索引的目錄のほかに、この典籍解題のとつた方法によつて、各書目の特殊性を學界に知らしめることが必要である。又これを一般研究家の必携に供することも私共の義務の一つとも考へたのである。

以上のやうな構想の下に、既に出來上つた原稿は、漢籍・和書にわたつて夥しい數に上つてゐる。今後展示會が續く限り、その解說も自ら質量ともに豊かになつてくるであらう。その內和書は大別して、文學・歷史關係のものが主要を占めてゐる。それで一先づ文學篇を先にし、續いて歷史篇の發刊に進みたいと思つてゐる。漢籍部門についてもちかく刊行を豫定してゐる。ただ一つ遺憾に堪へないことは、出來るだけ多く插入しなければならない精緻な寫眞圖版を、この際出版界の事情から豫儀なく數葉にとどめて、いま姑く時機の到來をまつの外ない點である。一般の諒察を乞ふ次第である。

飜つて當初この起草に著手してから脫稿迄の經緯をたどつてみると、色々の困難に遭遇したことであつた。書誌學的な研究に於ては、裝幀・種別の判定、紙質の鑑定、筆墨の時代判定、眞僞の審定、及び宸筆御筆の勘考等も容易のことではない。又執筆にあたつては、常に學的良心に基いて本文の內容的再調査を怠らず、數次の原稿添削を施す等竝々ならぬ勞苦が續出した。又展示會當時の解說中二三のものに重大な誤謬を冒してゐることも發見し、この解題を以て訂正したのであるが、これは多くの熱心な參觀者に對し、ここで深くお詫びする次第である。

次に現在の出版界は、漸次活氣を呈してゐるやうではあるが、未だ學術書の刊行に至つては業者にかなりの日和見的な態度も見受けられるが、幸に今日國立書院の熱心な出版慫慂によつて、

私達のかねての刊行意圖も漸く達成せられることになつたのである。それも私達が平素出版協會や圖書館協會の方々と常々學術書の出版について語り合つたのが機緣となり、出版協會の篠田文化部長の特段の御配慮、斡旋によつて、本書の出版は具體化した。

印刷出版に際しては、國立書院の中井清太郎、重松龍覺、夜久正雄三氏の堅實な計畫のもとに、同工務部の積極的な好意・努力によつて、豫想外の好成績を收め得たことは喜びに堪へない。猶本書の裝釘に用ひた表紙および見返紙は、埼玉縣小川和紙工業指導所長中村和氏の指揮により、同所で手漉した特製作品で、純楮紙である。染色も同所に依囑した。茲に記して以上各位の御協力御好意に深謝の意を表したい。

本解題書の執筆は、本務の餘暇をこれにあてた爲に、心身共に竝々ならぬ苦勞があつた。しかし各自が若き學徒として強い學的反省と良心にもとづいて、その持ち味を相互に交換共助し、不撓の努力をしつづけた爲に、望外の成果を短期間內に擧げ得たものと思はれる。この執筆に當つては、當課職員の伊地知鐵男を中心にして大窪太朗・小川省三・橋本不美男の四名に各擔當せしめたが、このほか當寮和田編修課長の細心の敎示竝に同課の河西・中村兩君の影からの懇切なる援助が、この成果を一層早からしめたことを特記したい。

本書の標題および扉の文字は、いづれも當寮所藏の「宋版東坡集」から抽出し集字したものである。古版本の書體をうかがひ知るよすがともなれば幸である。終りにのぞんで、活潑な御質疑と御批正を多數の學界諸賢に冀望して止まないものである。

昭和二十三年三月一日

圖書課長　本鄕定男

一、揭出本書名目錄

頁・段

第一　勅撰和歌集……一

勅撰和歌集史概說……一上

一、本　文

古今和歌集　紀貫之他……三上

古今和歌集（頓阿本　貞應本系）……三下

古今和歌集（寂惠本）……四上

古今和歌集（嘉祿本系）……四下

後撰和歌集　大中臣能宣他……五上

後撰和歌集（定家本系）……五下

後撰和歌集（別本系）……六上

拾遺和歌集　花山法皇、藤原公任歟……六上

拾遺抄　花山法皇、藤原公任歟……六下

拾遺和歌集（天福本系）……七上

拾遺和歌集（別本系）……八上

拾遺抄……八上

後拾遺和歌集　藤原通俊……八下

後拾遺和歌抄（通俊自筆本系）……九上

後拾遺和歌集（帥伊房筆本系）……九下

金葉和歌集　源俊賴……一〇上

金葉和歌集（二奏本系）……一〇上

金葉和歌集（三奏本系）……一一上

詞花和歌集　藤原顯輔……一二上

千載和歌集　藤原俊成……一三上

新古今和歌集　藤原定家他……一三下

新古今和歌集（烏丸本　淮證岐本系）……一四下

新古今和歌集（合點本　證岐本系）……一七下

新勅撰和歌集　藤原定家……一八下

續後撰和歌集　二條爲家（爲家自筆本系）……一九上

續古今和歌集　二條爲家……一九下

續拾遺和歌集　二條爲氏……二〇上

新後撰和歌集　二條爲世……二〇下

頁・段

玉葉和歌集　京極爲兼……二一上
續千載和歌集　二條爲世……二二上
續後拾遺和歌集　御子左爲藤、爲定……二二下
風雅和歌集　光嚴天皇……二三上
新千載和歌集　御子左爲定……二三下
新拾遺和歌集　御子左爲明、頓阿……二四上
新後拾遺和歌集　御子左爲遠、爲重（奏覽本系）……二四下
新續古今和歌集　飛鳥井雅世他（奏覽本系）……二五上
新葉和歌集　宗良親王（富岡本）……二六上
八代集……二七下
十一代集……二七下
二十一代集……二七下

二、論評その他

難後拾遺和歌集　源經信（契沖朱注本）……二八上
新勅撰評　契沖……二八下
歌苑連署事書……二九上
勅撰作者部類　元盛、藤原光之……二九下
續作者部類　源忠次……三〇上
二十一代集作者部類……三一上
類礎　野田忠庸……三一下
分類句集……三二上
新葉集歌人履歷　谷森善臣……三二下

三、註釋書

古今集注　顯昭……二三上
顯注密勘　藤原定家……二三五上
古今和謌集註　淨辨……三七上
古今和歌集兩度聞書　宗祇（版本）……三八上
古今和歌集聞書　幽齋……三八下
古今餘材抄　契沖（淨書本系）……三九下
古今和歌集打聽　賀茂眞淵（版本）……四〇上
古今集遠鏡　本居宣長（版本）……四〇下
古今和歌集正義　香川景樹（版本）……四一上
後撰和歌集聞書注……四一下
僻案抄　藤原定家……四二上
拾遺集抄　顯昭……四二下
拾遺集抄註……四三上
詞花集注　顯昭……四三下
美濃乃家裏　本居宣長（版本）……四四上
尾張廼家苞　石原正明（版本）……四四下
新勅撰和歌集口實　北村季吟……四四下
續後撰和歌集口實　北村季吟……四五下

第二　歌學歌論……四七
歌論歌學の展開……四七上
歌書
歌經標式　藤原濱成（抄本）……四九下
新撰和歌髓腦（喜撰僞式）……五〇上
新撰髓腦　藤原公任（異本）……五一上
和歌九品　藤原公任……五一下
能因歌枕　能因（略本系）……五二上
俊祕抄　源俊賴……五二下
奥儀抄　藤原清輔（版本）……五三下
袋草子　藤原清輔（版本）……五四上
和歌初學抄　藤原清輔（異本）……五四下
古來風體抄　藤原俊成……五五下
後鳥羽院御消息　後鳥羽天皇（流布本）……五六下
八雲御抄　順德天皇（玄覺本系）……五七上
和歌色葉抄　上覺……五八上
悅目抄……五八下
無名抄　鴨長明……五九上
詠歌大概　藤原定家……五九下
每月抄　藤原定家……六〇下
八雲口傳（詠歌一體）　藤原爲家（廣本系）……六一上
よるのつる　阿佛尼……六二上
簸河上　眞觀……六二下
爲兼和歌抄　京極爲兼……六三上
三五記……六三下
愚見抄……六四下
井蛙抄　頓阿……六五上
愚問賢註　二條良基、頓阿……六五下
招月清岩和歌抄　正徹……六六上
幽齋聞書　佐方宗佐……六七上
耳底記　烏丸光廣（版本）……六七下
戴恩記　松永貞德……六七下
林葉累塵集序　下河邊長流……六八上
萬葉集代匠記總釋　契沖……六九上
梨本集　戶田茂睡（版本）……六九上
國歌八論　荷田春滿……六九下
萬葉考序　賀茂眞淵（版本）……七〇上
石上私淑言　本居宣長（版本）……七〇下
うひ山踏　本居宣長（版本）……七一上
あしかひ　小澤蘆庵……七一下
うたふくろ　富士谷御杖（版本）……七二上

歌のをしへ　加藤千蔭……七二下（頁・段）
歌かたり　村田春海（版本）……七三上
新學異見　香川景樹（版本）……七三下
歌學提要　内山眞弓（版本）……七四上

第三　私家集……七五

私家集の成立……七五上
自撰家集
主殿集　四條宮主殿……七八上
成尋阿闍梨母集　成尋阿闍梨母……七八下
右京集　（建禮門院右京大夫集）　世尊寺伊行女……七九上
隆房集　（荒玉年月）　藤原隆房……八〇上
爲家卿集　二條爲家……八一上
再昌草　三條西實隆……八二上
今川爲和集　上冷泉爲和……八三上
賴輔集　藤原賴輔……八四上
長秋草　藤原俊成……八四下
禪林瘀葉集　藤原資隆……八五上
中書王御詠　宗尊親王……八六上
秋夢集　後嵯峨院大納言典侍……八六下
忠度朝臣集　平忠度……八七上
權大納言俊光集　日野俊光……八八上（頁・段）
頓阿法師詠　頓阿……八八下
能宣集　大中臣能宣　（西本願寺本系）……八九上
四條宮下野集　源政隆女……八九下
赤染衞門集　赤染衞門　（異本）……九〇下
長秋詠藻　藤原俊成……九一上
曾丹集　曾禰好忠……九二上
安法々師集　安法……九二下
能因法師集　能因……九三上
經衡集　藤原經衡……九四下
散木奇歌集　源俊賴……九五上
粟田口別當入道集　藤原惟方……九六上
拾遺愚草　藤原定家……九六下
他撰家集
輔親集　大中臣輔親……九七下
殘集　西行……九八上
大納言經信集　源經信……九八下
中納言俊忠卿集　藤原俊忠　（異本）……九九上
山家集　西行……九九下
代々御集……一〇〇下
奈良御門御集
仁和御集　光孝天皇
亭子院御集　宇多天皇
延喜御集　醍醐天皇
朱雀院御集　朱雀天皇
村上御集　村上天皇
冷泉院御集　冷泉天皇
圓融院御集　圓融天皇
三條右大臣集　藤原定方……一〇二上
御堂關白集　藤原道長……一〇二下
柏玉集　後柏原天皇……一〇三上
雪玉集　三條西實隆……一〇三上
碧玉集　冷泉政爲……一〇三下
素性集　素性……一〇四上
深養父集　清原深養父……一〇四下
萱齋院御集　式子內親王……一〇五上
日記歌　紫式部……一〇五上
田上集　源俊賴……一〇五下
小野篁集……一〇六上
本院侍從集　本院侍從……一〇六下
形式的分類
草根集　正徹……一〇七下
成茂宿禰集　祝部成茂……一〇八上
如願法師集　藤原秀能……一〇八下
三位中將公衡集　藤原公衡……一〇九上
柳葉和歌集　宗尊親王……一〇九下
前長門守時朝入京田舍打聞集　鹽谷時明……一一〇上
內容的分類
伊勢集　伊勢……一一〇下
馬內侍集　馬內侍……一一一下
增基法師集　增基……一一二上
信生法師集　信生……一一二下
發心和歌集　選子內親王……一一三上
唯心房集　寂然……一一三下
躬恒集　凡河內躬恒……一一四上

第四　物語……一一五

物語の發生と展開……一一五上
作品
竹取物語……一一六上
伊勢物語……一一六下
伊勢物語　（天福本系）……一一七下
伊勢物語　（古本系）……一一八上

伊勢物語（大島本系）……一一八下
眞名伊勢物語……一一九下
大和物語……一一九下
宇津保物語……一二〇下
宇津保物語……一二一上
うつほとしかけ……一二一下
落窪物語……一二二下
狹衣物語……一二二上
濱松中納言物語……一二三上
堤中納言物語（飛鳥井本系）……一二四上
とりかへはや……一二五上
住吉物語……一二六上
住吉物語（繪卷）……一二六下
住吉物語……一二七上
苔の衣（殘缺本）……一二七上
松浦宮物語……一二七下
さよ衣……一二八下
異本堤中納言物語（清水濱臣本）……一二九下
我身にたとる姫君……一二九下
海人の刈藻……一三〇下
戀地ゆかしき大將（卷五）……一三一上

彦火々出見尊繪（繪卷）……一三一上
御伽草紙（版本）……一三三上
鴉鷺物語……一三四上
文正（繪卷）……一三四下
高野物語……一三五上
七夕の草紙……一三六上
富士の人穴（版本）……一三六下
狐の草紙（繪卷）……一三七上
花鳥風月物語……一三七下
伊曾保物語（木活本）……一三八上

第五　源氏物語……一三九

源氏物語について……一三九上

一、本文

源氏物語（青表紙本系）……一四〇上
源氏物語（青表紙本系）……一四一上
源氏物語（青表紙本系）……一四二上
源氏物語（青表紙本系正徹本系）……一四二下
源氏物語（河内本系）……一四三下
源氏物語（あつまや）（別本系）……一四四上
源氏物語の影響とその註釋書……一四四下

二、註釋書

源氏物語釋　藤原伊行……一四六上
奥入　藤原定家……一四七上
源中最祕抄　源親行……一四八上
紫明抄（異本）……一四八下
河海抄　四辻善成……一五〇上
河海抄（中書本系）……一五一上
河海抄（覆勘本系）……一五二上
ちとり（源氏談義）　平井相助……一五三下
源氏六帖抄　了俊……一五五上
源氏和祕抄　一條兼良……一五六下
花鳥餘情　一條兼良……一五七上
花鳥餘情（初度本系）……一五八上
花鳥餘情（再度本系）……一五九上
源語祕訣　一條兼良……一五九下
源語祕訣（冬良相傳本系）……一六〇上
源語祕訣……一六〇下
弄花抄　牡丹花肖柏……一六一下
三源一覽　富小路俊通……一六三下
三源一覽（殘缺）　山科言國筆……一六四上
細流抄　三條西公條……一六四下
明星抄　三條西實條……一六六上
山下水　三條西實條……一六六下
うき木　友阿……一六七下
孟津抄　九條稙通（中臣祐範本系）……一六八上
岷江入楚　中院通勝……一六九下
萬水一路　永閑（版本）……一七一上
源氏二十卷抄　里村紹巴（版本）……一七一下
源氏廿卷抄……一七二上
源氏物語聞書（覺勝院抄）……一七三上
源氏物語講釋　中院通茂……一七三下
源氏物語一貫抄　近衞基熙……一七四上
湖月抄　北村季吟（版本）……一七五上
源氏物語新釋　賀茂眞淵……一七五下
源氏物語玉の小櫛　本居宣長（版本）……一七七上
源氏物語評釋　萩原廣道（版本）……一七七上

三、一部註釋・論評その他

弘安源氏論議　源具顯……一七八下
種玉編次抄　宗祇……一七九下
雨夜談抄　宗祇……一八〇下
源氏物語之內不審條々　一條兼良（原本）……一八一上
源語裝束抄幷肖柏問答抄　一條冬良……一八二上

頁・段

源氏男女裝束抄　宗碩……一八二上
源氏男女裝束抄　壺井義知（版本）……一八三下
源氏物語調度抄出……一八三下
仙源抄　長慶天皇（耕雲本系）……一八四上
類字源語抄　師成親王（續群書類從原本）……一八五下
水滴色葉類聚抄……一八六下
源氏物語はらはぬ塵　本多忠憲……一八七上
源氏系圖……一八七下
源氏物語系圖　三條西實隆……一八七下
源氏物語年立　一條兼良……一八八上
源氏物語聞書……一八九上
けんしのちう小かゝみ　花山院長親……一八九上
源氏最要抄……一九〇上
淺聞抄……一九〇下
紫塵愚抄　宗長……一九一上
源語部類……一九一下
源氏……一九二下
山頂湖面抄……一九二上
源氏物語大意　天野直方（版本）……一九二下
源氏祕義抄……一九三上
源氏物語內連歌付合……一九三下

頁・段

源氏狹衣百番歌合……一九四上
源氏八景……一九四下
紫女七論　安藤爲章……一九五上
源氏物語の續篇……一九五下
山路の露……一九六上
源氏物語逸文注解（雲隱六帖）……一九六下
源氏物語表白……一九七上
源氏系圖……一九七下

第六　日記紀行……一九八

かな日記と隨筆文學……一九八上

一、日記紀行

天德歌合（日記）……一九九下
土左日記　紀貫之（宗綱本系）……二〇〇上
いほぬし　增基……二〇二下
蜻蛉日記　藤原道綱母……二〇二下
和泉式部物語　和泉式部（應永本系）……二〇三下
紫式部日記　紫式部……二〇四下
更級日記　菅原孝標女（定家筆本系）……二〇五上
成尋阿闍梨母日記……二〇六上
たまきはる（建春門院中納言日記）……二〇六上
信生法師集……二〇七上

いさよひの記　阿佛尼……二〇七下
竹むきの記　日野資名女……二〇八下
伊勢參詣記　坂十佛……二〇九上
をしまのすさひ　二條良基……二〇九下
きぬかつきの日記　二條良基……二一〇下
道行觸　今川貞世……二一一上
大嘗會假名記（成恩寺關白記）　一條經嗣……二一二上
慕風愚吟集　堯孝……二一三上
關藤河　一條兼良……二一三下
公條公母喪中假名記　三條西公條……二一四上
佐野のわたり　宗碩（版本）……二一四下
有馬湯治日記　智忠親王……二一五上
元陵御記（修學院御幸宸記）　靈元天皇……二一五下
上京紀行　文圓女王（自筆本）……二一六上
管笠日記　本居宣長（版本）……二一六下
東韃紀行（蝦夷紀行）　間宮林藏……二一七上
鳥根のすさみ　川路聖謨（自筆本）……二一七下
野山の歎き　伴林光平（自筆本）……二一八下

二、隨　筆

清少納言枕草子　清少納言（三卷本系）……二一八下
徒然草　兼好……二一九上

第七　年中行事……二一九下

年中行事總說……二一九下

一、行　事

四方拜……二二〇上
元日節會……二二〇下
朝覲行幸……二二一上
叙　位……二二一下
白馬節會……二二二上
除目（縣召）……二二二下
踏歌節會……二二三上
祈年祭……二二三下
春日祭……二二四上
三月節日……二二四下
曲水宴……二二四下
節　宴……二二五上
節　供……二二五下
鬪　雞……二二五下、
上巳祓……二二五下
雛　遊……二二五下

石清水臨時祭……二三〇上（頁・段）
灌　佛……二三〇上
賀茂祭……二三〇下
五月節日……二三一上
月次祭・神今食……二三一下
節　折……二三二上
大　祓……二三二下
七月節日……二三三上
石清水放生會……二三四上
九月節日……二三四上
例　幣……二三五上
新嘗祭……二三五下
賀茂臨時祭……二三六上
內侍所御神樂……二三六下
荷　前……二三七上
追　儺……二三七下

二、史　料

令義解　清原夏野他……二三八上
令集解　惟宗直本……二三八下
內裏式　藤原冬嗣、清原夏野他……二三八下
儀式　藤原氏宗他……二三八下
延喜式　藤原忠平他……二三八下（頁・段）
西宮記　源高明……二三九上
本朝月令　惟宗公方……二三九下
北山抄　藤原公任……二三九下
政事要略　惟宗允亮……二四〇上
小野宮年中行事　藤原實資……二四〇上
江家次第　大江匡房……二四〇上
雲圖抄　藤原顯隆、重隆……二四〇下
年中行事繪卷……二四〇下
建武年中行事　後醍醐天皇……二四一上
後水尾院年中行事　後水尾天皇……二四一上
當今年中行事……二四一下
公事錄　中山忠能他……二四一下

二、書名事項索引

一、書名は總て漢音に從ひ、之を表音のまゝに表はして、五十音順に排列した。別にその異稱及びそれを含めての慣用稱呼をも別掲した。

二、各音部內の排列は、大略字劃に順ひ、次に慣用稱呼をのせ、最後に年中行事名、事項名を附載した。

ア

安元御賀記……一九八上
安法法師集……九二下
阿佛口傳……ヨ・よるのつる
阿佛吾妻くたり……二〇八上
阿佛道行……イ・いさよひの記
鞍具文字小集……一八七下
鴉鷺（合戰）物語……一三四上
あしかひ……七一下（フ・ふるの中道）
あめわかひこ……シ・七夕の草紙
あらはかし……ケ・源氏物語釋
逢坂越えぬ權中將……ホ
赤染衞門集……セ
海人の刈藻……カ
雨夜談抄……ウ
荒玉年月……リ・隆房集
有馬湯治日記……ユ
或　問……フ・ふるの中道
相嘗祭　アヒナメサイ……ソ
青色御袍　アヲイロノゴハウ……セ
青　馬　アヲウマ……セ
白馬節會　アヲウマノセチエ……ハ
葵　祭　アフヒマツリ……キ
縣召除目　アガタメシノヂモク……ケ
秋除目　アキノヂモク……シ
荒世の儀　アラヨノギ……コ
あらればしり……二二七下

イ（ヰ）

一寸法師……一三三下
一時隨筆……一七一上
伊行釋・伊行朝臣勘・伊行朝臣釋……ケ・源氏物語釋
伊曾保物語……一三八上、一三八下（天草本・無刊記木活本・寛永十六年刊本）
伊勢太神宮參詣記……伊勢參詣記
伊勢參詣記……二〇九上、二〇九上（伊勢太神宮參詣記）、二〇九下（晴宮筆壬生本・鷹司本）
伊勢集……一一〇下、一一一上（歌仙家集本・群書類從系本）、一一一下（禁裏御本・逍遙院筆本）
伊勢物語……一一五上・一一六下・一一七下、朱雀院塗籠本（一一七下）、小式部內侍本（一一七下）、古本（一一七下・一一八上）、定家本・京極黃門自筆本（一一七下・一一八上）、冷泉爲和筆本（一一八上）、眞名本（一一七下・一一九下）、小式部內侍本（一一七下）、大島本（一一八下）、神宮文庫本（傳爲氏筆）（一一九上）
伊勢肖聞抄……一六二下
伊勢源代十二番女合……一九四下
衣笠內府歌難詞……六四下
異本紫明抄……シ・紫明抄
異本堤中納言物語……一二九下、一二九下（大納言爲明本）
爲和卿集……キ・今川爲和集
爲家卿集……八一上、八一下（中院大納言集）、八一下・八二上（中院詠草・中院愚草・禁御本・禁中御本・中院通村卿本・竹內刑部少輔孝治朝臣本）
爲兼和歌抄……六三上
圍爐裡譚……四九下
いさよひの記……二〇七下、一九八下（十六夜日記）、二〇七下（阿佛道行・路次之記）、二〇八上（桂宮本・谷森本）
いほぬし……ソ・增基法師集
いろは……セ・仙源抄
十六夜日記……いさよひの記
和泉式部……ワ
和泉式部日記……ワ
和泉式部物語……ワ
石上私淑言……セ
嚴島詣記……ケ
今川爲和集……キ
今とりかへはや……キ
石見女式……ワ・和歌四式
五十籤　イクジ……コ
齋　王　イツキノミヤ　サイワウ……セ
出立の儀　イデタチノギ……シ
石清水祭　イハシミヅサイ……セ
石清水放生會　イハシミヅハウジヤウエ……セ
石清水臨時祭　イハシミヅリンジサイ……セ
陰明門　インメイモン……二三八上
陰陽師　オンメウジ……二三八上
陰陽寮　オンメウレウ……二二五上・二三六下
忌火御飯　イムビノゴハン……キ
忌火庭火祭　イムビノニハビノマツリ……キ
忌　部　イムベ……キ

ウ

宇治川集……二九上、(シ・新勅撰集)
宇治拾遺物語……一一六上
宇津保物語……一一五下・一二〇下・一二一上、一二一上・下(清水濱臣藏本・木活本・小版本・富士谷御杖校合本)、一二一下(うつほとしかけ)
宇津保物語不拂塵……一八七下
羽林要抄……ホ・北山抄
雨夜談抄……一八〇下、一八〇下(帶木別注)
雲上儀式指圖抄……雲圖抄
雲圖抄……二二四上・二四〇下、二四〇下(雲上儀式指圖抄)
雲井の春……二一一上
雲葉集……一一〇下
雲隱……一四五上
雲隱六帖……一九六上・下(源氏物語逸文注解)
うき木……一六七下、一六八上(自筆草案)
うたゝねの記……二〇八上
うたふくろ……七二上
うつほとしかけ……一二一下、宇津保物語
うひ山踏……七一上
右京集……ユ
右京大夫集……ユ、右京集
右大臣家百首……ユ
鵜の本末……ク・愚秘抄
鵜舟集……シ・續拾遺集
浦島太郎……ホ
宇佐八幡宮……ウサハチマングウ……二三四上

ト部……ウラベ……ホ
温明殿……ウンメイデン……オ

エ(ヱ)

永和大嘗會記……二一一上
永德元年室町第行幸記……サ・さかゆく花
延喜式……二二四上・二三八下、二三九上
延喜御集……タ・代々御集
延慶兩卿訴陳狀……二一上・二九上
悅目抄……五八下
詠歌一體(略本)……六二上、(ハ・八雲口傳)
詠歌一體(抄略本)……ハ・八雲口傳
詠歌大概……四八上・五九下
猿源氏草紙……一三三下
越部禪尼消息……二八下・六二上
圓融院御集……タ・代々御集
鹽やき文正……フ・文正
遠島御抄・遠島御消息……コ・後鳥羽院御消息
蝦夷紀行……ト・東韃紀行
遠陵遠墓……エンリヤウエンボ……二三七上

オ(ヲ)

奥入……一四五上・一四七上、一四七上(源語古鈔)
奥儀抄……四三上・五三下、五四上(清輔奥儀抄)
臆說剩言……四九上
おもひのまゝの記……二一一上
をしまのすさひ……二〇九下・二一四上、二〇九下(小島の口すさひ・美濃行幸記)、二一〇下(將軍家御本)

小島の口すさひ……をしまのすさひ
落窪物語……ラ
御伽草子……キ
小野篁集……シ
小野宮年中行事……シ
尾張廼家苞……ヒ
御曹司島渡……キ
大歌……オホウタ……タ
大歌別當……オホウタノベツタウ……タ
大舍人……オホトネリ……タ
大地主神……オホトコヌシノカミ……タ
大殿祭……オホトノホガヒ……タ
大祓……オホハラヒ……タ
御齋服……オサイフク……キ
御幘冠……オサクノカンムリ……キ
御鈴の儀……オスヾノギ……キ
御直會……オナホラヒ……キ
おにやらひ……二三七下
小忌の職員……ヲミノショクイン……シ
御三間……オミマ……キ
御贖物……オンアガモノ……キ
女踏歌……ヲンナタフガ……チ
温明殿……ウンメイデン……二三六下
御弓奏……オンタラシノソウ……キ
陰陽師……オンメウジ……イ
陰陽寮……オンメウレウ……イ

カ

我身にたとる姫君……一二九下、一三〇下(前田家本・九條家舊藏本)
花鳥口傳抄……ケ・源語秘決
花鳥風月物語……一三七下、一三八上(慶安三年板本・寛文板本)
花鳥餘情……一四五下・一五七下、初度本(一五七下・一五八上)、再度本(一五七下・一五九上)、一五八下(紹永本)、一五九下(橋本公夏本・三條公敦本)
河內方源氏註釋書……一四八上・一五七下
河社……六九上
河海抄……一五〇上、中書本・春日局本(一五〇下・一五一上・一五一下・一五二上・下)、御歌所本(一五一下)、覆勘本(一五〇下・一五二上)、一五二上・下(洞院公數本・室町殿本)、一五二下(禁裏御本・一條兼良本・逍遙院筆本)、一五三上(姉小路濟繼本・三條新黃門本・官庫御本・通秀筆本)
海人の刈藻……一三〇上
菅笠日記……二一六下
假名年中行事……ケ・建武年中行事、コ・後水尾院當時年中行事
假名御記……二一六上
雅言集覽……一七八上
雅言譯解……一七八上
雅俗辨のこたへ……七三下
歌かたり……七三上
歌のをしへ……七二下
歌仙家集……七六上
歌意考……七〇上
歌苑連署事書……二一下・二九上
歌林良材……一五七下
歌經標式……四七上・四九下、四九下(濱成式)
歌學提要……七四上
歌論……四九上
歌體約言……四九上

蝦夷紀行……ト・東韃紀行
覺勝院抄……ケ・源氏物語講釋
關藤河……二一三下
かぐやひめのものがたり……チ・竹取物語
柿本人麿集……シ
柿本人麿勘文……シ
蜻蛉日記……セ
笠金村集……リ
萱齋院御集……セ、(シ・式子內親王集)
唐糸草紙……ト
解齋の儀……ゲサイノギ……二三六上
解除……ハラヘ……二三三上
歌會……カクワイ……二三三下
花會……クワクワイ……二三三下
雅樂寮……ガガクレウ……二二五上・二三六上
樂所……ガクショ……二三六下
賢所……カシコドコロ……ケ
賢所御神樂……カシコドコロミカグラ……ケ
春日祭……カスガサイ……シ
荷前……ノザキ……二三七上
荷前使……ノザキノツカヒ……二三七下
荷前定……ノザキサダメ……二三七下
荷前調絹……ノザキノテウノキヌ……二三五上
梶葉手習……カヂノハノテナラヒ……ヒ
夏祓……ナツハラヒ……二三二下
茱萸……カハハジカミ……シ
賀茂祭……カモマツリ……二三〇下
賀茂臨時祭……カモリンジサイ……二三六上
檜兜……ヒノキカブト……二三一下
外記……ゲキ……二二七上
上戶……カミノト……シ

元日節會……グワンニチノセチヱ……ケ
神今食……カンイマケ……シ
灌佛……クワンブツ……二三〇上
還立の儀……カヘリダチノギ……二二八下・二三〇上・二三一上
還立の御神樂……カヘリダチノミカグラ……二三六下
神嘗祭……カンナメサイ……シ

キ

九條年中行事……二二四上
九禪抄……モ・孟津抄
久安百首……九一下
今とりかへはや……一二五下
今川爲和集……八三上、八三下(爲和卿集・群書類從本)
玉の小櫛……ケ・源氏物語玉の小櫛
玉の小櫛補遺……一七八上
玉勝間……七一上
玉葉和歌集……二下・二一上、二一下(廿一代集本・禁裏御本・奏覽正本・准后家本)
吉備大臣繪……一三三上
匡房抄……コ・江家次第
匡房卿次第……コ・江家次第
狂僧草子……コ・狐の草紙
京都日記……二一八上
近代秀歌……六〇下
金玉集……五一下
金葉和歌集……二上・一〇上・一一上、一〇上・一一下(初度本・二度本・三度本)、一〇上・一二上(靜嘉堂藏傳爲相筆本)、一〇下(二度本永正書寫本・俊頼自筆本・紫女本・皇后宮亮本・入道正三位知家卿自筆本)、一一上(木工自筆本・柿本末葉本・兵部大輔雅自筆本)、一二上(三度本續群書類從本・三度本天保九年刊本)
金葉集注……三四下
氣違草紙……コ・狐の草紙
躬恒集……一一四上、一一四上(貴所御本・承香殿女御筆本・蓮華王院寶藏御本・西本願寺本)
狹衣物語……一一五下・一二二上・一四五上、一二二下(深川淳一本・松浦家本)、一二三上(桂宮書入十册本)
教長古今注……三四上、三四上(古今教長注)
紀行……シ・上京紀行
御幸宸記……ケ・元陵御記
御當家紀年錄……三〇下
御堂關白記……二二四上・二四〇上
御堂關白集……一〇二下
御秘抄……ケ・建武年中行事
御裳濯川歌合……五五下
御曹司島渡……一三三下
御伽草子……一三三上、一三三下(文正草紙・鉢かつぎ・小町草紙・御曹司島渡・唐糸草紙・木幡狐・七草々紙・猿源氏草紙・物臭太郎・さゝれ石・蛤の草紙・小敦盛・二十四孝・梵天國・のせさる草紙・猫の草紙・濱出草紙・和泉式部・一寸法師・浦島太郎・さいき・横笛草紙・酒顚童子)
喜撰式……五〇下、四七上(和歌四式)、五〇下(倭歌作式)、五一上(同類本)
喜撰僞式……五〇上
禁裏御本……キ・玉葉集、コ・後拾遺集、シ・新勅撰集・新後撰集・續千載集・續後拾遺集・新千載集・新拾遺集、後土御門天皇文明度補充本(一二下・一九上・二一上下・二二下・二四上下)、勅本(ト・土佐日記)、奏覽本(コ・後拾遺集)、官府之祕本(シ・詞花集)、官庫御本(シ・新今古集)
イ・伊勢集・爲家卿集、カ・河海抄、サ・山家集、シ・拾遺集抄・拾遺集抄註、ト・土佐日記
舊院御本(シ・續千載)、新院御本(コ・古今集)、新院御本(コ・古來風體)、新院御本(シ・拾遺集)、上皇御本(シ・新古今)
儀式……二三八下・二二四上
錦木……シ・俊秘抄
擧白集……六八上
きぬかつきの日記……二一〇下、二一〇下(貞治二年御鞠記)
聞書(集)……フ
北蝦夷圖說……ホ
北夷考證……ホ
北蝦夷地圖……ホ
北山納言記……ホ・北山抄
狐の草紙・狐物語……コ
衣笠內府歌難詞……イ
清輔抄……セ
清輔奧儀抄……オ・奧儀抄
清輔朝臣一字抄……セ
刑部卿賴輔集……ラ・賴輔集
桐壺愚抄……サ・細流抄
桐火桶……ト
公條公母喪中假名記……コ
弓場殿……ユバドノ……二三〇上
忌火御飯……イムビノゴハン……二三五下
忌火庭火祭……イムビノニハビノマツリ……二三六上
菊花宴……キクカノエン……二三四下

菊花酒　キクカノサケ……二三四下
菊着綿　キクノキセワ……二三四下
九月節日　クグワツセツジツ……二三四上
葵祭　アフヒマツリ……二三〇下
北祭　キタマツリ……氷
求子　モトメゴ……二三一上・二三六下
宮主　ミヤジ……二三二下
騎射　キシヤ……二三一上
議所　ギショ……二二六上・二二七上
乞巧奠　キツコウテン……二三三下
吉田家　ヨシダケ……二三三上
祈年祭　トシゴヒノマツリ……二二八上
忌部　イムベ……二三五上
曲水宴　ゴクスキノエン……二二九上
御弓奏　オンタラシノソウ……二二六下
御禊　ゴケイ……二三〇下
御結冠　オサクノカンムリ……二三五下
御三間　オミマ……二三三下
御所　ゴショ……二二四下
御贖物　オンアガモノ……二三五下
御齋服　オサイフク……二三五下
御前試　ゴゼンノコヽロミ……二三六上
御直會　オナホラヒ……二三五下
御鈴の儀　オスズノギ……二三七上
御暦奏　ゴリヤクノソウ……二三五上
近陵近墓　キンリヤウキンボ……二三七上
切麻　キリヌサ……七

ク

堀河院百首注……三四下、六四下
愚見抄……六四下
愚秘抄……六三下、六四上、六三下（續の愚間賢註……六五下・八八下
公事根源……ヨ・源氏物語繪詞
九條年中行事……コ
公事錄……キ
九禮抄……コ
雲井の春……キ
雲隱……ウ
雲隱六帖……ウ
狂僧草子……コ・狐の草紙
九月節日　クグワツセツジツ……キ
國栖　クズ……コ
續命縷　クスダマ……ソ
車爭　クルマアラソヒ……シ
藏人　クラウド……ソ

ケ

下田日記……二一八上
元陵御記……二一五下、二一五下（修學院御幸賞記）、二一六上（營建御記・豐元天皇御幸賞記・名記・御幸賞記）
刑部卿願補集……ラ・類補集
建武年中行事……二四一上、二四一上（假名年中行事・先皇御沙汰書・御秘抄・後醍醐院御抄）
建禮門院右京大夫集……ユ・右京集
彦火々出見尊繪……一三二上、一三三上（蠻赫院藏四卷本・明通寺藏六卷本）
桂園遺文……七四上
現存六帖……一一〇下
堯孝法印日記……二一三上
源氏……一九一下
源氏八景……一九四下、一九四下（源氏物語八景）
源氏あらはし……源氏物語繪
源氏物語……一一五下・一三九、青表紙本　圖書寮本・池田本・參議閑本（一三九下・一四〇上・一四二上・一四三上）、三條西家證本（一四〇上下・一四一上）、一四〇下（京極黃門定家筆本・道湘院筆本・曾柏筆本）、一四二上（五冊想宮本）、一四二下（正徹本）、一四三上（尊良親王筆五五冊本・五三冊本・五四冊本）、一四三下（定家筆青表紙御本・吉田兼好本）　河内本　尾州德川本・七嘉源氏・平瀨本・金子本（一三九下・一四〇上・一四三下）　別本　尊阿佛尼筆本・尊隆能筆源氏繪卷（一三九下・一四〇上）、一四四上（別本あつまや）、一四四下（尊二條爲氏筆本）
源氏物語繹……一四六上、一四五上（源氏繹）、一四六上（源氏繹・伊行朝臣繹・伊行繹・伊行朝臣勘・源氏あらはし・あらはしかし）、一四七上（尊二條爲定筆本）、一四七下（伊行朝臣勘）、一四八上（定家自筆本）
源氏物語秘事……源語秘訣
源氏物語聞書……一七三上、一七三上（鷲勝院抄）
源氏物語聞書……一八九上
源氏物語一寶抄……一七四上
源氏物語抄筆……サ・山下水
源氏物語新釋……一七五下、一七六下（春海本・眞淵手澤本・五六冊本）
源氏物語玉の小櫛……一七七上、一四六上（玉の小櫛）
源氏物語之內不審條々……一八一上、一八一下（想宮册子本）
源氏物語調度抄出……一八三下
源氏物語色葉抄……セ・仙源抄
源氏物語はらはぬ塵……一八七上
源氏物語系圖……一八七下
源氏物語年立……一八八上
源氏物語大意……一九二下
源氏物語內連歌付合……一九三下
源氏物語八景……源氏八景
源氏物語七論……シ・紫女七論
源氏物語繪編……一九五下、一九六上（山路の露・雲隱六帖）
源氏物語逸文注解……一九六上下（雲隱六帖）
源氏物語表白……一九七上、一九七上下（源氏供養草子）
源氏物語願文……一九七下
源氏繹……源氏物語繹
源氏講繹聞書……チ・もとり
源氏御談義……チ・もとり
源氏六帖抄……一五五上、一五六上（源氏之雜說抄物）
源氏雜抄物……一五五上
源氏之雜說抄物……源氏六帖抄
源氏和秘抄……一五六下
源氏聞書……ロ・芳花抄
源氏二十卷抄……一七一下、一七一下（源氏細巴抄・古活字本・整版本）
源氏廿卷抄……一七二上
源氏紹巴抄……源氏二十卷抄
源氏男女裝束抄……一八三上、一八三下（宗碩自筆本）
源氏男女裝束抄……一八三下
源氏系圖……一八七下

源氏小鏡……一八九下、一八九下（鷹司本）、一九〇上（鏡入源氏小鏡）
源氏最要抄……一九〇上
源氏祕書……サ・山頂湖面抄
源氏深祕……サ・山頂湖面抄
源氏增鏡……一九二下
源氏祕義抄……一九三上
源氏狹衣百番歌合……一九四上、一九四下（百番歌合）
源（原）中最祕抄……一四五下・一四八上、一四八上（完本・前田本・阿波國文庫本・抄略本・類從本）
源註拾遺……一四六上・一七七下・一七八上
源註餘滴……一四六上・一七八上
源語祕訣……一五四下・一五七下・一五九下、一五九下（源氏物語祕事）、一六〇上（花鳥口傳抄）、一六〇下（冬良相傳本・松殿宰相忠顯本）、一六一上（通秀筆本・口傳抄）、一六二下（細川自筆祕本・清繩筆本）
源語古鈔……オ・奧入
源語裝束抄……一八二上
源語裝束抄並有栢問答抄……一八二上
源語類字……ル・類字源語抄
源語部類……一九一下
源順……一七二上・下
源順集……九二上
經國集……一上
經衡集……九一上・九四下、九五上（家隆筆本）
嚴島詣記……二一二上
顯注密勘……三〇上・三四上・三五上、三五上（古今祕注鈔）、三五下・三七上（仁和寺常光院本）
顯昭注古今集……コ・古今集注
顯昭陳狀……ロ・六百番陳狀
けんしのちう小かゝみ……一八九上
警固　ケイゴ（賀茂祭警固）……二三〇下・二三一上
競馬　ケイバ……二三一上
外記　ゲキ……カ
解齋の儀　ゲサイノギ……カ
闕宮帳　ケツクワンテウ……二二七上
月次祭　ツキナミサイ……二三一下
玄暉門　ゲンキモン……二三八上
賢所　カシコドコロ……二三六下
賢所御神樂　カシコドコロミカグラ……二三七上
縣召除目　アガタメシノゾモク……二二七上
元日節會　グワンニチノセチエ……二二五上
建禮門　ケンレイモン……二三七下

コ

五代和歌集註……四四上、四四上（伏見宮祕本）
五家髓腦……五〇上
公事錄　恒例・臨時……二四一下
公事根源……一五七下
公條公母喪中假名記……二二四上
弘仁式……二三九上
弘安源氏論義……一七八下
古今和歌集……一上・三上下・四上下・四七下・三下（元永本・清輔本・俊成本・貞應本・嘉祿本・二條家傳承本・冷泉家傳承本、四上（顯阿本・貞應本・寂蓮筆本）、四下（甘一代集本、五上（傳顯阿筆本・嘉祿本）、三六上（貫之自筆本）、三六下（新院本・延喜御主御本・讚州入道本・清輔朝臣筆本）
古今和歌集聞書……三七上
古今和歌集聞書……三八下、三九下（古今集聞書）
古今和歌集打聽……四〇上
古今和歌集正義……四一上
古今和歌集兩度聞書……三八上
古今集注……三三上・三四下、三三上（顯昭注古今集）、三四上（古今集古註）
古今集序注……三四上・三四下
古今集古注……古今集註
古今集聞書（曾祖寒）……三一下
古今集聞書……古今和歌集聞書
古今集遠鏡……四〇下
古今集作者部類……三一下
古今教長注……キ・敎長古今注
古今祕注鈔……ケ・闕注密勘
古今餘材抄……三九下
古今童蒙抄……一五七下
古今六義諸說……七二上
古注……四〇上
古風小言……七〇上
古來風體抄……五五下、五六下（新院御本、五六下（桂宮一册本）
古聞……三八下
古事談……一一六上
江家次第……二四上・二四〇上、二四〇下（江次第・江抄・江記・江師記・匡房隨次第・江抄・江記・江師）
江次第・江師抄・江抄・江記……江家次第
光源氏物語抄……シ・紫明抄
狐の草紙……一三七上、一三七上（狐物語）
狐物語……狐の草紙
更級日記……二〇五上、二〇六上（御物定家自筆本・袋綴想宮本）
胡曹抄……一八三下
或問……フ・ふるの中道
荒玉年月……リ・隨房集
耕雲口傳……一三五上
高野物語……七五上
高橋蟲鱉集……二四一上、二四一上下（假名年中行事・第一次本）
後水尾院當時年中行事……一九八上
後宇多院御幸記……後鳥羽院御消息
後鳥羽院御抄……五六下、五六下（後鳥羽院御抄・遠島御抄・遠島御消息）、五七上（遠本本・勒筆御本）
後拾遺和歌集（抄）……二上・八下・九上、九上（小經集・冷泉家傳承本・體部納言自筆本）、九下（禁裏御本・奏覽本・洗輔勘注本・體部納言家本・通俊自筆本・帥伊房筆本）
後拾遺集注……三四下
後拾遺問答……九上・二八上
後撰和歌集……一下・五上下・六上、五上（旅久本・貞應本・天龜本・二條家傳承本・冷泉家傳承本・平常綱筆本）、五下（定家卿筆本・日野宰相光榮卿筆本）、六上（二條家傳京本・八代集本）
後撰和歌集聞書注……四一下
後撰集正義……四二下
後醍醐院抄……ケ・建武年中行事

國歌八論……四九上・六九下
國歌八論餘言……四九上
蛤の草紙……一三三下
湖月抄……一七五上
廣田社歌合……五五下
語園……二二一下
橫笛草紙……一三三下
簞物語……シ・小野簞集
簞日記……二二四上
櫂記……八八上
櫂大納言俊光集……四九下
こその塵……コ・後拾遺
小鰺集……シ
小敦盛……シ
小鏡……シ
小町草紙……シ
戀地ゆかしき大將……レ
越部譖尼消息……エ
苔の衣……タ
御幸記……ケ・元陵御記
御當家紀年錄……キ
木幡狐……ホ
馬内待集……ハ
小安殿（コアドノ）……シ
御靴（ゴケイ）……キ
後執（シドリ）……二三五上
御所（ゴショ）……キ
荒世の儀（アラヨノギ）……二三二上
黃櫨染御袍（クワウロゼンノゴハウ）……二二四下・二三六下・二三七上
五月節日（ゴグワツセツジツ）……二三一上
曲水宴（ゴクスキノエン）……キ
五十籤（イクジ）……二三二下
國栖（クズ）……二二五上・二二六下・二二七下・二三四下・二三六上
五節（ゴセチ）……二三六上
五節定（ゴセチサダメ）……二三六上
五節舞（ゴセチノマヒ）……二三六上
御前試（ゴゼンノコヽロミ）……キ
御暦奏（ゴリヤクノソウ）……キ
侫子（コワラハベ）……シ
根合（ネアハセ）……二三一下

サ

三十六人集……七六上
三十六人撰……五一下
三人法師……一三五上・一三六上
三五記……六三下、六三下（鷲の木末）
三代集……二上
三代集之間事……四二上
三玉集……一〇三上
三位中將公衡集……一〇九上、一〇九下（前武衡之御本・他一本）
三光院實澄公集……一〇二上、一〇二下（鼠穀房本）
三條右大臣集……一〇二上、一〇二下（鼠穀房本）
三源（醫）一覽……一六三下、一六四上（殘缺本）
山槐記……二二四上
山下水……一六六上下、一六六下（源氏物語抄襲）、一六七上（中院家本・三光院實枝筆本）、一六七下（鷹司本・源氏物語抄襲）
山家集……九九下、一〇〇上（紫裏御本・細川幽齋筆本）
山家心中抄……一〇〇上
山路の露……一四五上・一九六上、一九六下（柳宮本山ちの露）
山頂湖面抄……一九二上、一九二上（源氏秘書・源氏深總）、一九二下（結綸抄）
西宮記……八二上、八三上（鷹司本再昌）、さ夜のね覺
佐夜のね覺……二一四下、二一五上（高田清年舊本・鹿島明神文庫本）
佐野のわたり……チ・勅撰作者部類、シ・二十一代集作者部類
作者部類……九五上、九五上下（俊頼自筆本）、九五下（顯昭法橋筆本）
散木奇歌集……四九下
散木集注……一六四下、一六四下（絕抄）、一六四下・一六五上（一次本・二次本）、一六六上・一六六下（桐壺愚抄）
讃岐典侍日記……一九八上
さいき……一三三下
さかき葉の日記……二一一上、二一一上（永德元年室町第行幸記）
さかゆく花……六六下
さゝめごと……一三三下
さゝれ石……一二八下・一二九下
さよ衣……二二一下、二二三上（佐夜のね覺）
さよの寢覺……二二四上
相模集……ソ
鷺の本末……三五記
前長門守時朝入京田舍打聞集……セ
狹衣物語……キ
定家假託僞書……テ
實隆公記……シ
更級日記……コ
猿源氏草紙……エ
齋院（サイキン）……セ
齋王（サイワウ）……セ
齋女（サイヂョ）……セ
祭（マツリ）……二三〇下
索餅（サクベイ）……二三三下
佐保の頓舍（サホノトンシヤ）……二二八下
左右馬寮（サイウメレウ）……二二六下・二二八上
參賀（サンガ）……二三四下
三月節日（サングワツセツジツ）……二二九上
殘菊宴（ザンギクノエン）……二三四下
參內殿前庭（サンダイデンゼンテイ）……二二九下

シ

二十一代集（本）……二七下（室町末期書寫本・吉田家右書寫本・江戶初期書寫本）、四下（コ・古今集）、一九上（シ・新勅撰集）、二〇上（シ・續古今集）、二〇下（シ・續拾遺集）、二一上（シ・新後撰集）、二一下（キ・玉葉集）、二二上（シ・續千載集）、二二下（シ・續後拾遺集）、二三下（風雅集）、二四上（シ・新千載集）、二四下（シ・新拾遺集）、二五上（シ・新後拾遺集）、二五下（シ・新續古今集）
二十一代集作者部類……三一上
二十四孝……一三三下
二條家三代集……一九上
二條家傳承本……コ・古今集・後撰集、シ・拾遺集

十一代集……二七下（江戶中期書寫本）
十三代集……二一下
十口抄……三八下
十五番歌合……五一下
十六夜日記……イ・いさよひの記
十代集抄……三八下
十訓抄……一一六上
七夕……七夕の草紙
七夕の草紙……一三六上、一三六上（あめわかひこ・七夕）
七草々紙……一三三下
小右記……二二四上
小町草紙……一三三下
小野宮年中行事……二二四上・二四〇上
小野簞集……一〇六上、一〇六上（簞物語・簞日記）
小島の口すさび……オ・をしまのすさび
小鏡……一四五上
小鰺集……コ・後拾遺集
小敦盛……一三三下
上京紀行……二二六上、二二六下（紀行）
女房裝束抄……一六三上
女官飾抄……一八三下
日本紀歌注……三四下
日本靈異記……一一五下
日記歌……一〇五上・二〇四下
四家式……五〇上
四條大納言記・四條記……ホ・北山抄
四條宮下野集……八九下
正徹物語……招月清岩和歌抄
主殿集……七八上
至德記……チ・ちとり
耳底記……六七上・六七下
朱雀院御集……タ・代々御集
匠材集……一七二上
成尋阿闍梨母集（日記）……セ
式子內親王集……一〇五上（セ・萱齋院御集）
如願法師百首……一〇九上
如願法師集……一〇八下・一〇九上
沙石集……一一六上・一二六上、一二六下（傳長隆筆繪卷・主殿寮本・松岡繪本・藤井乙男藏系本・山岸德平藏系本）
住吉物語……
秀歌之體大略……六〇上
初心愚草……一〇九下
初學抄……ワ・和歌初學抄
肖柏問答抄……一八二上
招月清岩和歌抄……六六上、六六下（徽書記物語・正徹物語、六七上（伊與法眼本・寮司政遵筆本）
松浦宮物語……一二七下、一二七下（松浦物語）
松浦物語……松浦宮物語
柿本人麿集……七五上
柿本人麿勘文……三四下
拾遺抄……六下・八上
拾遺和歌集……一下・六上・七上・八上、七上（二條家傳承本・冷泉家傳承本）、七下（慶融筆本・家仁親王本・中院通茂筆本・新院御本）、八上（八代集本・平常緣筆本）
拾遺集抄……四二下
拾遺集注……三四下・四三下
拾遺集抄註……四三上、四三上（拾遺句題）、四三下（禁裏御本）
拾遺句題……拾遺集抄註
拾遺百番歌合……一九四下
拾遺雜抄……ホ・北山抄
拾遺愚草……九六下、九七上（六家集本）、九七下（定家自筆本）
拾葉集……一一〇下
秋風集……一一〇下
秋夢草……八六下
春夢草……一六二下
俊忠卿集……チ・中納言俊忠卿集
俊秘抄……五二下、五二下（俊頼口傳集・俊頼髓腦）、五三上（筆獨自見集・錦木）
俊頼口傳・俊頼口傳集・俊頼無名抄・俊秘抄……俊秘抄
俊頼髓腦……新後撰集
津守集……三一下
津國名所景物和歌集……一一二下・二〇七上
信生法師集……ケ・元陵御記
宸遊御記……ケ・元陵御記
修學院御幸記……ケ・元陵御記
酒顚童子……一三三下
袖中抄……三四下
深窓祕抄……五一下
深養父集……一〇四下、一〇四下（壬生二位家隆入道筆本）
眞名伊勢物語……一一九下、（イ・伊勢物語）
資隆朝臣集……八六上（セ・禪林瘀葉集）
紫女七論……一九五上、一九五上（紫家七論・源氏物語七論）
紫家七論……紫女七論
紫式部日記……一八上・二〇四下
紫式部集……一〇五下
紫明抄……四五下・一四八下、一四八下（曼本紫明抄）、一四九上（尤源氏物語抄）、一四九下（內閣文庫本）
紫塵愚抄……一九一上
種玉編次抄……一七九下
新千載和歌集……三三下、二四上（廿一代集本・文明書寫禁裏御本）
新古今和歌集……二上・一三下・一四下・一七下、一四下（冷泉家傳承本・官庫御本）、一七上（二條家傳承本・冷泉家傳承本）、七下（慶融筆本・家仁親王本・中院通茂筆本・新院御本）、八上（八代集本・平常緣筆本）、一六上・一七上下・一八上、一六上・一八上下、一八上、家隆筆本（一五上）、上皇御本（一五上）、島丸本（一七下）、鷹司本（一七下）、准勝筆本（一七下）、光榮本（一四下）、鳥丸本（一四下）
新古今和歌集聞書……三八下
新注……四〇上
新玉集……一〇〇下
新勅撰和歌集……二上・一八下、一八下（宇治川集）、一九上（文明補充禁裏御本・廿一代集本）

新勅撰評……二八下、二八下（新勅撰雛註・新勅撰斥非・雛勅撰）、二九上（新勅撰難註・新勅撰非）
新勅撰斥非・新勅撰難註……新勅撰評
新勅撰契沖案……四四下、四五下
新勅撰和歌集口實……（新勅撰和歌集口實抄）
新勅撰和歌集口實抄……新勅撰和歌集口實
新後撰和歌集……二〇下、二一上（津守集・廿一代集本・禁裏御本）
新後拾遺和歌集……二四下、二五上（廿一代集本・奏覽本・冷泉爲益卿本・冷泉家傳承本）
新拾遺和歌集……二四上、二四下（廿一代集本・文明補充禁裏御本）
新葉和歌集……二下・二五上・二六上、二七上（耕雲筆本・笠源惠梵筆本・耕雲齋長親筆本）
新葉集作者考類……三〇下・三二下
新葉集歌人履歷……三二下
新葉集歌人攷略……三三上
新撰和歌髓腦……五〇上、五一上（俊成筆本）
新撰髓腦……五一上、五一下（滿佑一册本）
新學……七三下
新學眞見……七三下
新續古今和歌集……三上・二五上、二五下（廿一代集本・飛鳥井大納言入道榮雅自筆本・青蓮院殿御本・後崇光院御筆本）、二六上（奏覽本・再清書奏上本・邦高親王校合本・無奧書二册本）
箚木別注……ウ・雨夜談抄
塵ひぢ……フ・ふるの中道
蒸鎭和尚自歌合……五五下
實隆公記……三一下
樵談治要……二二下
親撰の勅撰集……二三上（拾澄集・新古今集・鳳雛集）
續千載和歌集……二二上、二二上（廿一代集本・舊院御本・竹内門跡本・禁裏御本）、二二下（殘缺一册本）
續古今和歌集……二下・一九下、二〇上（廿一代集本・伏見殿御本・冷泉宰相爲益卿家之鈔本）
續作者部類……三〇上
續拾遺和歌集……二下・二〇上、二〇下（續舟集・廿一代集本・竹内門跡御本）
續草庵集……八八下
續後拾遺和歌集……二三下、二三下（廿一代集本・文明補充禁裏御本）
續後撰和歌集……二下・一九上、一九下（奏覽本・冷泉家傳來本・續倉期窩二册本）、四六上（烏丸亞相光廣筆本）
續後撰和歌集口實……四五下
下田日記……ケ
鹽やき文正……フ・文正
島根のすさみ……ト
貞應千首……テ
貞觀式……テ
精進魚類物語……セ
試樂……シガク……三〇上・三五下
司召除目……ツカサメシノデモク……二三五上・二三七上
紫宸殿……シシンデン……二三五上・二三六下・二三七下・二三〇下・二三二下・二三
承明門外……シヤウメイモングワイ……二三八上
召立……メシタチ……二三七上
幟飾……ノボリカザリ……二三一下
織女祭……ショクジョサイ……二三三下
諸司奏……ショシノソウ……二三五上
白酒……シロザケ……二三五上・二三一
神嘉殿……シンカデン……二二五上・二三一下・二三五下
神祇官……ジンギクワン……二二八上・二三一下・二三五上
神祇伯……ジンギハク……二二八上
神今食……ジンゴンジキ……二三一下
假子……コワラハベ……二三八上
神嘗祭……カンナメサイ……二三五上・二三五下・二三七上
新嘗祭……ニヒナメサイ……二三二上・二三五下
新嘗御祈……シンジヤウノオイノリ……二三六上
神泉苑……シンセンエン……二三三上・二三四上
神饌行立……シンセンカウリフ……二三五下
新年宴會……シンネンエンクワイ……二二五下
申文……マヲシブミ……二二六上・二二七上
水原抄……一四五下
水蛙眼目……セ・井蛙抄
水滴色葉類聚抄……一八六下
師大納言集……タ・大納言經信集
師中納言俊忠集……（チ・中納言俊忠卿集）
素性集……ソ
嘗笠日記……カ
資隆朝臣集……シ、（セ・藤林葵葉集）
ほぬし……（いほぬし）
增基法師熊野遠江紀行……增基法師集
贈稻掛大平書……七三下
藻鹽草……一八三下
續古今集……シ
續後拾遺集……シ
續後撰集……シ
續後撰和歌集口實……シ
續拾遺集……シ
續千載集……シ
續草庵集……シ
帥大納言集……タ・大納言經信集
帥中納言俊忠集……（チ・中納言俊忠卿集）
粽……チマキ……二三一上
相嘗祭……アヒナメサイ……二三七上
藏人……クラウド……二二六上・二二七上
相撲節……スマフノセツ……二三三上
續命縷……クスダマ……二三一上
大和物語……二一九下、二二〇上（群書類從本・大和物語抄本）、二二〇下（抄略本・殘缺本）
大和物語抄……二二〇上
大納言經信集……九八下、九九上（師集・太宰大貳本・帥大納言集）
大將要抄……水・北山抄
大嘗會假名記……二二二上、二二二上（成恩寺關白記）、二二三上（殿下御正本）
大嘗會記……一〇〇下、一〇〇下（宗良御門御集・仁和御集・亭子院御集）、一〇一上（延喜御集・朱雀院御集・村上御集）、一〇一
代々御集……一〇〇下、一〇〇下（宗良御門御集・仁和御集・亭子院御集）、一〇一上（延喜御集・朱雀院御集・村上御集）、一〇一
曾丹集……九六上
曾丹抄……九六上
增基法師集……一一二上、一一二上（い
齋院……二二八上・二三一上
齋王……二三〇下・二三一上
齋宮假名記……（殿下御正本）
代々御集……一〇〇下、一〇〇下（宗良御門御集・仁和御集・亭子院御集）、一〇一上（延喜御集・朱雀院御集・村上御集）、一〇一
村上御集……一一九下、一二〇上（群書類從本・大和物語抄本）、一二〇下（抄略本・殘缺本）
大和物語抄……一二〇上
大納言經信集……九八下、九九上（師集・太宰大貳本・帥大納言集）
大將要抄……水・北山抄
大嘗會假名記……二二二上、二二三上（成恩寺關白記）、二二三上（殿下御正本）
代々御集……一〇〇下、一〇〇下（宗良御門御集・仁和御集・亭子院御集）、一〇一上（延喜御集・朱雀院御集・村上御集）、一〇一
曾丹集……九六上
曾丹抄……九六上
增基法師集……一一二上、一一二上（い
齋院……二二八上・二三一上
齋王……二三〇下・二三一上
齋宮假名記……（殿下御正本）
關藤河……カ
宣陽門……センヤウモン……二三八上
千塵置戶……チクラノオキド……二三二上
千切……二三一上
節……二三一上
節分……セツブン……二三八上
節供……セック……二二九上・二三一上・二三三上
節折……ヨヲリ……二三二上
清涼殿……セイリヤウデン……二二四下・二二六上・二二七上・二三〇上
清涼殿前庭……セイリヤウデンゼンテイ……二二九下・二三三下
石清水祭……イハシミヅサイ……二三四上
石清水放生會……イハシミヅハウジヤウエ……二三四上
石清水臨時祭……イハシミヅリンジサイ……二三〇上
清少納言記……清少納言枕草子
清少納言枕草子……二一八下、二一八下（清少納言記、二一九上（枕草子三卷本）、二一九下（三卷本・能因本）、二二〇上（實相院進后本・堺本・殘缺桂宮本・群書類從本）
清輔抄……三〇上
清輔朝臣一字抄……九五下
清輔奧儀抄……オ・奧儀抄
嘗齋院御集……一〇五上、一〇五上（式子內親王集）
雙……一六六上・一六六下
蜻蛉日記……一二五下・二〇二下
精進魚類物語……一三四上、一三四上（寬永刊木活本）
撰玉集……一一〇下
諢林瘧葉集……八五上、八五下（しつかなるはやしのやまへる蘇の葉）、八六上（寬隆朝臣集）
關藤河……カ
齋院……二二八上・二三一上
齋王……二三〇下・二三一上
齋宮假名記……（殿下御正本）
大將要抄……水・北山抄
大嘗會假名記……二二二上、二二三上（成恩寺關白記）、二二三上（殿下御正本）
代々御集……一〇〇下、一〇〇下（宗良御門御集・仁和御集・亭子院御集）、一〇一上（延喜御集・朱雀院御集・村上御集）、一〇一
曾丹集……九六上
曾丹抄……九六上
增基法師集……一一二上、一一二上（い
輔親集……ホ
朱雀院御集……タ・代々御集
住吉物語……シ
雛遊……ヒヒナアソビ……二二九下
朱雀門……スザクモン……シ
相撲節……スマフノセツ……ソ
駿河舞……スルガマヒ……シ
千鳥……一五五上、（チ・ちとり）
千載和歌集……二上、一三上（八代集本）、一三上（改訂本）、一三下（八代集抄本）
井蛙抄……六五上・六六上・八八下、六五上（水蛙眼目）、六五下（四條大納言殿常泰筆本）
正徹物語……シ・招月清岩和歌抄
石上私淑言……四九下、（ワ・和歌四式）
石見女式……七〇下
仙源抄……一八四上、一八四下（源氏物語色葉抄・いろは・類字）、一八五上（耕雲自筆本）、一八五上（中院通秀本）、一八五下（桂宮一本）
西宮記……二二四上・二三九上、二三九下（官務家本）
先皇御沙汰書……ケ・建武年中行事
成茂宿禰集……一〇八上
成恩寺關白記……タ・大曾會假名記
成尋阿闍梨母集……七八下、二〇六下（成尋阿闍梨母日記）
成尋阿闍梨母日記……成尋阿闍梨母集
赤染衞門集……九〇下、九〇下（燒布本・鷹司本・異本經宮本・日記歌）、一〇五上（日記歌）
制詞……ハ・八雲口傳抄略本
政事要略……二四〇上
前長門守時朝入京田舍打聞集……一〇上、一一〇下（勅撰重都鄙打聞入長門前司時朝哥）
淺聞抄……一九〇下
雪玉集……八二下・一〇三上、一〇三上（靈雲集・聽玉集）、一〇三下（廣本・中本・略本）
清少納言記……清少納言枕草子
清少納言枕草子……二一八下、二一八下（清少納言記、二一九上（枕草子三卷本）、二一九下（三卷本・能因本）、二二〇上（實相院進后本・堺本・殘缺桂宮本・群書類從本）
清輔抄……三〇上
清輔朝臣一字抄……九五下
清輔奧儀抄……オ・奧儀抄
嘗齋院御集……一〇五上、一〇五上（式子內親王集）
雙……一六六上・一六六下
蜻蛉日記……一二五下・二〇二下
精進魚類物語……一三四上、一三四上（寬永刊木活本）
撰玉集……一一〇下
諢林瘧葉集……八五上、八五下（しつかなるはやしのやまへる蘇の葉）、八六上（寬隆朝臣集）
孫姬式……四七上、ワ・和歌四式
素性集……一〇四上、一〇四下（前藤大納言爲家本・群書類從本・西本願寺本）
栗田口別當入道集……九六上
草庵集……二五上・八八下
草根集……一〇七下
相模集……九二上
宗祇不審條（一答）……タ・代々御集
宗祇抄……一八二上
宗碩抄……一七二上下
村上御集……タ・代々御集

下（冷泉院御集・圓融院御集）
打聞集……一一五下
沓の衣……一二七上
袋草紙……五四上、五四下（岸本弓弦本・木村定良本・清水濱臣本・襲草子）
袋草紙遺編……六七上・六七下、六八上（乾貞齋自筆本・卿竹堂筆本）
戴恩記……
たけとりのおきなものかたり……チ・竹取物語
たまきはる……二〇六上
平忠度朝臣集……チ・忠度朝臣集
内裏歌合……テ・天德歌合
内裏式……
高橋蟲麿集……ナ
隆房集……リ（コ・寛玉年月）
簞日記・簞物語……シ・小野簞集
竹取（翁）の物語・竹取翁並かくや姫繪巻物……チ
竹むきの記……チ
忠度朝臣集・忠度百首……チ
田上集……テ
七夕・七夕の草紙……シ
玉勝間……キ
玉の小櫛……キ
玉の小櫛補遺……キ
爲家卿集……イ
爲和卿集……イ（キ・今川爲和集）
爲兼和歌抄……イ
大歌（オホウタ）……二二五上・二二六下・二二七下・二三六上
大歌別當（オホウタノベットウ）……二二五上・二三六上
大間（タイカン）……二二七上
大嘗（ダイジヤウ）……二三五下
大舍人（オホトネリ）……二三七下
大地主神（オホトコヌシノカミ）……二二八上
大殿祭（オホトノホガヒ）……二三五下
大祓（オホハラヒ）……二三二下
立歌（タチウタ）……リ
立樂（タチガク）……リ
七夕（クナバタ）……シ
端五（タンゴ）……二三一上
端午（タンゴ）……二三四下
男山祭（オトコヤマサイ）……二二七下
男踏歌（オトコタフガ）……
チ
中右記……二二四上
中院大納言集……八一下（イ・爲家卿集）
中院詠草……八二上（イ・爲家卿集）
中院愚草……八二上（イ・爲家卿集）
中納言俊忠卿集……九四上・九九上（師中納言俊忠集）、九九上下（正應寶翰本・伏見殿邦房親王本）、九九下（流布本・俊忠卿集・師中納言俊忠集）
中書王御詠……八六上
竹むきの記……二〇八下
竹取（翁の）物語……一一五上・一一六上・一一六上（たけとりのおきなものがたり・かぐやひめものがたり）
竹取翁並かくや姫繪巻物……一一六下
竹齋……一九九上
枕草子……一九九上、ニ・清少納言枕草子
枕草子春曙抄……一七五下
長秋草……一七九下、八四下
長秋詠藻……九一上、九一下（久安百首・保延百首・右大臣家百首）、九一下（竹園御本）、九二上（定家民部卿局雨窗本・流布本）
長崎日記……二一八上
忠度朝臣集……八七上、八七下（平忠度朝臣集）
忠度百首……八七下、八八上（群書類從本）
勅撰和歌集……一上
勅撰作者部類……二九下・三〇上・三一上下、二九下（作者部類）
勅撰並都鄙打聞入長門前司時朝哥……一〇下、一一〇上（前長門守時朝入京田舍打聞集）
聽玉集・聽雪集……セ・雪玉集
ちとり……一五三下、一五三下（至德記・源氏講聞書）、一五四下（政弘朝臣本）、一五五上（照高院准后遺證本・千鳥・源氏御談義・參戰本）
千鳥……セ・ちとり
千座置戸（チクラノオキド）……セ
治部省ヂブシヤウ（チマキ）……ソ
調（テウガ）……二三〇上・二三六下
朝覲行幸（テウキンギヤウカウ）……二二五下
帳臺試（チヤウダイノコ、トミ）……二三六上
書御座（ヒノオマシ）……二三〇上
中臣（ナカトミ）……二二八上・二三三上・二三五上
重陽（チヤウヤウ）……シ
重陽宴（チヤウヤウノエン）……シ
女除官目（ニョクワンノヂモク）……二二七上
勅授の位（チョクジュノクラキ）……二二六上
女踏歌（ヲンナタフガ）……二二七下
除目（ヂモク）……二二七上
茅輪祓（チノワノハラヒ）……二三二下
鎭魂祭（チンコンサイ）……二三五下
ツ
つれづれ草……ト・徒然草
蒐玖波集……テ
堤中納言物語……ケ
經衡集……
津國名所景物和歌集……シ・新後撰集
津守集……
徒然草・徒然種……ト
司召除目（ツカサメシノヂモク）……シ
追儺（ツキナ）……二三七下
月次祭（ツキナミサイ）……ケ
テ
天德歌合……一九八上・一九九下、一九九下（內裏歌合・天德內裏歌合）二〇〇上（同系統本）
天德內裏歌合……天德歌合
天德詩合……一九九下
田上集……一〇五下
田邊福麿集……七五上
定家假托僞書……六四下
亭子院歌合……四七下
亭子院御集……一〇二上・タ・代々御集

貞治二年御鞫記……キ・きぬかつきの日記
貞觀式……二三九上
貞應千首……八一下
庭のおしへ……二〇八上
堤中納言物語……二四上・二三五上・二三七下（飛鳥井本）
徹書記物語……シ・招月清岩和歌抄
鵜の本末……ク・愚鈔抄
鵜舟集……シ・續拾遺集
殿上間（テンジヤウノマ）……二二六上・二二七上
ト
土左日記……一一五下・一九八上・二〇〇上、二〇〇下・二〇一上（貫之自筆本）、二〇一上（勅本・中院通村本・宗綱本）、二〇一下（定家筆本・曼殊閣本・宗綱本・陽明文庫本・實隆本・三條西本・類從本・妙壽院本・新上西門院寮謄寫本）
土佐日記抄……二〇一下
東海道名所記……一九九上
東關紀行……一九八下
東撰六帖……一一〇下
東齋隨筆……二二一下
東鑑紀行……二一七上・二一七上（續眞紀行）、二一七下（古賀洞雲書寫本）
徒然草……一九八上・二二〇上・二二一上（田中忠三郎藏本・正德筆本・桂宮本・十行古活字本・つれづれ草・徒然種）
徒然種……徒然草
唐糸草紙……一三三下
桐火桶……六四下
桐壺愚抄……サ・細流抄
島根のすさみ……二一七下
都省雜事……ホ・北山抄
莵玖波集……二四上
道行觸……二二一上
道綱母集……二〇三下、二〇三下（傳大納言母上集）
道濟十體……五三下
頓阿法師詠……八八下
當今年中行事……二四一下
藤河百首……八二下
とりかへばや……一二五上、一二五下（今とりかへばや）
內敎坊……二二六下・二二七
內裏……
內裏式……
內侍所……
內侍所御神樂……
內侍所清祓……
內侍所ナイシドコロ……二三六下
內侍所ナイシドコロノキヨハラヒ……二三三上
內侍所ナイシドコロノミカグラ……二三六下
內侍所ナイシドコロノミカグラウタ……二二七上
內侍所ナイシドコロノミカグラウタ……リ
內殿ナイデン……二二七上
內裏ナイリ……
梨子原の宿舍ナシハラノシュクシャ……
名越祓ナゴシノハラヒ……メ
七遊ナヽアソビ……シ
なやらひ……二三七下
南祭ミナミマツリ……二三〇上
ニ
仁和御集……タ・代々御集
にひまなび……七〇上
二十一代集……シ
二十一代集作者部類……シ
二十四孝……シ
二條家三代集……シ
二條家傳承本……シ
日記歌……シ
耳底記……シ
底のおしへ……テ
新學……シ
日本靈異記……シ
日本紀歌注……シ
如願法師集……シ
如願法師百首……シ
女官飾抄……シ
女房裝束抄……シ
入眼（ニウガン）……二二六上
二季晦日御贖（ニキミソカノオンアガモノ）……二三二下
和世の儀（ニゴヨノギ）……ワ
新嘗祭（ニヒナメサイ）……シ
女官除目（ニョクワンノヂモク）……チ
人長（ニンチャウ）……二三七上
ヌ
縫殿寮（ヌヒドノレウ）……ホ
ネ
年中公事日記……ケ・建武年中行事
年中行事繪巻……二二四上・二四〇下・二四一上（田中本・松岡本・寫古繪巻本・京大本）
年中行事障子文……二四〇上
年中要抄……ホ・北山抄
猫の草紙……ヒ

根合ネアハセ……コ

ノ

嚢草子……九一上・九三上、九四下
能因法師集……（榊原家本）、九四上（九（五）條三位入道本・嶺殿御本）
能因歌枕……五二上、五二下（鷹本・略本）
能宣集……八九上、八九上（歌仙家集本・本願寺本）、八九下（三十六人集・能宣集）
のせざる草紙……一三三下
野山の歎き……ヤ
荷前ノザキ……カ
荷前使ノザキノツカヒ……カ
荷前定ノザキノサダメ……カ
荷前調絹ノザキノテウノキヌ……カ
幟飾ノボリカザリ……シ

ハ

八代集……二一下、二七下（藤原基定筆本後西天皇書入本・江戸初期書寫本・堀河其世筆本）
八代集抄……四六上
八雲口傳……八一下、六一上（鷹本八雲口傳・略本歌一體・抄略本歌一體・制詞）
八雲御抄……三〇上・五七上、五七下（初稿本・第二次稿本・御再撰本・乞鷹本、五八上（綾少路羽林統有御本・慶司本）
伴大納言繪……一三三上
柏玉集……一〇三上、一〇三上（詳本・略本・刊本）
馬内侍集……一一下、一一二上（續書類從本・讀群書類從本・水野家藏寫本）

排廬小船……七一上
發心和歌集……一一三上
鉢かつぎ……一三三下
箒木別注……ウ・雨夜談抄
蛤の草紙……コ
濱出草紙……ヒ
濱成式……カ・歌經標式
濱松中納言物語……一二三上・一四五上（みつの濱松）、一二三下（尾上八郎舊藏五卷本・殘缺四冊本）、一二四上（流布本系）
濱河上……六二下、六三下（僧爲相筆本）
ひとりごち……四九下
光源氏物語抄……コ
彦火々出見尊繪……ケ
廣田社歌合……コ
菱餅ヒシモチ……リ
書御座ヒノオマシ……チ
檜兜ヒノキカブト……カ
氷様奏ヒノタメシノソウ……二二五上
梶葉手習カヂノハノテナラヒ……二三三下
平座儀ヒラザノギ……ヘ

フ

文正……一三四下、一三三下（文正草紙、一三四下、文太物語・文正の草紙・鹽やき文正・丹緑大型本）
文正の草紙……文正
文太物語……文正
文明一統記……二二一下
文華秀麗集……四七上・五〇下
文鏡祕府論……一上
分類句集……三二上、三二下（經宮百册本）
物臭太郎……一三三下
武家百人一首……三〇下
風雅和歌集……二下・二三上◉二三上（廿一代集本・尊圓法親王清書本、二三下（竹内門跡本・紙燭筆本・親長筆本）
富士の人穴……一三六下、一三七上（舊

（從本系一本）
本朝月令……二三九下
北山抄……二二四上・二三九下、二三九下（北山記・北山納言記・四條大納言記・四條記・年中要抄・拾遺雜抄・擁官雜事・大將要抄・羽林要抄・東溪指南・備忘）
北山記……北山抄
北山納言記……北山抄
北夷考證……二一七下
北蝦夷地圖……二一七下
北蝦夷圖說……二一七下
保延百首……九一下
浦島太郎……一三三下
梵天國……一三三下
逢坂越え奴櫛中將……二四下
輔親集……九七下・九八上（流布本・桂宮本）

マ

慕風愚吟集……二一三上
豐景……七五上
寶治百首……八一下
寶物集……一一五下
發心和歌集……ク
堀河院百首注……二三七下
方相氏ハウソウシ……二三二下
縫殿寮ヌヒドノレウ……二三六上
豐明節會トヨノアカリノセチエ……二三六上
豐樂殿ブラクデン……二二五上・二二六下・二二七下・二三六上
北祭キタマツリ……二三〇上・二三〇下
卜部ウラベ……二三二下・二三三上

御裳濯川歌合……キ
明星抄……メ
南祭ミナミマツリ……ナ
宮主ミヤジ……キ

ム

無名抄……五九上
無名抄……一七二上下
无名抄……五九下（無名抄）
村上御集……タ・代々御集
紫式部集……シ
紫式部日記……二三三下
むぎなは……チ
蟲拂ムシハラヒ……チ

メ

明玉集……二一〇下
明星抄……一六六上、一六六下（鷹司本・内閣文庫本・同系本）
目安抄出……ル・類字源語抄
名越祓ナゴシノハラヒ……二三二下
召立メシタチ……シ

モ

目安抄出……一六八上、一六八上（九卿抄）、一六九下（桂宮本廿册本）
孟津抄……一六九上（九條殿關御問書・自筆本）、一六九下（桂宮本廿册本）
藻鹽草……キ
物臭太郎……フ
御堂關白記……キ
御堂關白集……キ
申文マヲシブミ……シ
求子モトメゴ……キ
物見車モノミグルマ……フ

每月抄……六〇下・六一上（亡父前自筆本）
萬水一路……一七一上、一七二上（承應十三行版）
萬葉考序……七〇上
萬葉集代匠記總釋……六九上
萬葉集時代難事……三四下
萬葉解通釋……七〇上
萬葉類句……三一下
孫姫式……ワ・和歌四式
枕草子……チ（七清少納言枕草子）
枕草子春曙抄……コ・江家次第
匡房卿次第……コ・江家次第
匡房抄……コ・江家次第
松浦宮物語・松浦物語……シ
眞名本伊勢物語……シ
祭マツリ……サ
舞姫參入マヒヒメサンニウ……フ

ミ

民部卿家歌合……五五下
岷江入楚……一六九下、一七一上（桂宮五五册本二・五五册本一）
美濃行幸記……オ・をじまのすさび
みつの濱松……ヒ・濱松中納言物語
道行觸……ト
道綱母集……ト、（フ・傳大納言母上集）
道濟十體……キ
躬恒集……フ
御堂關白記……キ
御堂關白集……キ
源順集……シ
美濃の家裏……ヒ

ヤ

夜の鶴……二〇八上
夜半のね覺……一四五上
野山の歎き……二一八下
八雲口傳……ハ
八雲御抄……ハ
山下水……サ
山路の露……サ
山家集（心中抄）……サ
倭片假名反切義解……ワ
大和物語……タ
大和物語抄……タ
東西文部ヤマトカハチノフヒトベ……ト

ユ

右大臣家百首……九一下
右京集……七九上・八〇上、七九上（建禮門院右京大夫集）、八〇上（承明門院小宰相局本）、一〇七上（右京大夫集）
右京大夫集……右京集
有馬湯治日記……二一五上
祐倫抄……一一三下
唯心房集……シ・俊秘抄
唯獨自見集……六七上
幽齋聞書……一一〇下
檜關集……ソ
悠紀主基の兩殿ユキスキノリヤウデン……二三六上
弓場殿ユバドノ……ヨ
瑤樹抄……一〇三上

よるのつる……六二上、六二上（阿佛口傳）、六二下（阿佛自筆本・細川玄旨筆本・三條殿御家本）
横笛草紙……コ
能宣集……ノ
夜の鶴……ヤ
夜半のね覺……ヤ
頼輔集……ラ
頼通の家集々成……ラ
吉田家 ヨシダケ……キ

ラ

落書露顯……六六下
落窪物語……一一五下・一二一下・一二二上（四冊本）
頼輔集……八四上、八四上（刑部卿頼輔集）、八四下（季經入道自筆本）
頼通の家集々成……九一上・一〇二下

リ

了俊日記……二二二上
吏途指南……ホ・北山抄
林葉累塵集序……六八上
柳葉和歌集……一〇九下
凌雲集……一上
梨本集……六九上・六九下
隆房集……八〇上・八〇上（荒玉年月）
笠金村集……七五上
令……レ
令義解……レ
令集解……レ
梨子原の宿舍 ナシハラノシユクシヤ……二二八下
立歌 タチウタ……二三六上
立樂 タチガク……二二五上・二二六下・二二七下
菱餅 ヒシモチ……二二九下
臨時除目 リンジノヂモク……二二七上

ル

類字……セ・仙源抄
類字源語抄……一八五下、一八五下（源語類字）、一八六上（目安抄出）
類礎……三一下
類聚武器和歌……一八七下

レ

令……二二四上
令義解……二三八上
令集解……二三八下
冷泉院御集……タ・代々御集
冷泉家傳承本……コ・古今集、後拾遺集、シ・拾遺集・新古今集・續後撰集・續古今集・新後拾遺集
怜野集……七三上下
戀地ゆかしき大將……一三一上、一三一上（金子武雄藏四冊本）
靈元天皇御幸假名宸記……ケ・元陵御記
例幣 レイヘイ……二三五上
綾綺殿 レウキデン……二三六下

ロ

六百番陳狀……三四下、三四下（顯昭陳狀）
六帖詠草……七二上
弄花抄……一六一下、一六二下（源氏聞書）、一六三上（鷹司十冊本）
路次之記……イ・いさよひの記
鷺の本末……サ・三五記
祿 ロク……二二五上・二二六下・二二七下・二三四下・二三六上・二三六下・二三七上
六衛府の菖蒲獻上 ロクエフノアヤメケンジヤウ……二三一上
六月祓 ミナヅキハラヒ……二三二下
路頭の儀 ロトウノギ……二三一上

ワ

和泉式部……一三三下
和泉式部物語……二〇三下、一九八上・二〇三下（和泉式部日記）、二〇四下（應永本・扶桑拾葉集本・三條西本）
和泉式部日記……和泉式部物語
和歌九品……五一下
和歌四式……四九下
和歌色葉集……五八上
和歌初學抄……五四下、五五上（初學抄・爲家筆本）
和歌所へ不審條々……六六下
和歌論義……五一下
和漢字源通釋抄……一六九下
和漢朗詠集……五一下
倭片假名反切義解……一八九下
倭歌作式……キ・喜撰式
我身にたとる姫君……カ
和世の儀 ニゴヨノギ……二三二上

三、官位人名索引

一、書名事項索引に倣ひ、漢音に則り表音のまゝを五十音順に排列した。
二、頁數の排列は、大體首に略傳記載の頁、次に奥書、引用文中のもの、最後に著者名としての頁數を掲げた。

ア

安法（法師）……九二下・九三上、九三上（邇）
安嘉門院四條……阿佛尼
安藤右京爲章……イ爲章
亞三台都督郎……コ公條
亞槐翁實隆……シ實隆
亞槐藤……シ實隆
阿佛尼……六二上・二〇七下・六二下、六二下（安嘉門院四條・阿佛房）
按察使藤原親長……シ親長
愛德丸……三七上

イ

一條前攝政……ケ兼良
一條殿……ケ經嗣
一條禪閤……ケ兼良
允亮……二四〇上
以經……一六上
伊行……一四六下・一四七下
伊行朝臣女……ケ建禮門院右京大夫
伊房……九下（朱雀帥）
伊勢守貞宗……テ貞宗
伊與法眼……六七上
衣笠內府……カ家良
惟方……九六上
惟光……一五一上
惟成親王……二七上（中務卿）
爲子（爲世女）……二七上（從三位——）
爲世……二七上（宗匠民部卿——）、五九上（前大納言）、九五下・二〇下・二二上
爲氏……五九上・二〇上、六一上（藤原朝臣——）
爲助……八一下
爲村……九七上（右衞門督藤原——）
爲和……八三下・一一八上
爲定……二二下・二三下
爲明……一二九下（大納言——）、二四上
爲相……九上（拾遺——）、五下・七上・一九下（大夫——）
爲家……五下・七上（桑門融覺）、九上（戸部尙書——）、九上・一九下（桑門）、一九下（特進前亞相戸部尙書藤原）、一九下・六二上（融覺）、四一下（中院入道大納言）、五一上（藤原朝臣）、五五上（比丘融覺）、六一上（藤原朝臣——）、一〇四下（前藤大納言）、一九上下・六一下・八一下
爲益……二〇上（冷泉宰相）、二五上（冷泉黃門——）
爲重……二四下
爲兼……八八上・二一上・六三上
爲基……五六下（藤爲基）
爲頼……九二上（冷泉——）
爲遠……二四下
爲藤……二四下・二〇下・二二下
爲章……一九五下（安藤右京——）、一九五上
意尊……九五下
遺老藤原朝臣定家……テ定家
隱士銘至……メ銘至

ウ

羽林……羽林良將藤
羽林次將源通村……ツ通村
羽林良將藤……二五上、二五上（羽林）
羽林痾葉……コ公衡
羽林源通村……ツ通村
羽林藤……八一下
宇多天皇……一〇〇下
宇治氏第七世法眼了鑑……リ了鑑
烏丸亞相光廣……コ光廣
烏丸資房……シ資房

エ

永盛……五下
永閑……一七一上
永樂屋東四郎……四〇下・四四上下
延喜聖主……タ醍醐
英倫……四上
越部禪尼……五九上（俊成女——）
圓珠庵契沖……ケ契沖
圓頓……一〇八下
圓嘉……一五上・一六上（大夫阿闍梨——）、一八上（大夫阿闍梨）
圓融天皇……一〇一下
緣音……一八七上（平緣音）
叡智……一一上（桑門——）

カ

甘露寺一品亞相親長……シ親長
甘露寺前亞相……ケ元長
甘露寺親長……シ親長
花山院……四三下、六上下（——法皇）
花園天皇……二三上（上皇）
岸本弓弦……五四下
河原大納言昇……シ昇

家仁親王(桂宮)……五下(家仁)
家良……六一上(衣笠内府)、一九下
家長……一六上、一七上(和歌所開闔正五位下行備前守源朝臣)
家隆……一五上(壬生二位)、一五上(宮内卿——)、一六上(家隆二位)、一八上(壬生二品)、二三下
家棟……一七上(左近大夫将監源朝臣)
夏野……二三八上・下
荷田在満……廿在満
貫之……二〇〇下・三六上・三六下・二〇〇下・二〇一上・三上
勘解由小路治部大輔資忠……シ資忠
賀茂縣主貞淵……シ貞淵
賀陽院……タ泰子
雅世……二五上
雅俊……一四二上(飛鳥井大納言——)
雅春……一九一下
雅有……三三下・四三上・四四上(侍従——)
雅経……一六上・一三下
雅康……一四下(右兵衛督藤原——)
雅章……三一上
雅綱……一九一下
雅親……二五下(飛鳥井大納言入道雲雅)
槐下桑門藤齋……コ公敦
槐陰遁遙叟堯……シ實隆
諫議大夫清繼……サ清繼
關白殿……ラ顯通
懐成親王……二七上・上野大守懐邦、二七上・上野大守——)

覺……ケ寛良
覺惠……ケ寛良
覺勝院……一七三上
鴛丸……一七上
觀蓮……キ敬長

キ

きたこうちみふ卿……九八下
九(五)條入道三位……シ檀通
九條禪閤……リ了俊
今河與州了俊……五〇上
玉松氏……一四八上
阿……一〇下(前左兵衛佐——)
行宗……一九下
行家……二四〇下
匡房……一七五下、四五上(法印——)、四五上・下(再昌院法印)、四六上(七松子)、四四下・四五下
季……八四下
季經(入道)……テ定家
京極黃門……テ定家
京極入道中納言……テ定家
京極中納言入道……ケ經音
金紫光祿大夫藤原……二一四下(岡崎入道大納言)
紀光……カ家隆
宮内卿家隆……シ時俊
宮内卿時俊……二一二上
救濟……三上・一一四上
躬恒……八一下(持明院拾遺公基定)
基定……一五一下、一五一下(散位——)
基重……具世
基世……六上・八上(堀河宰相——)
具顯……一七八下
具世……ケ寛良
堀河……ト敦忠
堀河老翁……キ基綱
堀河宰相……具世
堀河宰相具世……具世

ケ

元長……一八五上(右大辨宰相・甘露寺前弼相)
元盛……三〇上下・一九下
元輔……五上
玄旨……ト藤孝
玄濟……五九上
玄覺……九四上(權律師——)
刑部侍郎光之……コ光之
刑部卿藤原氏直……シ氏直
契沖……六九上、二八下・二九上(沙門——)、四〇上(密門禪——)、一九五下(圓珠庵——)、二八下・三九下
建春門院中納言……二〇七上、一〇八上(後成卿女)、二〇七上
建禮門院右京大夫……七九下、八〇上、八〇上(併行朝臣女)
彦部雅樂頭晴直……セ晴直
兼右……二〇下(卜部——)、二一上・二一下(卜)、二三上(左兵衛佐卜部朝臣——)、二三上・二三下(右兵衛督)、二四上(右兵衛督卜部——)、二四下・二五上(右兵衛督卜部——)、二五下(左兵衛佐卜部——)
兼孝……一六九上
兼良……一五七下・二二一下、一五二下

ク

公敦……一五二上(洞院大納言——)、一五二下・一五三下(洞院亞相——)
公衡……一〇九上、一〇九下(羽林齋)、一四二下(轉法輪左府——)
公賴……二一三上、二一三上(權中納言聰)
公麗……五條三位入道俊成……シ俊成
五條三品禪門……シ俊成
五條羽林……シ俊成カ
五湖釣翁……六六上
光之……三〇上(刑部侍郎——)、三〇上(和歌所舊生——)、二九下
光仁天皇……五〇上
光平……三一八下(伴林——)、二一八下
光行……一五〇下(大監物——)
光忠……二一下(右中辨藤原)
光孝天皇……一〇〇下
光長……二四〇下
光圀……一九五上(權中納言——)
光俊……六二下、九四上(不學門縣)、一〇二下(鳳翔房)、一九下
光愛……二一四下
光榮……五下、五下(日野宰相——)、一五上
光廣……四六上(島丸亞相——)、六七下
光嚴天皇……二三上(法皇)、二三上
好忠……九二下
孝治……八一下(竹内刑部少輔——)
孝標女……一〇五下
幸佐……六八上(高田——)、九五下
幸清(法印)……二〇一上(東大寺西室院僧正)、二〇一上・二一四下(西室)
幸隆……二二一上、二三一下(妙庵)
幸時……一三三上(持明院中將——)
幸家……一九下
幸俊……五九上、三六下(前金吾)、五九上(左衛門佐——)
幸熙……一七四上、一七五上(潤河老翁悠見子)
綱……二四上(左近衛權中將藤原——)、一五三上(姉小路宰相權中納言——)
秀……二三〇上(正二位行權大納言藤原朝臣——)
長……三四上(宰相入道覺蓮)、三六上・三五下(宰相)
國……二一上(從二位藤原——)
實……一四三下
御子左黃門……一四三下
御杖……七二上
猗蘭軒……五九上
孝……二三下・八九上
堯空……シ實隆
堯尋……八九上
堯憲……八九上
堯知……一八三下
堯尚……六五下・一六二下(常德院殿)
堯持……二二二下(室町殿)
堯總……一六五上・下(能州刺史)
堯平……一三三上(清閑寺中納言——)
堯房……一五八下
儀同三司……セ尊成
儀同三司源……セ尊成
凝(疑)然……六〇上(桑門——)
舊院(後花園天皇)……コ後花園

ク

具世……六上・八上(堀河宰相——)
具顯……一七八下
堀河……ト敦忠
堀河老翁……キ基綱
堀河宰相……具世
堀河宰相具世……具世

ケ

元長……一八五上(右大辨宰相・甘露寺前弼相)
元盛……三〇上下・一九下
元輔……五上
玄旨……ト藤孝
玄濟……五九上
玄覺……九四上(權律師——)
刑部侍郎光之……コ光之
刑部卿藤原氏直……シ氏直
契沖……六九上、二八下・二九上(沙門——)、四〇上(密門禪——)、一九五下(圓珠庵——)、二八下・三九下
建春門院中納言……二〇七上、一〇八上(後成卿女)、二〇七上
建禮門院右京大夫……七九下、八〇上、八〇上(併行朝臣女)
彦部雅樂頭晴直……セ晴直
兼右……二〇下(卜部——)、二一上・二一下(卜)、二三上(左兵衛佐卜部朝臣——)、二三上・二三下(右兵衛督)、二四上(右兵衛督卜部——)、二四下・二五上(右兵衛督卜部——)、二五下(左兵衛佐卜部——)
兼孝……一六九上
兼良……一五七下・二二一下、一五二下

基時……一三三上(持明院中將——)
基家……一九下
基俊……五九上、三六下(前金吾)、五九上(左衛門佐——)
基熙……一七四上、一七五上(潤河老翁悠見子)
基綱……二四上(左近衛權中將藤原——)、一五三上(姉小路宰相權中納言——)
教秀……二三〇上(正二位行權大納言藤原朝臣——)
教長……三四上(宰相入道覺蓮)、三六上・三五下(宰相)
教國……二一上(從二位藤原——)
教實……一四三下
教杖……七二上
教孝……五九上
教尋……二三下・八九上
教憲……シ實隆
教秀……八九上
教知……一八三下
教持……六五下・一六二下(常德院殿)
教總……二二二下(室町殿)
敎平……一六五上・下(能州刺史)
敎房……一三三上(清閑寺中納言——)
敎同三司……一五八下
敎同三司源……セ尊成
敎(疑)然……六〇上(桑門——)
舊院(後花園天皇)……コ後花園

ク

具世……六上・八上(堀河宰相——)
具顯……一七八下
堀河……ト敦忠
堀河老翁……キ基綱
堀河宰相……具世
堀河宰相具世……具世

ケ

元長……一八五上(右大辨宰相・甘露寺前弼相)
元盛……三〇上下・一九下
元輔……五上
玄旨……ト藤孝
玄濟……五九上
玄覺……九四上(權律師——)
刑部侍郎光之……コ光之
刑部卿藤原氏直……シ氏直
契沖……六九上、二八下・二九上(沙門——)、四〇上(密門禪——)、一九五下(圓珠庵——)、二八下・三九下
建春門院中納言……二〇七上、一〇八上(後成卿女)、二〇七上
建禮門院右京大夫……七九下、八〇上、八〇上(併行朝臣女)
彦部雅樂頭晴直……セ晴直
兼右……二〇下(卜部——)、二一上・二一下(卜)、二三上(左兵衛佐卜部朝臣——)、二三上・二三下(右兵衛督)、二四上(右兵衛督卜部——)、二四下・二五上(右兵衛督卜部——)、二五下(左兵衛佐卜部——)
兼孝……一六九上
兼良……一五七下・二二一下、一五二下

源都督慶壽院法皇……經信
慶融……チ長慶
慶攝……二八下(松下見林)
鎌足……五〇上(内大臣藤原——)
顯季……一一下
顯昭……三四下、三三下・三三下・三四上・三五下・四三上・四二下・四五上・五八下・九五下、三三上・四三上・四二下・四三下
顯家……一〇下(少納言——)、五三上
顯輔……九五下・一二上

コ

戸部尚書(藤)(定家)……テ定家
戸部尚書卿藤……ト藤孝
戸部尚書爲家……イ爲家
公方……二三九下
公任……四三下・四三下、五一下(六納言)、六上下・五一上・二三九下
公時……一六八上(梅丸)
公夏……一六七下、一五九
公條……一六五上下、四三下(都督郎)、四三下(都名古都督郎)、一七一下(右府人道)、四三上・二一四上
公敦……一五四下(槐下桑門藤齋)、一五五上(龍翔院)、一五九下(龍翔院入道前右大臣從一位)
公方……一六上(壬生二品)、一三下
公任……一七上(左近大夫將監源朝臣)
公時……一六八上(後成恩寺准后——)、一五九下(一條禪閤)、一八二下(一條禪閤)、一六〇上下(後成恩寺殿)、一六〇下(光消憂)、一六一下(禪閤一條殿)、一八二上(一條前攝政)、一六三上(後成恩寺禪閤)、一六三下(禪定殿下・桃花坊)、二一四上(後成恩寺關白)、一五九下・一八一上・一八八上・二一三下
公好……二二〇下・一四三下
公宣……二一二下、二一二下(正二位行權大納言藤原朝臣)
公通……一〇七上(兵衛のすけ・ほりかはの中納言)
兼載(法橋)……一五四下・一八六下
景樹……四一上・七三下
乾貞恕翁……六八上
惠梵……シ師成親王
經有……五八上(鹼少路羽林——)
經信……九八下、二八下(大納言——)、二九下(源都督)、九九上(故帥大納言・左馬頭・大納言)、二八上
經音……一八二下(金紫光祿大夫藤原)
經通……九六下(高倉中納言)
經乘……二三下(鳥居少路經乘)
經嗣……二一二下・二一三七、二一二下(權陸)、二一三上(殿下)、二一三上(一條殿)
經賢……八九上
經衡……九四下
源中納言通躬……ツ通躬
源亞相……ツ通秀
源重之……シ重之

岡崎入道大納言……キ紀光
故大納言……シ俊光
故攝政……一五下
香禪坊……一四二下
皇太后宮大夫入道俊成……シ俊成
皇后宮大夫俊……一〇下
皇后宮亮……シ氏良
荒木田氏良……チ長親
畊雲山人……二〇下
國冬……二〇下
國道……二四一上
後水尾天皇……五六下(新院)
後伏見天皇……七下(新院)
後西天皇……一四〇下(從神武百餘代孫太上天皇)、二五上(從神武百數代孫和一廿六歲)
後陽成天皇……ケ彙良
後成恩寺入道殿下……ケ彙良
後成恩寺准后兼良……ケ彙良
後成恩寺殿……ケ彙良
後成恩寺禪閤……ケ彙良
後成恩寺關白……二二上(舊院)
後花園天皇……ト冬良
後妙華寺殿……リ良經
後京極殿(良經)……一〇三上
後柏原天皇……テ貞成
後崇光院(貞成)……一五上(上皇)、一五下(太上天皇)、一三下・五六下
後鳥羽天皇……リ良基
後普光院攝政……一五〇下(後醍醐院)、二四一上
後醍醐天皇……
後嵯峨院大納言典侍……八七上

高二位……一九上（コ幸佐）
高田幸佐……（ケ經通）
高倉中納言經通……二三九上
高　明……四六上
湖元季任……一五五上
黄　門……二一〇上（廣橋亞槐）
綱　光……一〇六下（チ忠幸）
簀　……一七八上（ツ綱光）
廣幡大納言忠幸……五四上
廣　道……（コ綱光）
廣橋亞槐……（シ實隆）
廣橋大納言……（ツ道秀）
權大納言……（カ花園）
權大納言宗綱……（ソ宗綱）
權大納言實量……六六上（ミ妙椿）
權大僧都……（シ淨辨）
權大僧都妙椿……（コ光圀）
權大僧都淨辨……
權中納言光圀……
權中納言従三位兼行侍從藤原朝臣……（シ實隆）
權中納言親經……（シ親經）
權中納言藤……（コ公麿）
權律師玄覺……（ケ玄覺）
權律師定圓……（テ定圓）
權僧正眞淳……（シ眞淳）

サ

三井末流法眼和尚位……五八上
三羽林……（シ實條）
三光（院）內府……（シ實枝）
三位中將重衡……（シ重衡）
三　宮……（フ輔仁）
三條羽林……（シ實條）
三條金槐……（テ定方）
三條新黃門……（シ實條）
山田隱士冬木翁……二四下
山岡明阿彌……（シ實隆）
左少將藤……（ケ象右）
左兵衞佐卜部兼右……（ケ象右）
左兵衞佐卜部朝臣兼右……（セ盛棟）
左兵衞權少尉源盛棟……（カ家棟）
左近大夫將監源朝臣家棟……（キ基綱）
左近衞權中將藤原基綱……（ツ道秀）
左近衞權中將藤原朝臣……（カ懷成）
左京大夫……（ソ宗綱）
左京大夫藤原實量……（マ藤呂）
左京兆……（セ政弘）
左馬頭……（ケ經信）
左衞門佐基俊……（キ基俊）
左衞門督通光……（ツ通光）
左親衞大樹……（ト冬良）
在　圓……（ノ增運）
在　滿……（キ季吟）
再昌院法印……（セ盛安）
杉原出雲……（西行）
佐藤兵衞尉……（キ教長）
宰　相……（テ定家）
宰相入道……（テ定家）
參議定家……（キ基重）
參議治部卿兼侍從藤……
散位基重……（ケ象右）
濟　繼……（ケ象右）
讀州入道……（シ實條）

シ

二品大王……（守覺法親王）
二條少將……（キ季吟）
二條院……（シ實隆）
七松子……（シ實隆）
七條院大納言……（ケ象右）
十　佛……（ケ象右）
十輪院……（セ盛棟）
上村次郎右衞門……（セ盛棟）
上皇（後鳥羽）……（カ花園）
上皇（花園）……（ソ宗綱）
上野大守懷成（邦）親王……（ハ範政）
上　覺……（ミ妙椿）
小野宮大臣……（實顯）
氏　良……（シ淨辨）
氏　宗……（コ光榮）
日野宰相光榮……（實茂）
日野資茂……（ケ覺家）
少納言殿……（ケ覺家）
少納言顯家……（守覺）
仁和寺宮……（カ家隆）
仁和寺常光院……（カ家隆）
壬生二位家隆入道……（カ家隆）
壬生二位……（カ家隆）
壬生二品家隆……（カ家隆）
壬生二品家隆……（セ善成）
壬生宮……（セ善成）
四辻宮大納言……（セ善成）
四辻儀同三司……（セ善成）
四條大納言常泰……（常泰）
四條宮下野……（ク女房）
四條宮……（ク女房）
主　殿……（ク女房）
式子內親王……（チ智仁親王）
式部卿宮……（チ智仁親王）
朱雀天皇……（イ伊房）
朱雀帥伊房……（イ伊房）
守覺法親王……（守覺法親王）
肖　柏……（ヲ和寺宮）
秀　能……（ヲ和寺宮）
侍中藤資直……（カ雅有）
侍從雅有……（キ基綱）
姉小路宰相權中納言基綱……（道自）
枝　賢……（ト冬良）
竺源惠梵……（師成親王）
周阿法師……（ケ慶運）
周　桂……（ケ慶運）
松下見林……（チ忠顯）
松岡清助辰方……（チ忠顯）
松殿宰相忠顯……（セ正徹）
招　月……（セ正徹）
招月老納正徹……（セ正徹）
承明門院小宰相……（ソ宗祇）
承香殿女御……（ソ宗祇）
承　相……（ソ宗祇）
昇　……（ソ宗祇）

持　世……一五四上（原作禪閤）
持明院中將基時……（キ基時）
持明院金吾……一六一下
持明院拾遺公基定……（キ基定）
持是院法印……（ミ妙椿）
室町殿……（キ義持）
秀　隆……二二〇上——（兵衞督大臣）
重　之……一二下（源——）
重　隆……二四〇下
重　衡……八七下（三位中將——）
拾遺三品定家……（テ定家）
拾遺爲相公……四二下
拾遺爲相……（イ爲相）
俊　光……八八上、八九上（故大納言）
俊　成……八五上・五五下・九九下、九上（贈故大夫藤、一六上（入道三品禪阿）、三六上（五條三品禪門）、五一上（皇太后宮大夫俊、五九上（五條三位入道——禪阿）、八四上（入道三品）、九一下（皇太后宮大夫入道・大夫入道）、九四上（九（五）條入道三位）、一〇九下（五條三品禪門・五條羽林カ）、一三上、九一上
俊成女こしへの尼……（エ錦部刑尼）
俊成卿女……（ケ建春門院中納言）
俊　忠……九九下（中納言——）、九九上
俊　家……五九上（六宮右大臣——）
俊　通……一六四上、一六三下
俊　頼……九五上、一一下・五三上・九五下、一〇下（木工、前木工頭）、一一上（木工）一〇上・五二下・一〇五下
春　海……一二二下・七三上
信　生……一一二下・二〇七上
信　譽……一九七上（石山寺住持大僧正—）
常　緣……三七下、三一下（權少僧都——）三八上（二代作者八旬要老）
常　辨……（キ義尚）
常德院……三八下
常德院准后……（ソ增運）
淨　辨……一五二下、一一一下（三羽林——）、二〇一上（三條羽林——）
實　條……八二上、二下・二〇一上（弘機藤）、八二下・二〇一上（道潤院內府）、八二下（聽雪軒）、一一下・一六九上・一四〇下（道潤院）、一四〇下・一四二上（道通叟槐隊道通叟・鶴空）、一五二下（左少將藤・道潤院）、一六二下（入道前內大臣）、一六三上（道潤子）、一八〇上（權中納言從三位兼行侍從藤原朝臣・權大納言）、一八八上（老槐散木）、一〇三上・一八七下
實　隆……八二上、二下・二〇一上（弘機藤）、八二下・二〇一上（道潤院內府）、八二下（聽雪軒）、一一下・一六九上・一四〇下（道潤院）、一四〇下・一四二上（道通叟槐隊道通叟・鶴空）、一五二下（左少將藤・道潤院）、一六二下（入道前內大臣）、一六三上（道潤子）、一八〇上（權中納言從三位兼行侍從藤原朝臣・權大納言）、一八八上（老槐散木）、一〇三上・一八七下
實　量……五七上（權大納言）
實　資……二四〇上
實　澄……一八六下（弘槐翁——）、一九一下
實　興……一九上（藍人頭右近權中將藤原——）
實　賴……二〇〇上（小野宮大臣）
實　顯……二〇一上
種玉庵……（ソ宗祇）
種玉庵宗祇禪師……（ソ宗祇）
種　案……（セ善臣）
稱名右禪府……（コ公條）
稱名院……（コ公條）
親　行……一四八下
親　長……二二上・一八五上（按察使藤原——）、二三下（蓮空・甘露寺一品亞相）、一四二下（甘露寺——）
親　兼……一九七上（正二位權中納言藤原——）
親　經……一六下（權中納言——）

親顯……二〇一上（北畠羽林）
邇……ア安法法師
職隆……二三九上、二三九下（防鴨河判官從五位下行左衞門權少尉中原朝臣）
釋阿……俊成

ス

帥大納言……ケ經信
崇德院……三六上

セ

千種前宰相有能……ユ有能
千蔭……七二下
川越少將……四六上
正二位行權大納言藤原朝臣……ケ兼宣
正二位行權大納言藤原朝臣教秀……キ教秀
正二位權中納言藤原親兼……シ親兼
正三位清原朝臣枝賢……シ枝賢
正明……四四下
正徹……一〇七下、六六下、六六下（清岩和尙招月、一四三上（招月老納）、六六上
西山隱士上覺……シ上覺
西方行者頓阿……ト頓阿
西行（法師）……一〇〇上、一〇〇上（範清、佐藤兵衞尉）、九八上・九九下
西室……コ公順
西室院僧正……コ公順
西室院僧正……コ公順
西圓……一四八下
成茂……一〇八上

成長……八五上（綱宜——）
成尋阿闍梨母……七八下・二〇六上
赤染衞門……九一七、七下
青蓮院殿……一五四上、一五四下（左京光）、二五下
政弘……一五九下（失內宸大夫——）
政爲……一四二下（中御門——）
宣秀……一九五下（本居——）、四〇下・四四上・七〇下・七一上・一七七上・二一六下
宣長……イ爲世
前大納言爲世……ク九條
前內大臣家（九條）……シ俊顯
前木工頭俊親……キ行宗
前左兵衞佐行宗……キ基俊
前金吾……四二下
前員外典厩（藤原長綱）……シ資明
前權大納言……ヒ濱臣
清水濱臣……二一八下
清少納言……正徹
清岩和尙……キ照房
清閑寺中納言凞房……ケ良
清輔……九下・三六下・三六下・三六下・三六下・五四上・五五上・九五下、五三下
清範……九下、九下（杉原出家）
盛安……一六上
盛棟……一七上（左兵衞權少尉源——）
晴直……二二上（倉部雅樂頭）
晴祐……九四上
惺窩……二〇一下（妙壽院）
大納言經信……ケ經信
大納言爲明……イ爲明
大納言爲世……イ爲世
大納言爲兼……イ爲兼
大納言爲村……ツ通村
大納言爲家……イ爲家
大納言爲定……テ定家
大納言爲冬……ト冬仲
大納言爲良……ソ宗良
大納言爲世……ツ通世
大納言爲定……テ定家
大納言爲家……イ爲家
大納言爲村……ツ通村
大納言爲明……イ爲明

適……九三上（内匠頭――）リ子倭
轉法輪左府公頼……コ公顯　ソ崇光　イ爲家

ト

土佐光信……一三七下
冬仲……一九五上（中務大輔――）
冬良……一五九上（博陸――）、一六〇下（後妙顯寺殿・左親衛大將）、一八二下（後妙花寺殿）、一八二上
冬嗣……二三八下
東山左府……シ實熙
東坊……一五三下
洞院大納言公數……コ公數
洞院亞相公數……コ公數　ケ兼良
桃花坊……ケ兼良
桃花居士……ケ兼良
桃華野人……ケ兼良
特進前亞相月部尚書藤原……イ爲家
特進源通秀……ツ通秀
特進藤……一八二下
都督郎……コ公條
敦忠……一〇七下、一〇七下（貞信・本院）
道白……シ枝賢
道長……一〇二下
道家……一八下
道澄……一五五上（照高院准后）
道濟……四三下・四三下・六上
道綱母……二〇三上
頓公……八八下・八九上、四上（西方行者――）、八九上（頓公）、二四下・六五上下
頓阿……

德翁……リ子倭
頭辨宗光……ソ崇光
（前）藤大納言爲家……イ爲家
藤羽林……八二上
藤光……三八下、三九下（圖書・玄旨）、一〇〇上（玄旨）、一一〇下（戶部尚書郎圖）、一一七上・一二一上（圖書叟玄旨）、一二一下（法印圖書）
藤原朝臣定家……テ定家
藤原祐梁……ユ賀繁
藤原朝臣……イ爲家
藤原朝臣爲氏……イ爲氏
藤原朝臣爲家……イ爲家
藤原濱成……ヒ濱成
藤爲基……イ爲基

ナ

内大臣藤原鎌足……ケ鎌足
内匠頭定爲……テ定爲
内匠頭適……テ適
奈良御門……一〇〇下

ニ

入道三品……シ俊成
入道三品釋阿……シ俊成
入道中納言……テ定家
入道中務卿宮……ソ崇良
入道正三位知家……チ知家
入道前内大臣……シ實隆
入道前左大臣桑門……木房嗣
任賢……六五下（右筆――）

ネ

禰宜成長……七成長

ノ

能州刺史義總……キ義總
能宣……八九下・五上
能因……九三下・五二上

ハ

八座沈老……三七上
伴林光平……コ光平
馬内侍……一二下
梅允……コ公松
梅翁……七〇上
梅隱詠常……ユ賀常
博陸……ケ經嗣
博陸冬良……ト冬良
範政……一四九上・下（前上總介）
範清……サ西行

文圓女王……二一六上
伏見仙院……一五〇下
伏見宮……四四上
伏見殿……ホ邦房親王
伏見殿……二〇上
伏見殿實昭院貞致親王……テ眞敎
風月宗智……三八下
富元……一五三下（大江――）
輔仁親王……一一下（三宮）

ヘ

平貞光……テ眞光
平緣普……エ緣普
兵部大輔雅……一一上
兵部卿師成親王……シ師成
兵部卿藤原宗綱……ソ崇綱
兵衞（上西門院）……九八下
兵衞のすけ……ケ兼通
兵衞督大德……シ秀隆

ホ

ほりかはの中納言……ケ兼通
卜兼右……ケ兼右
卜部兼右……ケ兼右
木工（俊綱）……シ俊綱
木村定良……五四下
北畠羽林……シ親顯
本田ふちはらのたゝのり……チ忠篤
本居宣長……セ宣長
本院……ケ兼通
本院侍從……一〇七上

邦房親王……九九下（伏見殿――）
邦高親王（伏見宮）……二二下（李部王――）、二二下（邦高）
防鴨河判官從五位下行左衞門權少尉中原朝臣（職隆）……シ職隆
法皇（光嚴天皇）……コ光嚴
法眼紹永……シ紹永
房嗣……五七上（入道前左大臣桑門）
輔親……九七下

マ

麻呂……五〇上（左京大夫藤原――）
曼殊院宮慈運親王……シ慈運

ミ

民部卿……イ爲世
民部卿典侍……九一下、九二上（民部卿局）
妙阿……五九上
妙庵……コ幸隆
妙椿……二一〇下（持是院法印・權大僧都――）
妙壽院……セ慨寫

メ

明心居士……六八上
明靜……テ定家
明魏……チ長親
銘至……二七下（隱士――）

モ

耄及愚翁……二一〇上

茂睡……六九下

ヤ

也足軒（叟・子）……ツ通勝

ユ

友阿……コ公夏
友則……三上
了阿……ケ元長
右大辨宰相……コ光忠
右中辨藤原光忠……シ資茂
右少辨資茂……ケ兼右
右兵衞督……ケ兼右
右兵衞督卜部兼右……イ爲村
右兵衞督藤原爲村……カ雅康
右兵衞督藤原雅康……ケ建禮門院右京大夫
右京大夫……チ忠家
右　府……コ公條
右府入道……チ長親
右近大將長親……ニ任賢
右筆任賢……一六上、一三下
林家……一三三上（千種前宰相――）
有能……リ隆眞
油小路前大納言隆貞……六八上
幽竹堂……卜藤孝
幽齋……卜藤孝
幽齋叟玄旨……イ爲村
祐梁……一八三下（藤原――）
祐常……二七上（卜屋――）
祐榮……一六上（治部少輔――）
祐範……一六上、下（中臣――）
悠見子……キ基綱
融覺……イ爲家

ラ

賴通……九〇下（關白殿）
賴輔……八四上、八四下（從三位行刑部卿藤原朝臣――）

リ

俊……二一二上・二一一下、一五六上（椙月德翁）、一五六下（德翁）、一四三下（今河與州――）、一五五上
了鑑……五九上（宇治氏第七世法眼――）
李部邦高親王……ホ邦高親王
李部王邦高……ホ邦高親王
良守上人……四上
良基……二一一上・二一〇上、二一〇下（後普光院攝政）、六五下・二〇九下・二一〇下
良清……一五一下
良經……一四下（攝政太政大臣）、一六下（後京極殿）
林久次郎……五四上
林藏……二一七下
梁園……シ守覺
隆房……八〇下
隆信……一〇〇上
隆眞……一三三上（油小路前大納言）
綾少路羽林經有……ケ經有
龍翔院……コ公敎
龍翔院入道前右大臣……コ公敎

レ

冷泉天皇……一〇一下
冷泉家……七下・一四下

冷泉宰相爲益……イ爲益
冷泉黃門爲益……イ爲益
冷泉爲賴……イ爲賴
蓮空（親長）……シ親長
嶺殿……九四上
禮部納言（通俊）……ツ通俊
靈元天皇……八三上（六十七歲翁）、二一五下

ロ

六十七歲翁……レ靈元
六兒郎……三二上（村崎――）
老槐散木……シ實隆
弄月堂……五九上
蘆庵……七二上

ワ

和歌所開闔正五位下行備前守源朝臣……カ家長
和泉式部……二〇四上

圖書寮典籍解題 文學篇

宮內府圖書寮編

昭和二十三年十月十五日 印刷
昭和二十三年十月二十日 發行

定價 參百五拾圓

發行者 東京都中央區銀座西五ノ四 佐藤繁次郎
印刷者 横濱市中區鐘澤二九 小野通久
印刷所 横濱市中區鐘澤二九 文壽堂印刷株式會社 根岸工場
配給元 東京都千代田區靜田淡路町二ノ九 日本出版配給株式會社

發行所 東京都中央區銀座西五ノ四 國立書院
電話銀座四六二六・二三二八 (會員番號A二一一〇五九)
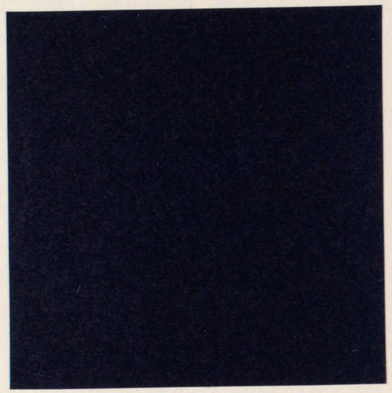
카12B6